

検証 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画
(中間報告)

2017（平成 29）年 9 月

松本市子どもにやさしいまちづくり委員会

はじめにー中間報告に当たって

松本市は、「子どもの権利に関する条例」を2013（平成25）年に制定し、条例に基づき「子どもにやさしいまちづくり推進計画」を2015（平成27）年に策定し、子どもにやさしいまち（コミュニティ）づくりに精力的に取り組んでいます。

この推進計画は2015（平成27）年度からの5年計画であり、2017（平成29）年は中間年に当たります。

そこで、2015（平成27）年度と2016（平成28）年度の実施事業について検証を行い、推進計画を今後いっそう効果的に実施していけるよう提言・報告します。そのためにも、この中間報告はできる限り簡潔にします。

今回は、推進計画の実施事業すべてについて検証するのではなく、推進計画のうち、①子どもの権利の普及と学習への支援、②子どもの相談・救済の充実、③子どもの意見表明・参加の促進、④子どもの居場所づくりの促進、という4つの施策の柱に沿って、中間的に検証します。

検証に当たっては、行政による年度ごとの事業評価や「子どもの権利」アンケートの結果等を踏まえながら、PDCA（Plan Do Check Action）に基づく事業評価を越えた形で行うことを目指しています。つまり、単に数値目標だけではなく、行政や市民の認識や態度等の変化も含めて、条例に基づき（条例の趣旨や規定の観点から）子どもにやさしいまちづくりが、どのように進んでいるのか、ここまでの成果や効果を示して、課題や新たな事業の必要性などを提言しています。この提言を実現するにはお金もかかりますが、子ども期に資金を投入することは子どもにとっても、社会にとっても有効であることは国内外の研究でも明らかにされてきています。

ほとんどの自治体が子育て支援を謳っていますが、子育て支援は子どもの育ちに貢献しなければ（子ども支援と結びつかなければ）、単なる「産めよ育てよ」政策に過ぎません。子育て支援と子ども支援は車の両輪のように進められなければなりません。松本市は、子どもに関わる問題を子どもの権利の観点から解決しようとし、そして親/家庭・保育士/園・教職員/学校等に責任を負わせるのではなく、まち全体で子どもの育ちを支える「すべての子どもにやさしいまち」づくりを推進しています。松本市は子育てだけではなく、子ども自身が育ちやすいまちです。これらの考えを行政全体で共有しながら事業を推進するとともに、社会的合意にしていくことが求められます。そのためにも、この中間報告を広く市民に公表することが必要です。

この中間報告を踏まえて推進計画が行政や市民社会でいっそう効果的に実施され、松本市が「すべての子どもにやさしいまち」になるよう願っています。

2017（平成29）年9月

子どもにやさしいまちづくり委員会

会 長 荒牧 重人

中 間 報 告 目 次

はじめにー中間報告に当たって

1	子どもの権利条例および子どもにやさしいまちづくり委員会の意義と役割	
(1)	子どもの権利条例の意義	・ ・ ・ ・ ・ 1
(2)	推進計画の特徴	・ ・ ・ ・ ・ 2
(3)	子どもにやさしいまちづくり委員会による検証	
2	推進計画の全体的な実施状況	
(1)	着実な前進	・ ・ ・ ・ ・ 3
(2)	松本市の施策全体と推進計画	
3	推進計画の実施状況の検証ー4つの柱を中心にー	
(1)	子どもの権利の普及と学習への支援	・ ・ ・ ・ ・ 4
(2)	子どもの相談・救済の充実	・ ・ ・ ・ ・ 7
(3)	子どもの意見表明・参加の促進	・ ・ ・ ・ 1 0
(4)	子どもの居場所づくりの促進	・ ・ ・ ・ ・ 1 3
4	推進体制について	
(1)	庁内推進体制	・ ・ ・ ・ ・ 1 6
(2)	市民、関係機関等との連携	
(3)	委員会のあり方など	
	おわりにあたって	・ ・ ・ ・ ・ 1 7

○関係資料

- 1 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会名簿
- 2 子どもの権利アンケート結果

1 子どもの権利条例および子どもにやさしいまちづくり委員会の意義と役割

(1) 子どもの権利条例の意義

最初に、推進計画の基にある条例の意義について簡潔にふれておきます。条例の特徴は以下の点にまとめられます（「松本市子どもの権利検討委員会最終報告書」2012〔平成24〕年11月27日）。

- ① 子どもの権利を尊重し、子ども支援、「すべての子どもにやさしいまち」づくりを推進するために必要な、理念とその普及、市の責務やおとなの役割と支援、子ども参加の促進や相談・救済の仕組みや居場所づくり、子ども施策の推進と検証などについて定めた総合条例です。
- ② 松本市が目指す「すべての子どもにやさしいまち」づくりの考え方や内容を明示しています。
- ③ どの子ども生まれながらに尊厳や権利を持つ主体として尊重され、それぞれの育ちが支援されるために必要な考え方と保障のあり方を示しています。
- ④ 子ども観や子ども支援の基礎にある子どもの権利について、その普及や学習の促進、情報の提供などを重視しています。
- ⑤ 松本の豊かな自然のなかで子どもが安全に安心して育っていくことを定めています。
- ⑥ 子ども支援とともに、親・保護者や子ども施設の職員など子どもの育ちにかかわるおとなも支援することが不可欠であることを強調し、支援のあり方を示しています。
- ⑦ 子どもの意見表明・参加の意義や重要性を強調し、それらを促進するための施策等を定めています。
- ⑧ 子どものSOSを受けとめ、効果的な救済・回復を図るために、子どもの権利擁護委員という第三者機関を設置するなど、子ども固有の相談・救済制度を設けています。
- ⑨ 子ども施策の総合的かつ継続的な推進のために、関係部署・機関等が子どもの状況を把握・共有すること、行動計画を策定すること、行政体制を整備すること、そして検証のための委員会をつくることなどを定めています。
- ⑩ 子ども支援、「すべての子どもにやさしいまち」づくりを推進するために、市、関係機関、市民が連携・協働することが不可欠であることを示しています。

そして、条例の前文では、「すべての子どもにやさしいまち」づくりを目指して、6つの基本目標－①どの子どもいのちと健康が守られ、社会の一員として成長できるまち、②どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、安心して生きることができるまち、③どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち、④どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち、⑤どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき尊重されるまち、⑥どの子どもいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち－を掲げ、子どもにやさしいまちづくりに向けた総合的・重層的・継続的な施策の方向性を示しています。

(2) 推進計画の特徴

上記の条例の特徴や意義を踏まえ、推進計画では、7つの施策の方向、16の推進施策、95の主な取組みを掲げるなかで、松本市の特徴的な取組みとして以下の点をあげています（「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」2015〔平成27〕年3月）。

- ① 子どものいのちや健康を守り、大切にする取組み
いのちと人生の質を高めることを目指す「健康寿命延伸都市・松本」の次代を担う子どものいのちと健康を守り、大切にする環境づくりを推進します。
- ② 乳幼児期からの継続的な子どもの権利に関する学習支援
乳幼児期における読み聞かせや紙芝居等とおした子どもの権利に関する学習をはじめ、就学後についても学校等で子どもの権利に関する学習支援を行うことにより、早い時期から子どもの権利の普及・啓発を図ります。
- ③ 地域の一員としての子どもの意見表明・参加
子どもが地域の一員として、地域の活動等に意見表明をしたり、主体的に参加できる地域づくりの推進を図ります。
- ④ 子どもが主語となる活動の推進
おとなが子どもと積極的に関わりを持つ「まつもと子どもスマイル運動」をはじめ、学校、家庭、地域等が協力して、子どもが主語となる活動を受けとめる環境づくりを推進します。
- ⑤ 子育て支援者への支援
保護者に対する支援を充実するとともに、教職員をはじめ、地域等において子育て支援に携わる全ての個人や団体等に対しても積極的に支援を行います。

これらの条例の意義や推進計画の特徴を常に意識しながら、条例や推進計画をいっそう効果的に実施していくことが必要です。本委員会の検証もこれらの点を念頭において行っています。

(3) 子どもにやさしいまちづくり委員会による検証

行政が行っているPDCAによる事業評価は、厳しい財政状況のなかで金・人・物をいかに削減するかを主目的にして、費用対効果、効率性、有効性などを数値ではかることが一般的です。しかし、そのような方法のみでは権利保障に関する評価としては十分ではありません。子ども施策の多くは権利保障に関わるので、その効果として予算や人の効率化、事業の改善、説明責任の向上、職員の意識改革などにとどまらず、子どもの権利保障にどこまで貢献したかという視点を位置づけることが不可欠です。

本委員会が行おうとしている条例に基づく「検証」とは、①アンケートやヒアリング調査等を通じて子どもの実態や思い・願い等を把握し、②行政の事業評価に基づき行政と対話を行い、③その過程で子どもを含む市民から出された意見の検討を踏まえ、④子ども施策の進展にむけた提言を行う一連の活動です。本委員会は、子どもに関わる問題事例や事件の背景にある施策の現状や課題について、行政の事業評価や対話等

を通じて検証し、提言を行います。このような検証は、子どもの権利を基準にした新たな事業評価といえます。

したがって、行政による事業評価においては、条例ができたことによりこれまでの行政をどのように継承・発展または変更・進展しなければならないのか、あるいは何を実現することができたのかなどを自覚的に自己評価することが必要です。

また、この検証のプロセスでは、子どもをはじめとする市民参加が重要です。子どもの権利をはじめ権利の保障にかかわることがらの大部分は、議会や行政任せでは実現しません。子どもをはじめとする市民の参加は、行政だけでは把握できない子どもの現実や取組みの実態などを明らかにすることに貢献し、条例や推進計画の実施をより現実的で効果的なものにします。この検証システムは、本委員会、行政、市民・子ども等が、それぞれの役割を確認しあいながら、パートナーシップの下に子どもの権利保障をいかに進展させられるかを重視したものです。

2 推進計画の全体的な実施状況

(1) 着実な前進

全体的に見ると、推進計画は着実に実施されてきているといえます。子どもに関わる施策・事業のなかに子どもの権利の視点が入るようになり、また例えば「松本市子どもの未来応援指針」（2017〔平成 29〕年 4 月）のような子どもに関わる計画策定のなかに子どもの権利条例をきちんと位置づけ、条例に基づいた施策が進められようとしています。

しかし、3「推進計画の実施状況の検証」で指摘されているように、その速度と内容は子どもを取り巻く現実に対応したものになりえていません。

繰り返しになりますが、行政としては、子どもの権利条例が制定されたことの意味を再認識し、子ども施策・事業に活かしていくことが必要です。

そのためにも、行政による事業評価において、担当部署は条例ができたことにより何がどう変わったのか、どこまで達成できたのかなどについて、単に数値だけではなく、認識や態度等の変化も含め、しかも数値の達成度のみならず文章等でエビデンスを明示することが求められています。

(2) 松本市の施策全体と推進計画

松本市は、いのち・健康に関わる施策や文化に関わる施策など先駆的な取組みを推進しています。これらの松本市の「強み」を本推進計画とより連動させて、子どもの育ちを市全体で支えていく「すべての子どもにやさしいまち」を促進することが重要です。

また、松本市はいま、地域コミュニティの再構築に向けてさまざまな検討・取組みを推進しています。その際にも、子どもの権利条例を実現する視点をもって、子どもの意見表明・参加等を促進することが求められます。

3 推進計画の実施状況の検証－4つの柱を中心に－

(1) 子どもの権利の普及と学習への支援

子どもの権利の普及のための事業は、松本市子どもの権利条例の施行、並びに、子どもにやさしいまちづくり推進計画の策定に基づき始まった施策です。

条例施行を機に新たに多くの事業が創設され、着実に成果を上げています。一方、検証の結果、まだまだ課題もあるのが現状です。今後、一層取り組むべき方向を示します。

ア 条例認知度・こころの鈴の認知度の向上

子どもの権利アンケート結果から、2013（平成 25）年に比べ、2015（平成 27）年の条例認知度が下がっていることが明らかになりました。

「子どもの権利に関する条例」を知っていますか

2013（平成 25）年 内容まで知っている：23.7% 名前だけ知っている：20.4%

2015（平成 27）年 内容まで知っている：2.9% 名前だけ知っている：20.7%

「こころの鈴」を知っていますか

2013（平成 25）年 知っている：19.1%

2015（平成 27）年 知っている：15.7%

子どもの権利の普及のためには、まずは、条例認知度を上げることが不可欠です。また、合わせて、こころの鈴の認知度を上げる必要性もあります。

そこで、2018（平成 30）年（予定）の子どもの権利アンケートにおける、条例認知度、並びに、こころの鈴の認知度については、下記の数値目標を設定して施策等を推進していく必要があります。

目標値 2018（平成 30）年

「子どもの権利に関する条例」を知っていますか

内容まで知っている：40% 名前だけ知っている：35%

※ 条例を知っている割合：75%（4人のうち、3人は知っている）

「こころの鈴」を知っていますか

知っている：80%（5人のうち、4人は知っている）

イ 学校における「子どもの権利の学習」の機会の位置付け

子どもの権利アンケートの結果、条例を知る方法について、特に、学校における「子どもの権利の学習」の重要性が浮き彫りになりました。

2017（平成 29）年に「第2次松本市教育振興基本計画」* 施策1に子どもの権利の推進が追加されたことも鑑み、松本市は、県内で唯一、子どもの権利条例のあるまちとして、松本の人権教育において「どの子にもやさしい、どの子も大切にされるまち 松

本」という基本理念をキャッチフレーズとし、周知していくとともに、学校における人権教育のグランドデザイン及び指導計画に「子どもの権利の推進と学習」を明確に位置付ける必要があります。

ウ 乳幼児期、学童期（保護者含む）からおとなまで、継続的かつ持続的で、きめ細かな啓発と学習支援

特に、乳幼児期の保護者への学習支援は重要であり、ママとパパの教室、こんにちは赤ちゃん事業、こどもプラザ、児童センター、つどいの広場等の既存の事業と連携し、計画的に学習の機会を提供していかなければなりません。そのためには、こども育成課、保育課、健康づくり課ほか関係課の連携が必須です。

その他、市政広報の継続的な活用と並行して、地域づくり課、生涯学習課とも連携し、町会や松本版・信州型コミュニティスクール事業などを通じて、地域づくりにおいて子どもの権利意識の向上のための学習の機会を提供することも必要です。

エ 紙芝居・絵本の活用による幼い子どもへの学習支援

子どもたちが、幼い頃から大切にされている実感を持ち、いのちを大切にする心を育んでいけるような学習支援も重要です。

まずは、ブックスタート事業の絵本選定基準に「いのち」や「子どもの権利」の視点を加えることが必要です。

また、制作された子どもの権利紙芝居「みんなだいじ」を計画的に活用するとともに、子どもの権利絵本を速やかに作成し、活用させることが必要です。絵本作成にあたっては、対象年齢や活用の具体策を明確にした上で、子どもの権利、及び、絵本に関する専門家の監修や関係者の意見反映が必須です。あわせて作成した子どもの権利絵本を、全児童に配布することを求めます。

オ 担当課・関係課による調整会議と民間団体の活用

条例施行前から継続している既存の事業においては、今後、いかに子どもの権利の視点を取り入れていくかが課題です。条例、及びこころの鈴の認知度を上げ、乳幼児期、学童期（保護者含む）からおとなまで、継続的かつ持続的で、きめ細かな学習の機会を提供していくためには、担当課・関係課による調整会議を設け、関係課のさらなる連携を図っていくことが必要です。

また、調整会議において、民間との連携、民間団体の有効活用を促進することが必要です。

*「学都松本」の実現を目標に掲げ、2017（平成 29）年度～2021（平成 34）年度を計画期間として策定。

子どもの権利の普及と学習への支援

		関 連 事 業	担 当 課	成 果 ・ 効 果	課 題	提 言 (新たな事業の必要含む)
全 般	市政広報	(1) 市政広報番組制作事業 (2) 「松本子どもの権利の日」事業	広報課 こども育成課	(1) 広報の活用 (2) 子どもの権利の日市民フォーラムの開催。平成28年度は、青少年健全市民大会と同日開催による普及広報	(1) 子どもの権利についての市民意識向上のための継続的、持続的な啓発、広報 (2) 子どもの権利の日の周知	・ 「子どもの権利条例のあるまち 松本」「どの子にもやさしい、どの子も大切にされるまち 松本」など、子どもの権利のロゴやマークの作成と活用 ・ こども未来委員会が作成した子どもの権利のポスターを活用 ・ 子どもの権利の日に合わせ、子どもの権利 Week の創設を検討
	条例 認知度	子ども ● 子どもの権利アンケート 問8 「子どもの権利に関する条例」を知っていますか 問9 どのような方法で知りましたか 問10 条例ができて良かったと思いますか 問15 「こころの鈴」を知っていますか 問16 「こころの鈴」に相談したいと思いませんか	こども育成課	● 結果（小・中学生・高校生） 問8 知らない H25：55.9% → H27：76.4% 問9 1：学校 2：新聞・テレビ 3：学習パンフレット 問10 わからない 64% 問15 知らない H25：80.9% → H27：84.3% 問16 思う 7.3% 思わない 41.7% わからない 51.0%	・ 条例を知らない子どもが多い（認知度が上がっていない）。 ・ 条例を知らないが故に、条例ができて良かったかの問いに対しても「わからない」の回答が多い。 ・ 「こころの鈴」を知らない子どもが8割超	・ 効果的な普及、啓発の検証が必要。その中で特に、学校における「子どもの権利の学習」の位置付けを明確にする。
		保護者 子どもの権利アンケート（H27 保護者） 問1 「子どもの権利に関する条例」を知っていますか 問2 条例ができて良かったと思いますか ※ 「こころの鈴」については設問なし	こども育成課	● 結果（保護者アンケートは H27 から実施） 問1 知らない 54% 問2 思う 46% 思わない 2% わからない 52%	・ 条例を知らない保護者が過半数 ・ 認知度の推移が不明 ・ 「こころの鈴」の認知度が不明	・ 保護者への普及、啓発と同時に、保護者アンケートの継続実施が必要である。また、「こころの鈴」の認知度に関するアンケートも実施する。
	こころの鈴	・ こころの鈴の運営	こども育成課	・ こころの鈴相談室カード、こころの鈴通信の作成と配布（こころの鈴通信発行回数 H27：1回 →H28：3回 増） ・ 相談件数の増加（実件数 H26：76件、H27：140件、H28：155件） ・ H28 市内小中学校全校での校内放送 ・ H27～28 市内小中高校、特別支援学校全校訪問 ・ H28 公共施設 239 箇所にカード、ポスター設置	・ こころの鈴相談室カードの活用実態の把握 ・ 市民、保護者(大人)への「こころの鈴」の広報	・ 相談者がどこで（何で）こころの鈴を知ったかを聴取する。 ・ 市政広報の活用による「こころの鈴」の持続的広報 ・ 「こころの鈴相談室カード」をランドセルや生徒手帳に入れる。
子 ど も	乳幼児	・ 子どもの権利紙芝居	こども育成課	・ 子どもの権利紙芝居「みんなだいじ」の制作と活用（H28 子どもの権利学習会 寿台児童館、小学校参観日 小学校2年生2クラス）	・ 子どもの権利紙芝居の周知と有効活用 ・ 内容から、活用対象年齢が幼児～低学年に限られる。	・ 紙芝居の計画的な活用のしくみと、紙芝居上演に合わせて配布する広報物の作成 ・ 紙芝居上演を動画で市ホームページやぐまつサイトにアップする。 ・ 子どもの権利絵本を速やかに作成する。
	乳幼児 ～ 小学生	・ おはなし会	中央図書館	・ 各図書館で定期的に「おはなし会」を行っていることはとても良い。ただし、既存のおはなし会だけでは、子どもの権利条例のもとで事業を推進しているのが見えにくい	・ 推進施策1-4 行動計画【214】 「図書館で子どものいのちや子どもの権利に関する資料を収集し、活用する」をふまえ、子どものいのちや権利に関する資料の収集と活用の具体的方策が必要	・ いのちや権利に関連したおはなし会（例：テーマ「なかよし、ともだち、だいすき」等）の開催 ・ 関連団体と連携して、子どもの権利やいのちに関する本のロビー展示 ・ ブックスタートの絵本選定基準に「子どものいのちや権利」の視点を加える。 ・ 子どものいのちや権利の普及のために、セカンドブックが新設される際は連携を検討する。
		・ 子どもの権利絵本の作成 ※ こども部職員プロジェクトチームで作成を検討	こども育成課	・ 絵本作成と、子どもの関わる施設への配布は有効（※平成30年度以降予定）	・ 絵本作成については、内容はもちろん、対象年齢、字数等、検討課題が多い。	・ 対象年齢、活用の具体策を明確にした上で作成する（セカンドブック事業の新設の際の連携を検討し、作成した子どもの権利絵本を、全小学1年生に配布する）。 ・ 作成にあたっては、子どもの権利、絵本に関する専門家の監修が必須。また、作成過程で子どもたちに実際に読み聞かせて修正しながら作成する。
	小・中学生 (学校)	・ 人権啓発ポスター展の開催	人権・男女共生課	・ 既存のポスター展は良い取組み ・ H28「人権を考える市民の集い」において表彰式を実施し、会場に「子どもの権利」に関連したパネル等展示		・ 人権啓発ポスター展の募集広報の際に、子どもの権利の普及、啓発の視点を加える。
		・ 子どもの権利学習パンフレットの作成 ・ 子どもの権利に関する教材の作成	こども育成課 学校指導課	・ H27.1 作成（H26 年度）、27 年度は作成なし。ただし、H28.12 に作成配布（小学校低学年向け、小学校高学年向け、中学生向けによりわかりやすいものに改定） ※ 活用状況：H26 授業利用 40.8% H28 説明 60.4% 授業利用 9% ・ H28 パンフレットのポイント記載資料を各校に配布	・ パンフレットの活用率だけでなく、活用実態の把握 ・ 継続活用しやすいパンフレット作り	・ こども育成課、学校指導課の連携による学習パンフレットの作成と活用 ・ 段階的な（学年別）学習教材の開発 ・ パンフレット活用事例、学習事例把握、事例一覧の作成と学校への提供 ・ 学校が人権教育等の次年度の学習計画を立てる年度末1～2月に、各校に、新年度のパンフレットや教材の配布時期を周知し、新年度の指導計画に位置付けてもらう。合わせて、子どもの権利の学習アンケートを実施し、その年の学習事例を収集する。
		・ 道徳教育の充実 ・ 学校人権教育推進 ・ 児童生徒の人権教室 ・ 子どもの権利の授業	学校指導課	・ 道徳教育、人権教育を各校、全教育活動において実践（第2次松本市教育振興基本計画（2017→2021）の 施策1に 施策の方針（1）子どもの権利の推進が新設） ・ 各学校でパンフレットを活用した取り組みや、全校放送・全校集会等を実施	・ 松本の人権教育における子どもの権利に関する学習の位置付け（子どもの権利条例のあるまち、子どもにやさしいまち「松本」として、松本らしい人権教育像が必要。松本の人権教育のランドデザインに「子どもの権利条例」を位置付ける。）	・ 学習パンフレットの学校における活用 ・ 授業以外の活用例の研究と周知（全校放送、全校集会など） ・ 活用事例の共有のしくみづくり ・ 子どもの権利学習の学年別指導案を早急に作成し、松本の人権教育の指導計画に子どもの権利の推進と学習を位置付ける。
		・ 子どもの権利の学習支援	こども育成課	・ 子どもの権利について【専門知識のある民間団体等と連携をとりながら】小中学校や児童センターで子どものいのちや子どもの権利についての学習支援を行うという事業の方針に期待	・ 民間との連携、民間の活用	・ 学校指導課と連携し、学校などで人権やいのちの学習支援の実績のある団体を一覧にし、学校や児童センターに提供する。 ・ 子どもの権利 市民サポーターの育成と活用
	高校生	・ 子どもの権利アンケート実施 ※ 高等学校13校1～2学年のそれぞれ1クラス	こども育成課	・ H27 高等学校全校訪問、相談室カード、こころの鈴ニュースの配布 ・ H28 高校生に相談室カード、通信を配布。市内高等学校、青少年の居場所ほかに、こころの鈴相談室カード、ポスターを設置	・ 広報物の配布のみ	・ 子ども未来委員会以外に、高校生が主体となって学習に取り組めるような新規事業の創設
※	子ども 保護者	・ 子どもの権利擁護委員による講演会	こども育成課	（子どもの権利擁護委員が学校等で子どもの権利について講演会や授業等を行うという事業の方針に期待）（※H30 年度以降予定）		
大 人	保護者	・ 未就園児の保護者に対する広報	こども育成課	・ 子育てガイドブックやはぐまつ等による子どもの権利の広報は効果的	・ 子育てガイドブックは、よりわかりやすく、目につきやすく、読みやすい内容で！2015 版は表紙裏掲載だったものが、2016 版では内容は詳しくなっているが最終ページ掲載となっており、目につきにくい。	・ 子育てガイドブックへの掲載は表紙裏が望ましい。内容は、よりわかりやすく、こころの鈴についても掲載する。
	教職員 ・ 施設職員	・ 子どもの権利学習会 ・ 子どもの権利に関する講座	こども育成課	・ 児童館職員、民生児童委員協議会、子育て支援ネットワークなど、まずはできるところから研修会・学習会を開催。今後の継続・拡大に期待	・ 保護者、教職員、施設職員ほか、町会など、学習を必要とする場所での計画的な学習会や研修会、講座の開催が必要	・ 特に、乳幼児の保護者の学習支援のための具体策が必要。そのためには、保育課、健康づくり課ほか関係先との連携が必須。（ママとパパの教室、こんにちは赤ちゃん事業、こどもプラザ、児童センターつどいの広場等での計画的な学習の機会の提供 ・ 松本市学校教職員研修に「子どもの権利」の研修を位置付ける。 ・ 民間団体との活用を一層促進する。

(2) 子どもの相談・救済の充実

施策の方向3「子どもの相談・救済の充実」について、条例が施行されたことによる最大の成果は、子どもの権利相談室「こころの鈴」が設置され、相談・救済体制の充実が図られていることです。

2013（平成25）年7月に開設された同相談室は、子どもの最善の利益を目指して、子ども本人や保護者、関係者からの相談を受け付け、実相談件数、延相談件数とも増加を続けており、擁護委員と連携して、子どもの権利侵害に対する救済のための取組みを着実に進展させていると言えます。

さらに、2015（平成27）年度から相談員の中に室長を設けたほか、2017（平成29）年4月からは、擁護委員を1名増員して3名とするなど、さらなる相談救済体制の充実が図られています。

また、2016（平成28）年度には、擁護委員による自己発意により、意見表明の第1号となる意見書を発出しており、今後の子どもの権利救済のための第一歩として期待されます。

他方、課題として、以下の点が挙げられます。

ア 関係機関との連携

まず、他の相談機関を中心とした関係機関との連携です。現状、個別の連携が図られている機関はあるものの、関係機関が一堂に会する機会はありません。定期的に関係機関を集めて担当者会議を実施すれば、関係機関への条例及び各種計画の周知が図られるとともに、さらなる課題が浮き彫りになり、よりスムーズな連携の方向性が模索できるものと思われます。

イ 子どもの居場所との連携

子ども自身からの相談を待つだけでなく、子どもの居場所と連携することも重要です。

子どもの居場所における子どものSOSのキャッチと相談窓口へのつながりを、居場所の職員が意識を持って行うよう促すことが必要です。

ウ 環境整備

また、子ども自らが相談しやすい環境であるかという点で課題があります。

人員体制については、擁護委員、相談員の充実が図られ、概ねの相談に対応できていますが、より一層、子ども自らが相談しやすいような環境を整えるために、子どもの年齢に近い相談員の配置、及び、先進市の取組みを学ぶことによる効果的な調整活動が必要です。施設整備についても不十分であり、現行の相談室は、手狭で、窓もなく閉鎖的で、子どもが心を開いて悩みを相談する場所としては望ましいものではありません。

子どもの居場所に併設する等、より相談しやすい環境の整備が不可欠です。

エ 相談室の周知

相談室の周知についても不十分です。

相談室の周知カードやこころの鈴通信の配布等の努力はなされていますが、2015（平成 27）年度実施の子どもを対象にしたアンケート調査によれば、子どもの認知度は15.7%にとどまっています。周知がなされていなければ、権利が侵害されたときに、こころの鈴に相談することができません。児童センターで実施した寸劇が好評であったとの声もあり、子どもの認知度 80%を目指して、より記憶にとどまる周知の方法を検討する必要があります。

子どもの相談・救済の充実

		関 連 事 業	担 当 課	成 果 ・ 効 果	課 題	提 言 (新たな事業の必要含む)
条 例 施 行 後 の 期 間	こころの鈴			- 子どもの最善の利益を目指した相談救済機関 相談件数 平成 27 年度 368 件、平成 28 年度 375 件(延件数) - 電話相談が約 7 割 - 平成 28 年度実相談件数 155 件、うち 22 件において調整実施 解決例① 虐待事案について、子ども本人からの電話相談に基づき、関係機関と連携し家族関係を修復したケース 解決例② 不登校事案について、学校や担当課と連携し、通学できるようになったケース 解決例③ いじめ事案について、子どもの意思を確認し、スピーディーに学校と調整を図れたケース 解決例④ いじめ事案について、担当課を加えて学校で支援会議を行い解決に至ったケース 解決例⑤ いじめ事案について、子どもの意思に基づき、調整を図るのではなく、継続的に状況確認をしたケース - 相談内容を限定せず、子どもや親からの相談を受け付ける（子ども本人からの相談は 3 ～ 4 割）。 - フリーダイヤルであり、電話をしやすい。 - 関係課、他機関との連携（子ども福祉課、人権男女共生課、学校指導課、あるぶキッズ） - 学校等各機関での支援会議の実施 - 救済措置として意見表明等 自己発意案件（平成 28 年度に 1 件意見書を提出） - 継続的支援 - カードやこころの鈴通信の配布、校内放送による周知 - こころの鈴通信は、相談事例やどのような時に相談してよいか等、イラスト入りで分かりやすく説明 - 学校への浸透	- 子どもが自ら相談しやすい環境 - 子どもの権利侵害が疑われる相談に対する調整方法 - 関係機関とさらなる連携の方法 (あるぶキッズのような専門家の連携による支援体制の構築) - 相談室に窓がなく閉鎖的で、子どもの相談場所として不適切 - 外部相談室を利用すると時間の制約がある - 家庭の協力が得られないと対応が困難なケース - 相談の背景にある事実について、勧告や意見表明等の検討 - 認知度は 15.7％（平成 27 年度アンケート）と低調、数値目標 80％を目指したい。 - 認知度にとどまらず、利用率の向上を目指す。	- 質向上 - 相談体制強化。子どもの年齢に近い相談員の確保。 - 全国自治体シンポジウム「子どもの相談・救済に関する関係者会議」（非公開）出席による、先進市の取り組みへの研修 - 近隣他市（豊田市、多治見市等）との意見交換 - 連携 - 関係機関との担当者会議の実施 - 児童センター職員等、子どもの居場所に関連する各スタッフとの連携 - 環境整備 - 専用相談室の増設、改修（相談しやすい環境のため窓付きの部屋、親子での相談を考えれば 2 部屋必要） - 相談者に配慮した設備（車等）の充実 ※ 場所の例として、現在市民活動サポートセンターがある大手事務所 2 階全体（現在の一角ではなく）等の意見が挙がった。 - 周知 - 授業への取り込みや講演会などの実施 - 相談者から、どこでこころの鈴を知ったか聴取 - 児童館、児童センターの訪問（連携の方法を探る。） - 教員にとっても有効であることを教員に周知 - ポスター等で利用した子どもの声を紹介
		(1) まちかど保健室 (2) 青少年相談 (3) 各学校	こども育成課 学校指導課	(1) 心と体、性の悩みなど、青少年の居場所を利用した相談 相談件数 (H27 130 件、H28 121 件) (2) 松本市青少年育成センター条例に基づいた青少年相談 相談件数 (H27 16 件、H28 6 件) こころの鈴ができたことで相談がシフトしてきている。 (3) 各学校でこころの鈴の周知につとめ、情報共有・連携を図っている。”	(1) こころの鈴との連携 (2) こころの鈴との住み分け（相談窓口は多くてもよい）	・相談機関の情報交換・意見交換
		(1) 家庭児童相談事業 (2) 保育園相談	こども福祉課 保育課	(1) 家庭における児童に関連した相談の継続実施 (H24 321 件、H25 369 件、H26 348 件) こころの鈴との情報共有・連携	(1) 相談内容の複雑化	(1) 相談員のスキル向上及び関係機関との連携
		(1) 児童虐待相談事業 (2) 児童虐待防止連絡事業”	こども福祉課	(1) 児童虐待に関する相談の継続実施 (H24 30 件、H25 21 件、H26 33 件) こころの鈴との情報共有・連携 (2) 要保護児童に関する連絡会議の継続実施（年 4 回） ハイリスク妊婦に関する連絡会議の継続実施（年 4 回） こころの鈴との情報共有・連携”	(1) 虐待内容の複雑化、対応の長期化 (2) 虐待状態の解消に向けた迅速な連携体制構築”	(1) ケースワーカーのスキル向上及び関係機関との連携 (2) 要保護児童家庭単位での情報共有推進

(3) 子どもの意見表明・参加の促進

ア 学校

2015（平成 27）年度の子どもの権利アンケートによると、学校で意見を聞いてもらっていると思う子どもの割合は 71.8%と比較的高く、松本市の学校の先生たちは、子どもたちの話を聴こうとする姿勢があります。さらに学校指導課を通して各校にアンケート（2017.4.28 現在）を実施したところ、条例後に新しい試みや工夫をした学校が、小学校は 50%、中学校は 40%ありました。

しかし、新しい試みや工夫の内容に目を見張るものが見当たりません。意見表明・参加の促進のために、学校指導課と校長会が連携しプロジェクトチームをつくり、先生たちの理解を促し、子どもたちが意見表明しやすい環境を積極的につくることが求められます。実践事例集をつくりお互いの学校の良いところを学び合うことを求めます。

イ 施設

「子ども企画事業」や「子ども運営委員会」がすべての児童センターで行われていることは子どもの意見表明・参加の促進にあたって非常に重要な成果として評価します。

館運営に関しても、子どもたちが意見をより表明することができ、その意見をより反映するようにできることが求められます。

ウ 社会的な活動の場

「まつもと子ども未来委員会」は、子どもたちの意見を大切にするための委員会です。子どもたちが、まちの問題を学び、話し合いをすることで、松本のまちづくりを自分から考えています。2016（平成 28）年度は、公園緑地課、教育政策課、博物館から、委員に意見聴取が行われるなど、活動が庁内に広まり始めています。また、条例周知ポスターの作成などにも取り組んでいます。

子どもたちの力がより発揮できるように委員会の条件整備が求められます。また、遠隔地の子どもが参加できるための工夫、公募委員の促進及び学校推薦制度の導入検討、高校生の参加促進等、委員の充実を図ることも必要です。あわせて、未来委員会だけでなく子どもたちの活動を支援していく市民サポーターの育成や活用も求められます。

エ 地域

2015（平成 27）年度の子どもの権利アンケートでは、地域で意見を聞いてもらっていると思う子どもの割合は 21.8%と低い割合にとどまっています。そこで、松本版・信州型コミュニティスクールにおいて、子どもたちが意見表明できる場を積極的につくることを求めます。施策の方向 6 の「学校サポート（学校応援団）事業」の推進や学校サポーターの養成も合わせて実施することを求めます。

オ 情報提供

子どもたちの声を取り入れながら、子どもたちにとって大切な情報をどう提供して

いけるか（子ども側からすれば、自分たちに必要な情報に適切にアクセスできるのか）の対策を講じ、実効性のある情報提供マニュアルを早急につくることを求めます。

各校へのアンケート結果より（2017.4.28 学校指導課を通して市内小中学校に調査）

調査項目：意見表明しやすい環境をつくるための新しい取り組みや工夫を行っているか、ある場合はその取り組み内容

○「子どもの権利に関する条例」の校内放送後、

- ・学級の子どもたちと条例について話し合った（5年）
- ・プリント配布時に学校で設定のなかよし宣言について説明
- ・社会科の授業で権利と義務について扱った（6年）
- ・低学年にもわかりやすい校長講話を実施
- ・リーフレットをもとに学級担任が児童に学習会を行った
- ・学年に応じ理解できるように各担任から補足説明
- ・校内外の相談窓口について補足するとともに、校内発表会や生徒総会で、生徒が意見表明できる場と時間を提供
- ・各教室で話題にする。また、人権教育の授業の導入で条例を読み、人権について考える場を設定。感想を学年だよりに掲載
- ・学校に「いじめ追放宣言」に示されているのに従い全校集会において、発表を各自の挙手により行い多くの発言

○新たな取り組みや工夫

- ・従来から児童総会を意見表明の場としてとらえていた。児童会役員から、児童会スローガン達成に向けて、「6 学年宣言」を作成する旨を提案。それを受けて、各学級レベルで具体的な取り組みを話し合い、各学級レベルでの具体目標「6 学年宣言」を作成。6 学年集会を開き、各自の意見表明を行う。
- ・学校目標を受け、児童が自分の気持ちを言いやすい学級経営に努める→児童会目標を設定し、マグネットボードを用いて、各委員会の児童が自由に考えを書いて、掲示できる工夫を取り入れた。
- ・校長講話で人権に関するテーマを扱い、その中でこの条例を扱った。人権週間中の企画として、全校でいじめに関するテレビ番組を視聴後、テーマに応じてディベート的なフリートークを実施した。
→第 1 回生徒総会で、生徒の自主的な企画により、生徒会目標を達成させるための手だてについて、学年の枠を超えて意見交換するバズセッションを実施した。

○実施予定（計画中）

- ・児童会本部役員と PTA 本部役員とが一堂に会し、児童からの要望や意見を保護者の集まりである PTA に伝え、話し合う機会を設ける予定。
- ・地域の行事へ中学生が参加する際、事前の準備会に参加させていただき、中学生の考えも聞いてもらう機会を設けていただく。

子どもの意見表明・参加の促進

	関 連 事 業	担 当 課	成 果 ・ 効 果	課 題	提 言 (新たな事業の必要含む)
学校	・ 意見表明しやすい環境をつくるための取組み	学校指導課	・ 児童会や生徒会などを通して、環境づくりを進めている。 ・ 松本市の先生方は、子どもたちの話を聞こうとする姿勢がある。	・ 子どもの権利条例を踏まえ、従来の取組みがどのように進展して行われているのかを把握する手だてをとりたい。 ・ 学校指導課を通して、各校にアンケートを実施し、新しい試みや工夫を把握する。 → 条例後に新たな取り組みを実施した小学校 50%、中学校 40% （H29.4.28 現在）	・ 学校指導課と校長会が連携し、子どもの意見表明・参加の促進のためのプロジェクトチームをつくり、意見表明しやすい環境を積極的につくる。 ・ 各校に意見表明の実践事例の提出を求め、事例集をつくる。
	・ 子どもの意見が反映されやすいしくみづくりへの取組み	学校指導課	・ 三者懇談会や学校評価を通して、子どもの意見を聴き、反映するような仕組みづくりに努めている。	・ 子どもの意見が反映されやすい仕組みや、現状を把握する手だてをとりたい。	・ 学校指導課を通して、各校に調査し、子どもの意見が反映されやすい仕組みを収集し、よいものを広める。
施設	・ 子ども運営委員会	こども育成課	・ 児童館、児童センターで、子ども自身が事業内容や運営について話し合う「子ども企画事業」や、施設運営について考える「子ども運営委員会」の実施 ・ 浅間児童センターではAKP「浅間キッズプロジェクト」を立ち上げ、子ども企画事業が月 1 回のペースで実施されている。	・ 「子ども企画事業」や「子ども運営委員会」の現状を把握する手だてをとりたい。 ・ あがた児童センターの「中高校生の居場所」の生徒主体の運営委員会の現状を把握する手だてをとりたい。	・ 現状把握した結果とともに、奨励すべき点・改善すべき点を紹介する。 ・ 子どもたちが館運営に関われる場を増やす。
社会的な活動の場	・ まつもと子ども未来委員会		・ 子どもの意見表明や参加の機会として開催。 （H28 委員 36 名 委員会 13 回 提言 1 回実施） ・ 第 2 期では、公園緑地課、教育政策課、博物館から、各課の実施する事業について子どもへの意見聴取が行われ、活動が庁内に広がり始めている。 ・ 子どもたちの意見を大切にするための委員会。子どもたちが、まちの問題を学び、話し合いをすることで、松本のまちづくりを自分から考えている。	・ まつもと子ども未来委員会の活動を広く市民に知らせ、市民から認められ活動を支援する輪を広げたい（平成 29 年度委員は 37 名）。	・ より力が発揮できるように委員会の条件整備を行う。 ・ 遠隔地の子どもが参加できるための工夫、学校推薦制度の導入検討、高校生の参加促進等、委員の充実を図る。
	・ 子どもの権利フォーラム	こども育成課	・ 子どもの権利フォーラムにおいて子どもが主体的に活動 ・ 子どもたちの発表及び運営への参加	・ まつもと子ども未来委員会やジュニアリーダー会の活動報告の場として位置づけていきたい。	
	・ 子ども交流事業	こども育成課	・ 子どもの権利条例のあるまちとの子どもの交流事業を実施（札幌市・奈井江町、宗像市・福津市）自治体シンポジウムに参加 ・ 参加した子どもたちのなかには、友人と積極的に関わるようになるなどの態度・行動の変化が見られる。	・ 子どもの権利条例のあるまちとの更なる子どもの交流事業推進を図りたい。	
	・ あがたの森未来サミット	生涯学習課	・ あいさつ運動を中心に行っている。	・ 子どもがどのように続けたいという主体的な意思をもって行動しているのか、現状を把握する手だてをとりたい。	
地 域	・ 学校サポート（学校応援団）事業	生涯学習課	・ 公民館職員が学校と地域のコーディネーター役となり、地域の多様な人材による学校応援団を組織し事業を展開している。	・ 松本市内全 35 地区で実施しているが、地区により温度差を感じるので、現状を把握する手だてをとりたい。	・ 具体的な実践事例を収集し、紹介に努める。 ・ 松本版・信州型コミュニティスクールにおいて、子どもたちが意見表明できる場を積極的につくる。
情報提供	・ 子どもへの情報提供マニュアル	こども育成課		・ 今までは大人にとって都合のいい情報のみが流布していたが、子どもたちにとって都合のよい情報をどう守っていけるか対策を講じたい。	・ 子どもたちから意見を募り、実効性のある情報提供マニュアルを作成する。 ・ 子どもたちの声を取り入れながら早急につくる。

(4) 子どもの居場所づくりの促進

ア 居場所づくりの視点の共有

子どもの居場所づくりは、子どもが、ありのままの自分を受け入れてもらい、遊び、学び、活動しながら自己肯定感を育むことのできる場所、信頼できるおとなのまなざしの元、安心して休息し自分を取りもどしたり、一緒に人間関係をつくることができ、本人が自己決定できるようなサポートをしてもらえる場所であることが大切です。

このような条例に基づく居場所づくりの促進を行政のみならず市民の中にも広げ共有していく必要があります。居場所づくりには行政、学校、地域、関係団体等の連携が不可欠であり、課題解決に向けて様々な視点から協働していくことが求められます。

イ 安心・安全で多様な環境の提供

- (ア) 公園や子どもの過ごす施設の整備等において、2016（平成 28）年度に公園緑地課により設置遊具のアンケートが子どもたちを対象に行われたことは評価に値します。計画段階から子どもたちが意見表明することができる仕組みを考えていくことを求めます。
- (イ) 現在登録者が増加している児童館、児童センター等においては、対応する施設の整備と人員の確保を進めることが必要です。
- (ウ) 青少年の居場所が、体育館や研修施設で、放課後や休日の子どものたちの学習、談話、スポーツの場として提供、利用されていることは評価できます。特に、学習スペースやスポーツの場は、さらなる拡大をが必要です。
- (エ) 児童センターに中高生の専用スペースを設置したことで、高校生を中心に運営委員会を開催し、自主的活動が始まったのは評価できます。このような社会性や生きる力を育む居場所づくりについて、中高生がどのような居場所を求めているのかアンケートを行うなど、ニーズに応じて増えることも必要です。

ウ 不登校や、困難を有する子どもたちの居場所づくり

- (ア) 「子どもの支援・相談スペースはぐルッポ」が開設したことで、不登校や苦しい思いをしている子どもたちに、学校や家庭以外の子どもの居場所として利用されていることは評価できます。今後、施設の拡充とともに、保護者の相談、つどいの場所としての機能の充実を図ることや、「はぐルッポ」をモデルにした居場所づくりを促進することが必要です。
- (イ) 国籍の違いや、障がいのあるなしに関わらず、どの子も安心して過ごすことのできる場所が必要です。そのためには、外国籍の子どもたちの居場所となるような日本語・教科指導の支援を受けられる場所の整備、発達障がいへの理解を含め、障がいのある子どもたちの放課後等デイサービスなどの拡充が必要です。

エ 支援者への支援

- (ア) 子どもたちを支えるための支援者への支援については、ワークショップや講習

会を通してスキルアップを図ることが必要です。

- (イ) 子どもやその保護者だけでなく、教職員や施設職員などの支援者も相談できる環境をつくるために、「こころの鈴」などの相談機関の活用を周知していくことが有効です。

オ 地域における子ども支援

- (ア) 地域の公民館や福祉ひろばなどで取り組まれている、子育て支援事業に加えて、子どもの居場所づくりとなる子ども食堂など、暮らしを考える支援も考えていくことが必要です。
- (イ) 「子どもの居場所づくり事業」として「子どもの支援のための未来応援指針」が、条例を中心に位置付けて策定されました。これにより、子どもの貧困問題など困難な状況を解決するにあたって、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまちづくりの視点が含まれてくることが期待できることから、指針の策定姿勢それ自体が評価できます。

子どもの居場所づくりの促進

		関 連 事 業	担 当 課	成 果 ・ 効 果	課 題	提 言 (新たな事業の必要含む)
居 場 所 管 理 全 体	環 境 整 備	(1) 児童遊園整備 (2) 公園整備事業 (3) 運動施設整備事業 (4) 中・高校生の専用の居場所の整備	こども育成課 公園緑地課 スポーツ推進課 こども育成課	(1) 3ヶ所トイレの改修・5町会で改修工事等 (2) アルプス公園整備計画・植栽整備の際、遊具について子どもにアンケートを実施 (3) 運動設備の整備 (4) あがたの児童センターに中・高校生専用スペースを設置 - 利用者数 H27：1,978 人 H28：2,448 人 - 利用している高校生中心に運営委員会を作り利用者の自主的な活動が始まったことは評価できる	(2) アンケートに即した工事実施 (4) 利用者の自主的な活動の内容はどうなっているか。 他の場所でも同様の居場所づくりを実施できるかどうか。 (7) 青少年の居場所の周知 利用したくなるような環境整備を進めたい。	児童遊園、公園の企画や整備の計画段階から、子どもたちが意見表明でき、子どもの視点を組み込んでいけるような仕組みを考える。 (4) 中高校生のニーズに応じた居場所を増やしていく。
		(5) 地区福祉ひろば子育て支援事業 (6) つどいの広場 (7) 青少年の居場所 (8) 児童館等整備事業 (9) 放課後児童クラブ施設整備	福祉計画課 こども育成課	(5) 福祉ひろば（未就学児とその父母） (6) 児童センター等（未就学児） (7) 中学生以上の青少年対象（放課後） (8) 改築・整備（18歳未満の子ども） (9) 施設整備		
個 別 居 場 所 事 業	不登校の子どもの居場所づくり	(1) 子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」 (2) 不登校児童生徒対策事業	こども育成課 学校指導課	(1) 不登校の子どもたちの居場所、子ども、保護者等の相談、子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」の開設 (2) 中間教室・医療との連携 自立支援員の配置（24校）	- 施設拡充・スタッフ確保 - ひきこもっている子どもたちの把握と出てこられるようになるためにどうするか	(1) 「はぐルッポ」の施設拡充とスタッフ確保で「はぐルッポ」の開設日、時間を増やす。「はぐルッポ」をモデルケースに居場所の数を増やす。 - ひきこもりの子ども若者を把握する。 18歳～34歳のひきこもり等のいられる場所をつくる。
	外国籍の子どもの居場所づくり	- ヤングにほんご教室 - 公民館等での日本語教室	生涯学習課	日本語指導・教科指導（外国籍の子ども） ヤングにほんご教室	公民館の日本語教室等の充実	
	障がいのある子どもの居場所づくり	放課後等デイサービス事業	こども福祉課	生活向上のための訓練 利用者の増加 6事業所→9事業所	- 重度心身障害児の受け入れ - 発達障がいへの理解 - 学校との連携	- 発達障がい児童・生徒への環境整備（新たな事業所の開設） - 障がいがある高校生以上の子どもの放課後の居場所をつくる。
	子どもや親の居場所づくり	(1) 放課後子ども教室推進事業 (2) 放課後児童健全育成事業 (3) 児童館等運営事業 (4) 地区福祉ひろば子育て支援事業 地区福祉ひろば世代間交流 (5) つどいの広場 (6) 青少年の居場所	こども育成課 こども育成課 こども育成課 福祉計画課 福祉計画課 こども育成課 こども育成課	(1) 居場所型、運動教室型 (2) 放課後留守家庭の小学生 (3) 27館の児童館・児童センター (4) 市内31地区の福祉ひろば（未就園児と父母） (5) 未就学児を持つ保護者 (6) 放課後の居場所	- 登録者の増加（特に長期休み中の利用者の増加） - 児童館、児童センターでの支援員の不足 - 地域や学校、関係機関等との連携 - 放課後留守家庭以外の子どもたちに対する配慮はどうか。	- 利用者の増加による支援員の不足解消 - 青少年の居場所の利用と不登校の子どもたちの利用
支 援 者 へ の 支 援	支援者への支援	(1) 保護者や教職員を対象とした子どもの権利学習支援 (2) 施設の職員向けの子どもの接し方等のスキルアップ向上 (3) 放課後子どもプラン運営委員会 (4) 子どもの権利事業サポーター養成 支援者（保護者、教職員、施設職員等）の相談場所	こども育成課	(1) 子どもの権利学習支援、研修会 学習パンフレットの作成 (2) 資格取得・研修 有識者の配置、研修会等へ参加、教職員対象ワークショップ (3) 年2回実施 (4) 放課後対策を議論・職員配置等 (5) こども未来委員会の運営支援 こころの鈴・はぐルッポ・教育相談 等	- 施設職員のスキルアップ - 支援者の相談場所の周知 - こころの鈴、はぐルッポの周知	- 困っている保護者、学校、施設職員が安心して相談ができ、問題を個人ではなく社会的なものととらえアドバイスしてもらえ、サポートしてもらえる場所が必要 - 保護者だけでなく、教職員や施設職員等も相談できることを周知
地 域	地域における子ども支援	- 地区福祉ひろば世代間交流 - 公民館での学習支援・日本語教室 - 子どもの居場所づくり事業 - 町会公民館の活動	福祉計画課 人権・男女共生課 こども福祉課 地域づくり課 生涯学習課	- 高齢者と子ども（幼少時～中高生）との世代間交流を実施 - 外国籍の子たちに学習支援、無料塾での学習支援 - 子どもの支援のための未来応援指針	- 支援者の確保 - 支援を必要とする子どもたちの把握	- 地域づくりにおける居場所づくりの推進と支援 - 子どもの居場所になるような、子ども食堂の開設・運営

4 推進体制について

(1) 庁内推進体制

条例や推進計画を総合的・重層的・継続的に実施していくためには、条例でも規定しているように（条例 21 条）、全庁的な推進体制をとり、それを実効あるものにすることが不可欠です。庁内には、さまざまな連絡会議や協議会等が存在しますが、松本市子どもにやさしいまちづくり推進庁内調整会議を単なるひとつの会議にとどめず、実質的にも子ども施策の根幹に位置する推進会議にしていくことが望まれます。

(2) 市民、関係機関等との連携

推進計画の策定に向けて提言をした際にも強調しましたが、条例および推進計画の実施は、行政や議会だけですすめられるものではなく、市と関係機関や子どもを含む市民・市民グループ・NPO 等との連携・協働が必要です。

そのためにも、プライバシー保護に配慮しながらも、子どもに関わる情報の共有が必要です。行政各部署に点在する子どもに関わるデータ、アンケートやヒアリングに現れる子どもの思いや願い、事件・事例にみられる子どもを取り巻く状況、行政の施策・事業、関係機関の取り組み、市民・NPO 等の市民社会の活動などを総合的に把握することができる松本版の『子ども白書』（仮称）の作成が必要です。

また、とりわけ子ども支援においては、若者の応援や専門家の関わりが不可欠ですので、松本市及び長野県にある大学（大学のゼミ等）との連携を具体的に進めることが求められます。

(3) 委員会のあり方など

本委員会の委員構成は、委員の背景にある関係団体の取り組みや子ども・子ども施策の実際などを把握あるいは考慮した議論ができるものとなっています。

しかし、本委員会の意味や役割からして、今回の中間報告作成に当たってワーキンググループを設置し協議するなど委員にボランティアで活動してもらうというような事態を避けるためにも、委員会の開催回数を増やすなど委員会の条件整備をすすめることが求められます。

また、役職交替で毎年入れ替わる委員が一定数いますが（この委員たちも本委員会の協議には貢献していますが）、協議の継続性や積み重ねという観点からすると、委員の任期は原則として本委員会の任期に合わせることを望まれます。

なお、委員会では直接子どもを委員にするのではなく、子どもに対するアンケートやヒアリング、また「子ども未来委員会」での意見、さらには委員のつかんでいる子どもの意見などに基づいて、子どもの意見表明・参加を図っています。これらの点をいっそう強化するとともに、多様な子どもの意見表明・参加が進むよう、さらに工夫していくことが求められます。

おわりにあたって

松本市が取り組んでいる子どもの権利条例に基づく「すべての子どもにやさしいまち」づくりは、ある意味ではチャレンジです。つまり、子育て支援中心の施策に取り組む自治体が多いなかで、子ども自身の育ちに関わる子ども支援の施策も充実させていること、それも行政でも家庭や学校でも地域社会でもなかなか理解が広がらない子どもの権利という視点や手法（特に権利としての子どもの意見表明・参加）に基づいて推進していること、子どものSOSを受け止め、解決していくこころの鈴という公的第三者機関の設置など新しい取り組みを採用していること、施策の実施状況を「子どもにやさしいまちづくり委員会」という第三者委員会によって検証するという仕組みをとっていることなどです。

その意味でも、松本市のような条例や推進計画があることによって、「子どもや市民にとってこれだけ『良い』ことがある」「行政施策もこれだけ効果的に推進できる」というような、条例や推進計画に基づく施策・事業の効果・成果を、子どもの権利条例の制定と実施が他の自治体に広がることを意識して、具体的に確認・アピールし、市民とも共有していくことが必要です。そして、それらのことを他の自治体にも知らせていくことは、県や他の自治体と連携して子ども施策を推進するためにも求められます。

次期（第3期）委員会では、2017（平成29）年度、18（平成30）年度の実施事業について検証を行うとともに、子ども虐待、いじめ、子どもの貧困問題など、子どもをめぐる今日的課題に対して条例や推進計画がどのように対応できているかなどについても検証することが求められます。

その際、いまを生きる主体であり、そして未来の松本を担う子どもたちの意見を聴く機会をもっと設け、工夫し、それらの意見を反映した報告にしていけることが重要です。

なお、本報告は、2019（平成31）年度の前半に行い、2020年度以降の次期推進計画の策定に向けた提言も含めたものになります。

本委員会においては、引き続き、条例と推進計画の検証にかかわる調査や審議を重ね、松本市が「すべての子どもにやさしいまち」になるよう尽力する所存です。

松本市子どもにやさしいまちづくり委員名簿

(任期：2015（平成 27）年 9 月 29 日から 2017（平成 29）年 9 月 28 日まで）

区分	氏 名	団 体 及 び 役 職 名	備 考
有 識 者	青木 敏和	松本地域シルバー人材センター事務局長 元松本市こども部長	
	荒牧 重人	山梨学院大学法科大学院法務研究科長 教授	会 長
	豊嶋 さおり	本と子どもの発達を考える会事務局長 おはなしの会「すがのつくる」代表	
	西森 尚己	松本市子育てコミュニティプロジェクト副会長 前松本市教育委員	
	森本 遼	弁護士 長野県弁護士会子どもの権利委員会委員	副会長
	矢崎 久	松本大学総合経営学部総合経営学科長 准教授	
子 ど も 関 係 機 関	小口 浩司	松本児童相談所長	～2016（平成 28）. 3. 31
	角田 恵子		2016（平成 28）. 7. 19～
	西口 恵利子	主任児童委員会（委員長）	～2016（平成 28）. 12. 18
	大月 悦子		2016（平成 28）. 12. 19～
	小口 雅江	松本市保育園保護者会連盟（会長）	～2016（平成 28）. 3. 31
	奈良 祐美		2016（平成 28）. 7. 19 ～2017（平成 29）. 3. 31
	海野 智絵		2017（平成 29）. 5. 30～
	平塚 綾子	松本市 P T A 連合会（副会長）	～2016（平成 28）. 3. 31
	中林 友子		2016（平成 28）. 7. 19～
	吉澤 由紀子	松本市 P T A 連合会（会長）	2017（平成 29）. 5. 30～
	笠原 幸一	松本市小学校長会 幹事（二子小学校長）	～2017（平成 29）. 3. 31
	一ノ瀬 浩子	松本市小学校長会 幹事（鎌田小学校長）	2017（平成 29）. 5. 30～
	黒田 文雄	松本市中学校長会 幹事（開成中学校長）	～2016（平成 28）. 3. 31
	塚田 道彦		2016（平成 28）. 7. 19～
	柳澤 厚志	松本市中学校長会 幹事（山辺中学校長）	2017（平成 29）. 5. 30～
地 域 関 係 団 体	若狹 登志彦	松本市町会連合会（副会長）	～2016（平成 28）. 3. 31
	伴野 英男		2016（平成 28）. 7. 19 ～2017（平成 29）. 3. 31
	奥原 仁作		2017（平成 29）. 5. 30～
	臼井 和夫	松本市子ども会育成連合会（副会長）	
公 募 委 員	神津 ゆかり	市民公募委員	

定数 15 名（条例に基づく）

平成 27 年度実施（平成 28 年 1 月～2 月） 子どもの権利アンケート結果

■ 調査対象

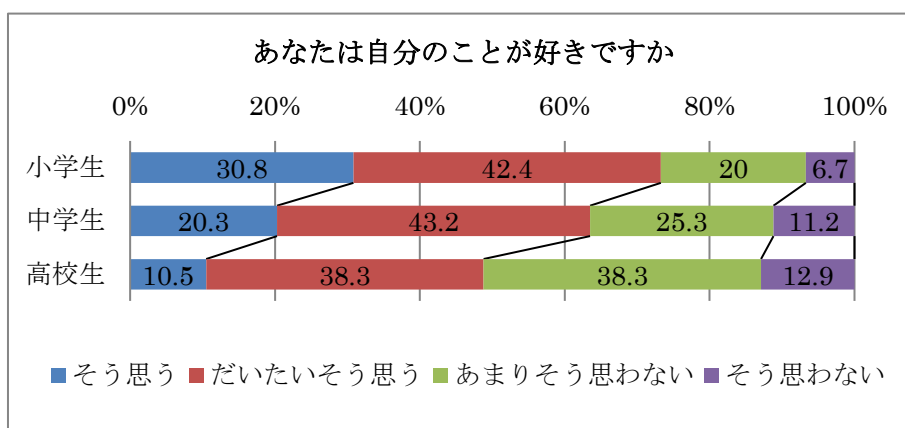
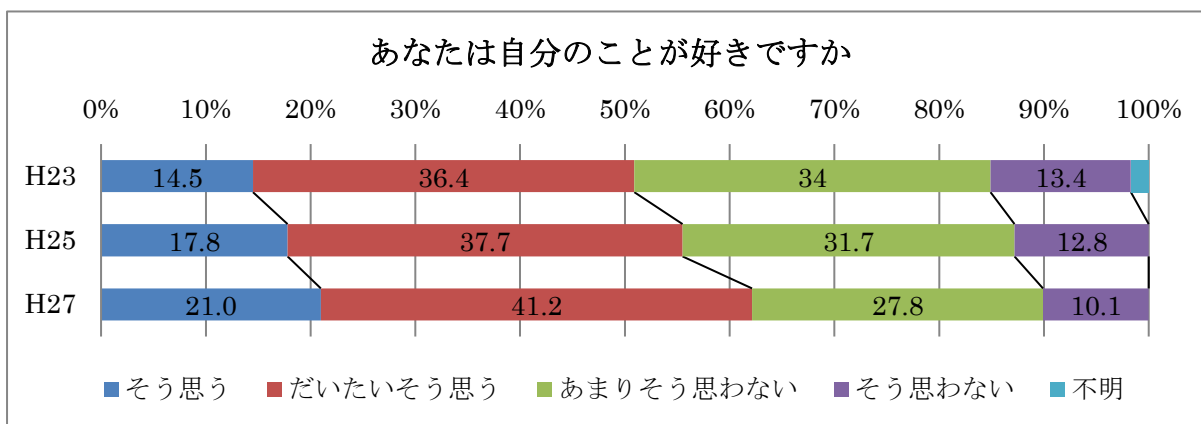
- (1) 市内の小学校 30 校（市立 27 校、国公立 1 校、私立 1 校） 5 学年 1 クラス 743 人
 (2) 市内の中学校 23 校（市立 20 校、国公立 1 校、私立 2 校） 2 学年 1 クラス 512 人
 (3) 市内の高等学校 13 校（県立 7 校、私立 6 校） 1、2 学年のそれぞれ 1 クラス 893 人
 (4) (1)から(3)の児童・生徒（2,148 人）の保護者

■ 子どもの権利アンケートの調査結果

学年	回答 人数	回収率	男	女	性別 無回答	市内 在住	市外 在住	居住地 無回答
小学生（5 年生）	660	89%	332	325	3	650	9	1
中学生（2 年生）	424	83%	208	214	2	395	27	2
高校生（1 年生）	272	66%	155	110	7	151	119	2
高校生（2 年生）	319		169	149	1	192	126	1
学年無回答	61	—	1	5	55	4	4	53
合計	1,736	81%	800	803	68	1392	285	59

[子どもへのアンケート]

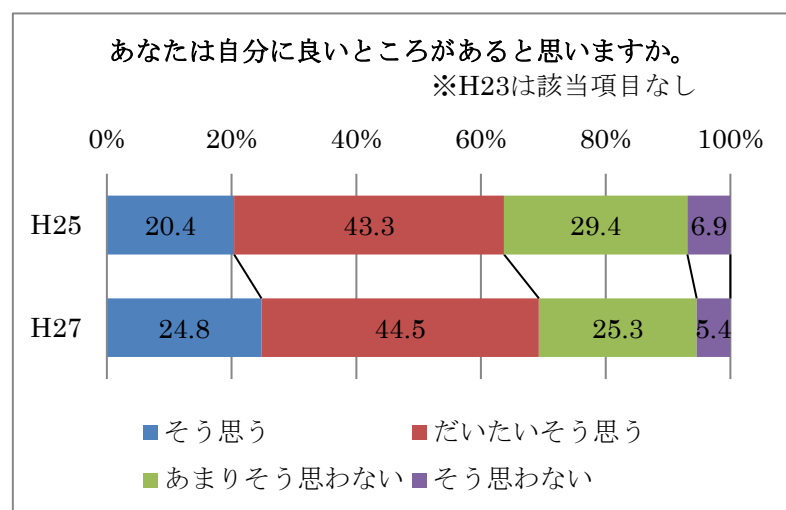
問 4 あなたは、自分のことが好きですか



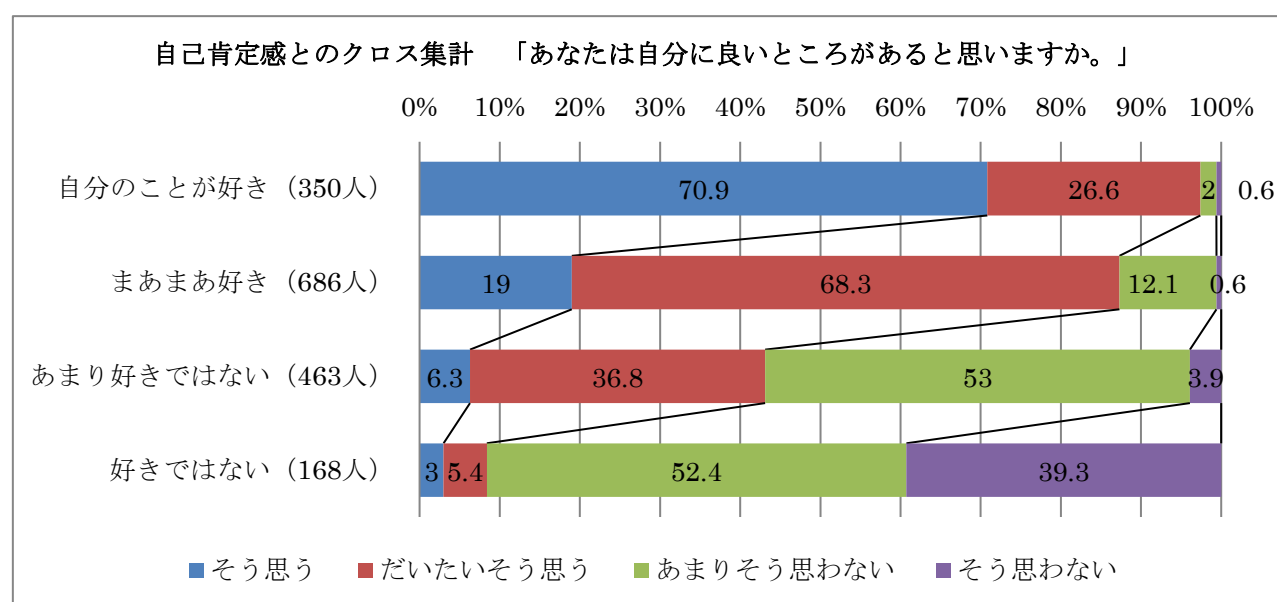
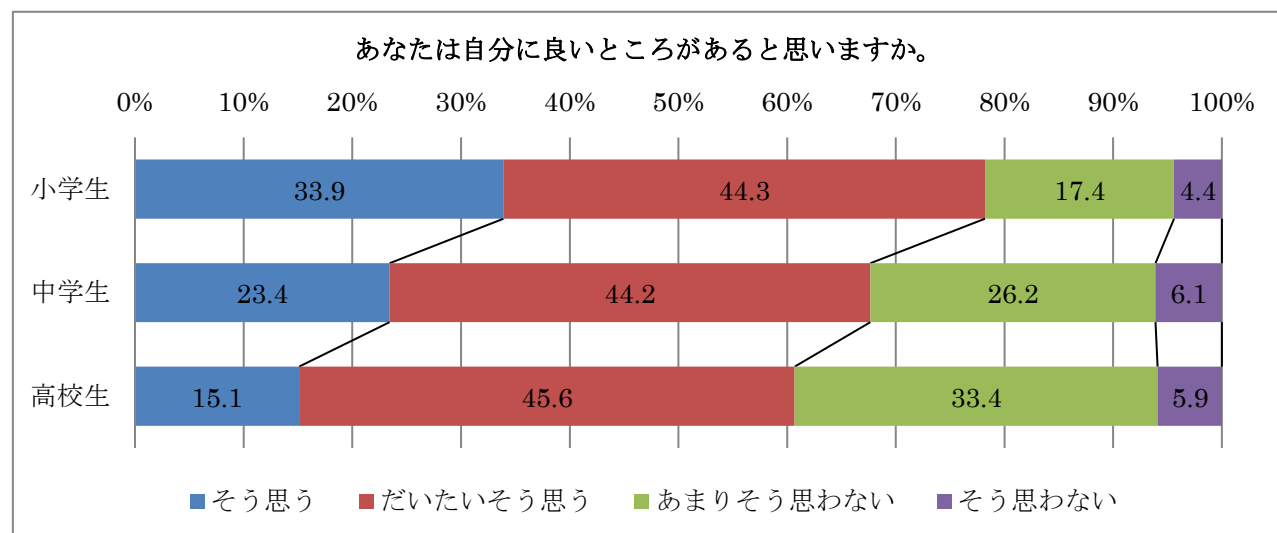
・自分のことが「好き」「だいたい好き」な自己肯定感の高い子どもは、62.2%。前回の調査の55.5%より高くなった。

・年齢が上がるにつれて、自分のことが「好き」「だいたい好き」な子どもの割合が減少する傾向がある。

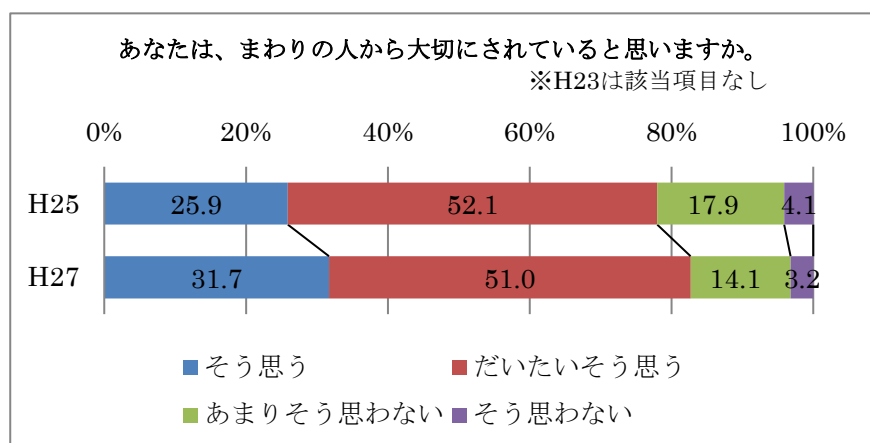
問5 あなたは、自分には良いところがあると思いますか。



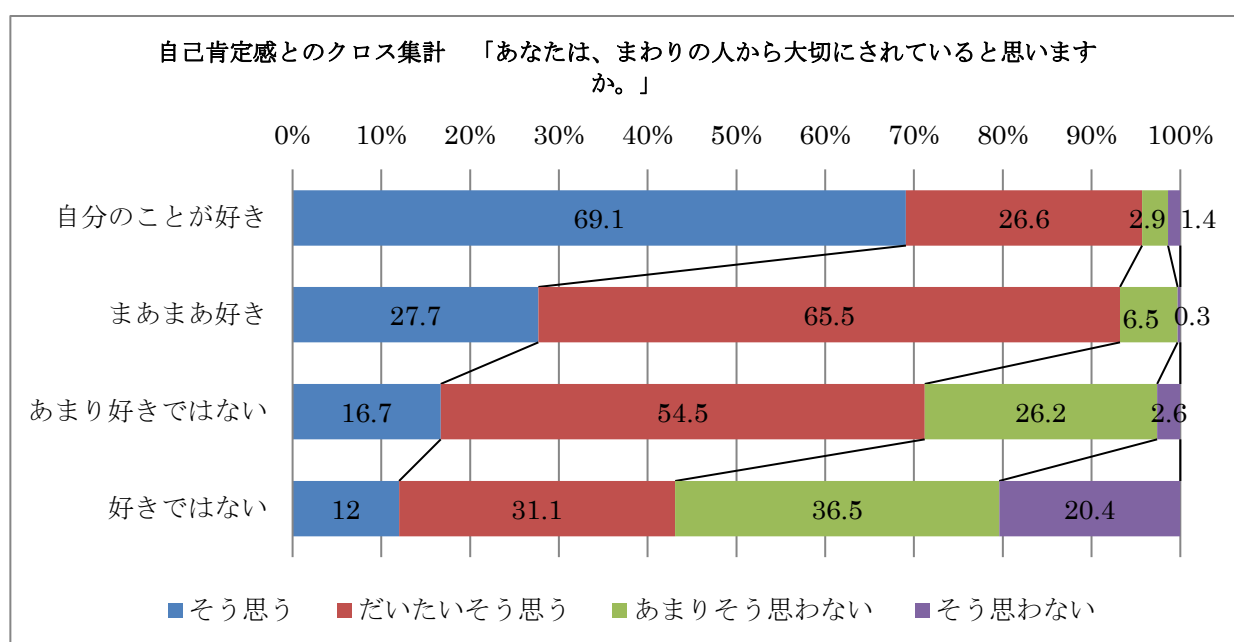
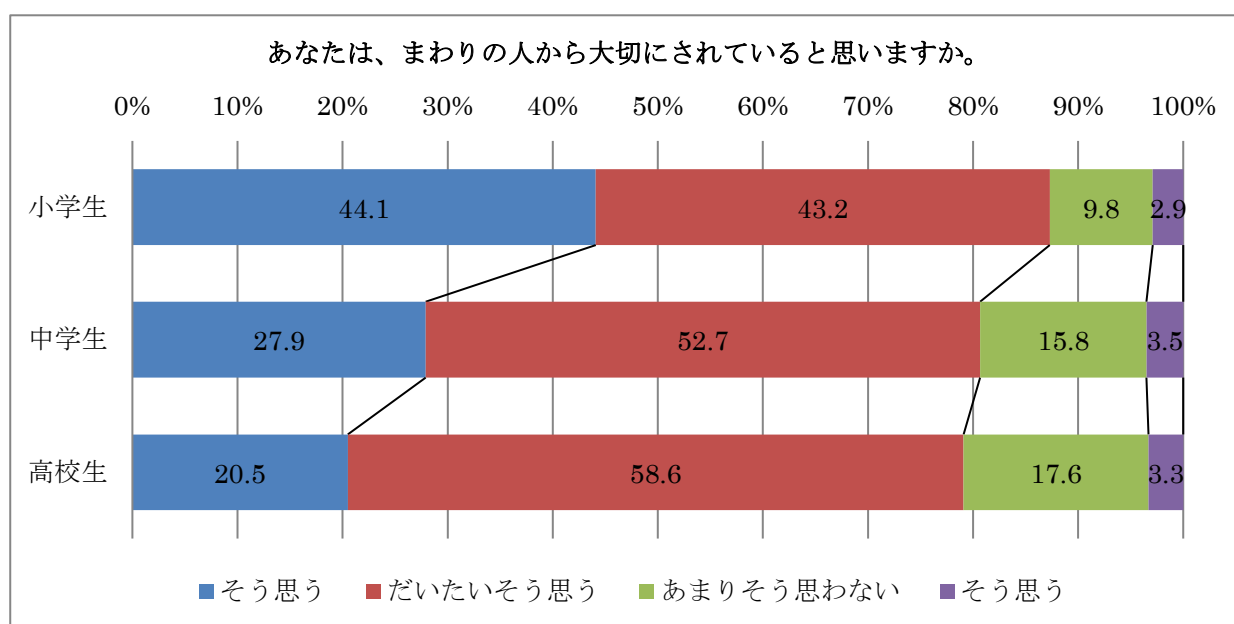
- ・自分には「良いところがある」「だいたいある」と思う子どもは、69.3%。前回調査の、63.7%より高くなった。
- ・年齢が上がるにつれて、自分には「良いところがある、だいたいある」と思う子どもの割合が減少する傾向がある。
- ・自己肯定感の高い子どもは「自分には良いところがある」と考える傾向があり、自己肯定感と強く関係することが窺える。



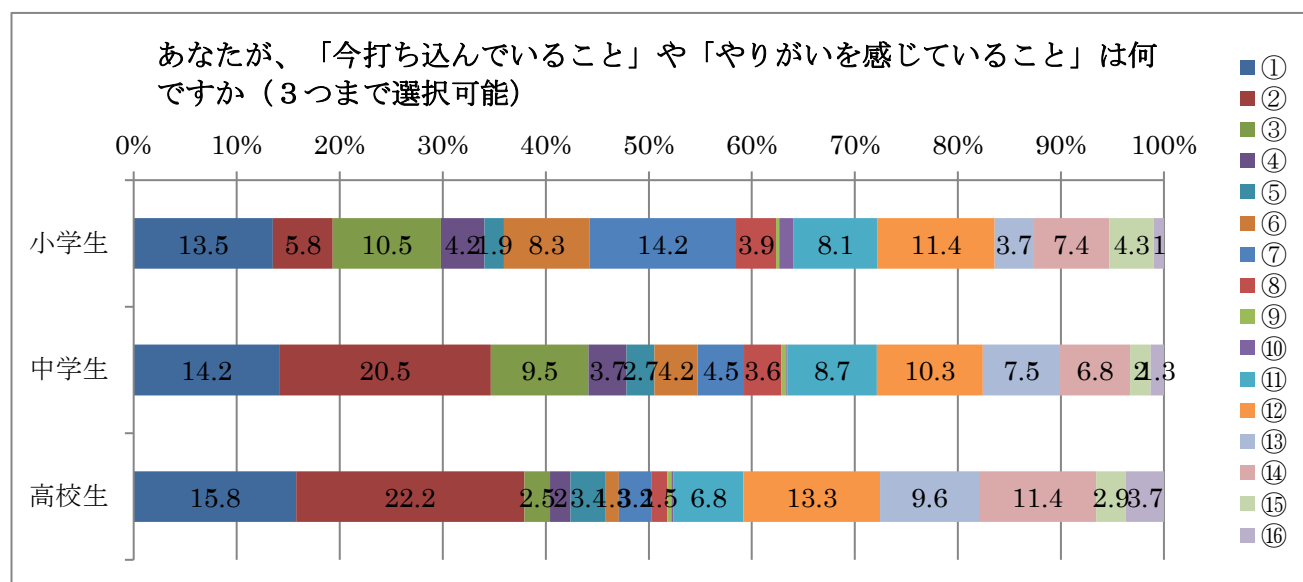
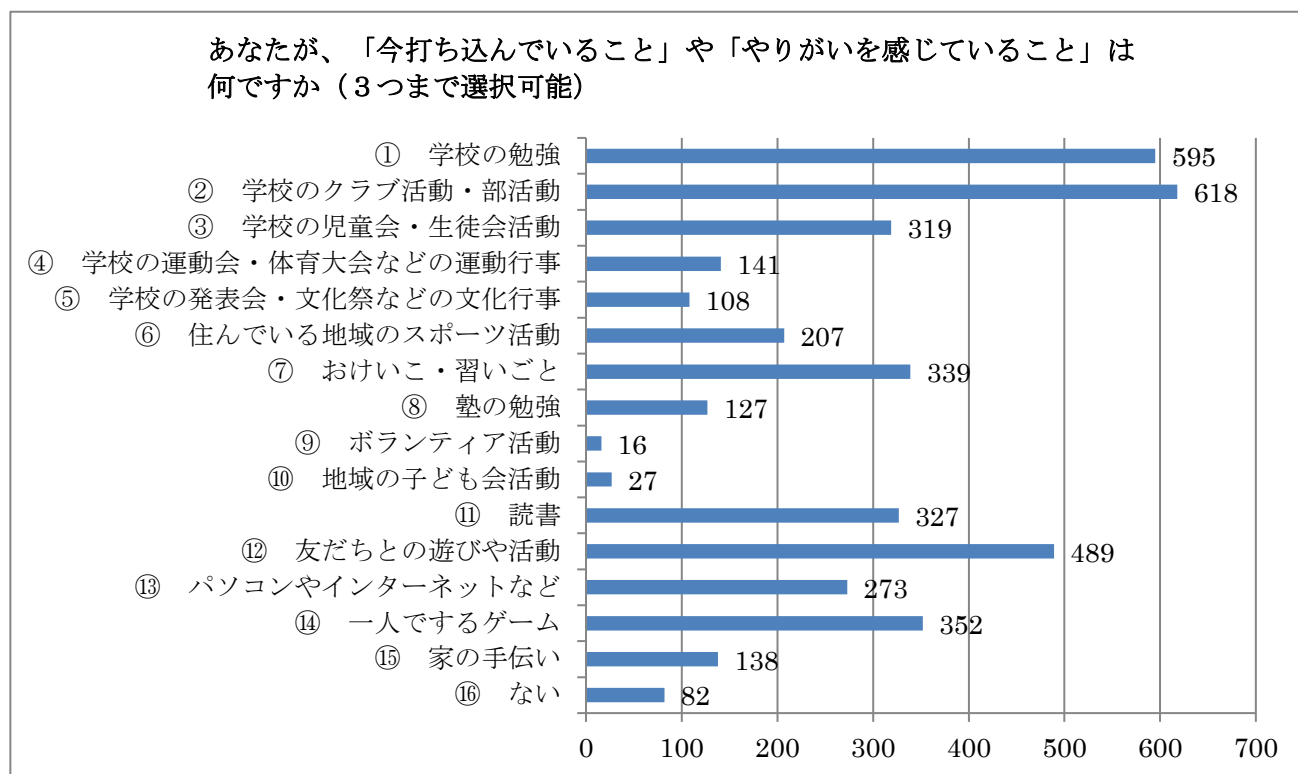
問6 あなたは、まわりの人から大切にされていると思いますか。



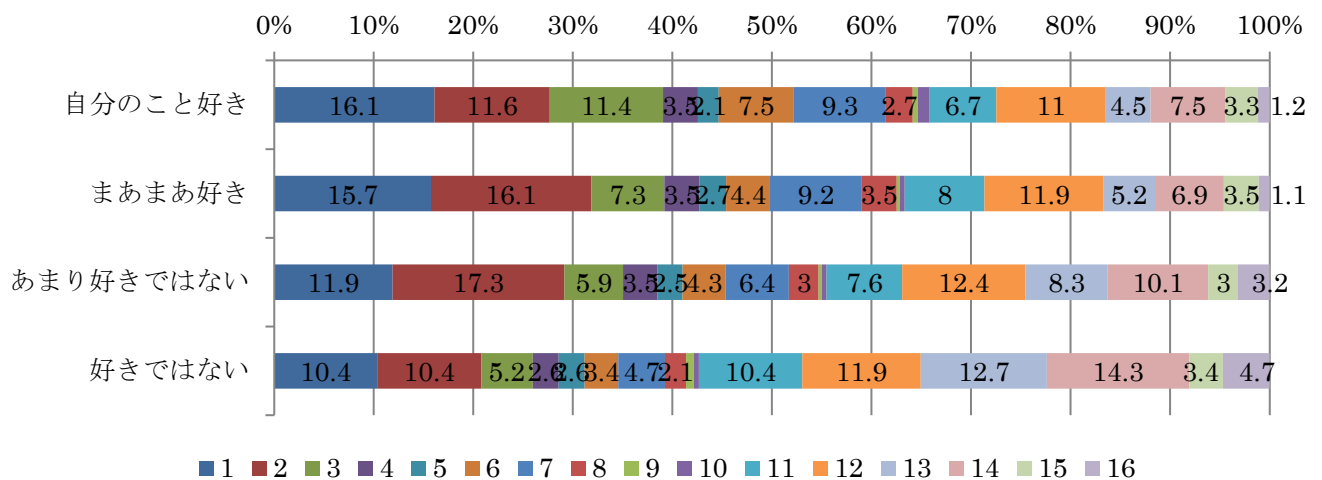
- ・自分は「まわりの人から大切にされている」「だいたい大切にされている」と思う子どもは、82.7%。前回調査の、78.0%より高くなった。
- ・自己肯定感の高い子どもは、自分は「まわりの人から大切にされている、だいたい大切にされている」と考える傾向があり、自己肯定感と強く関係することが窺える。



問7 あなたが、「今打ち込んでいること」や「やりがいを感じていること」は何ですか。
(3つまで選択可能)



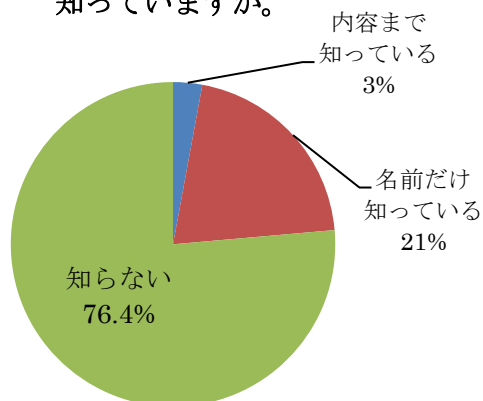
自己肯定感とのクロス集計 「あなたが、『今打ち込んでいること』
や『やりがいを感じていること』は何ですか（３つまで選択可能）」



- ・「学校のクラブ活動、部活動」「学校の勉強」「友だちとの遊び」の順に回答する子どもが多い。
- ・小学生は、「おけいこ、習いごと」の割合が14.2%と一番高く、「学校のクラブ活動、部活動」の割合は、5.8%と低い。
- ・中学生、高校生になると「学校のクラブ活動、部活動」の割合が、20%以上に増え、一番高くなるのは、部活動が本格化するためと推察される。
- ・小学生、中学生は「学校の児童会・生徒会活動」の割合が10%前後を占めているが、高校生になると、「学校の児童会・生徒会活動」の割合は2.5%と低くなる。
- ・小学生、中学生は「一人でするゲーム」の割合が7%前後だが、高校生になると、「一人でするゲーム」の割合が11.4%と高くなる。
- ・自己肯定感の低い子どもほど、やりがいを感じていることは「⑯ ない」と答える割合が高く、やりがいを感じるものの有無が自己肯定感にも関係している様子が窺える。

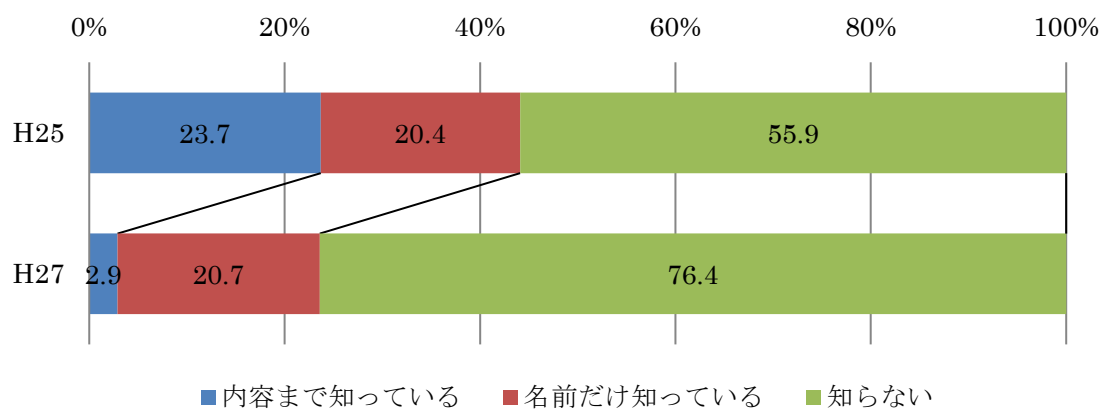
問8 「松本市子どもの権利に関する条例」を知っていますか。

「松本市子どもの権利に関する条例」を知っていますか。

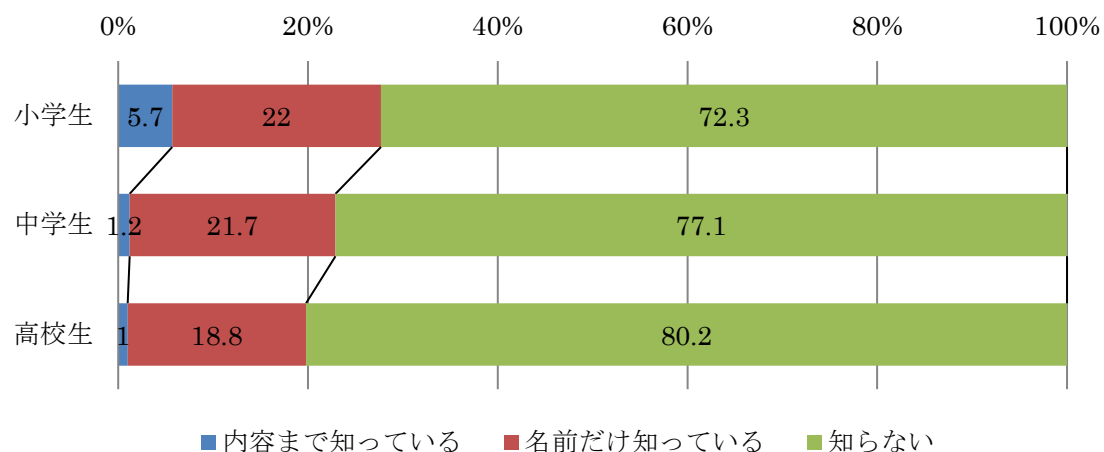


- ・条例の「内容まで知っている」子どもは全体で2.9%と低い割合となっており、前回調査の23.7%を下回ったが、「名前だけ知っている」子どもは全体で20.7%であり、前回調査の20.4%と大きな差異は見受けられなかった。
- ・年齢が上がるにつれて「知っている」と答える子どもの割合は減少する傾向にある。
- ・以上から、条例の周知、特に内容の周知について取り組む必要がある。

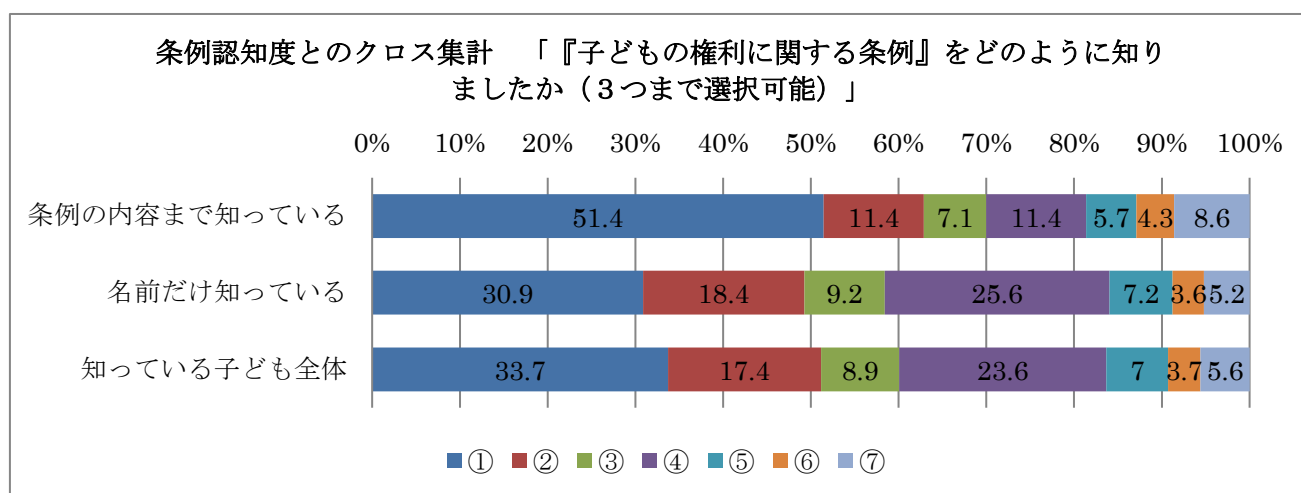
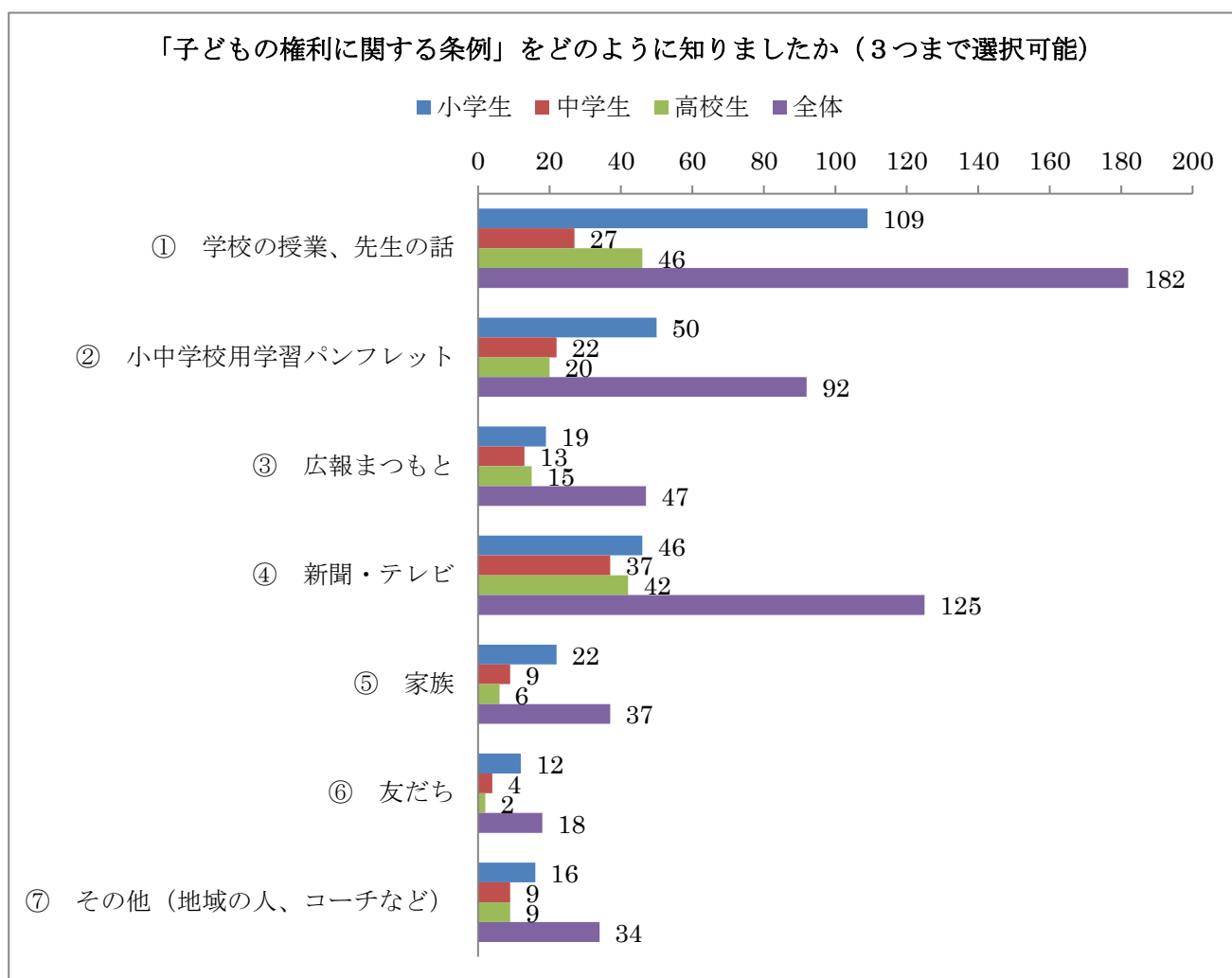
「松本市子どもの権利に関する条例」を知っていますか。
※H23は該当項目なし



「松本市子どもの権利に関する条例」を知っていますか。

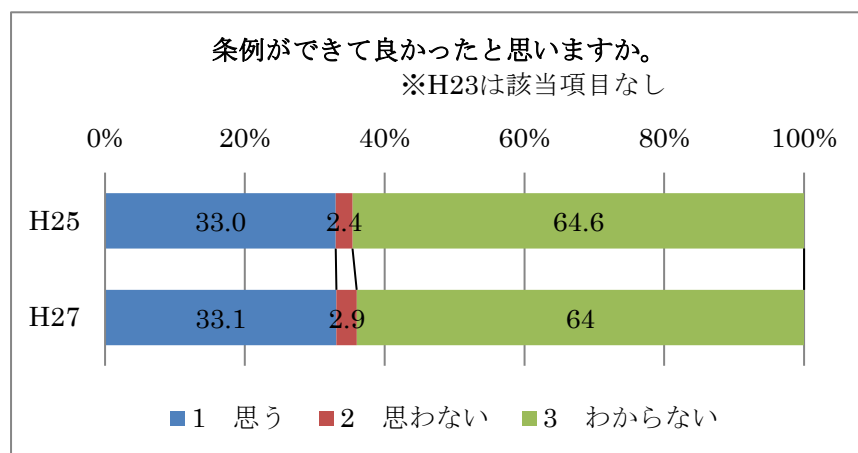
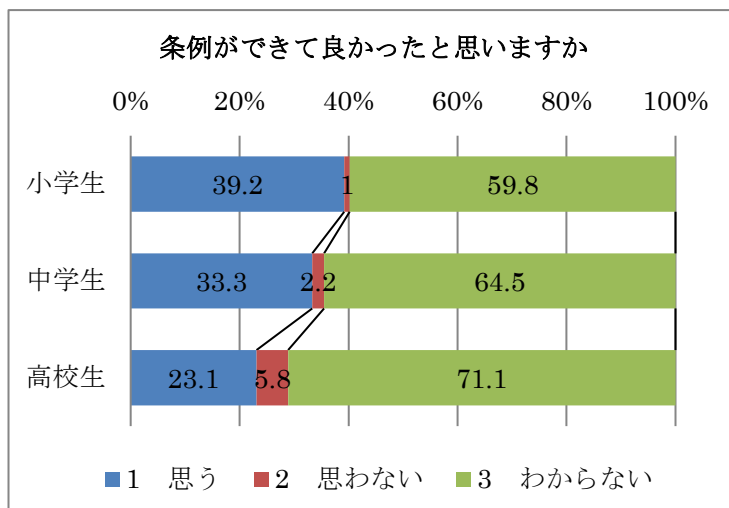
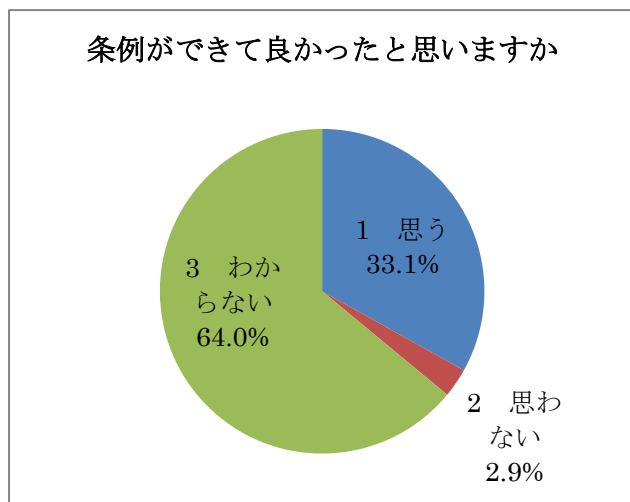


問9 子どもの権利に関する条例をどのような方法で知りましたか。（3つまで選択可能）



- ・ 条例について知った方法は、「学校の授業、先生の話」「新聞・テレビ」「小中学校用学習パンフレット」の順に多く、小学生の多くは、「学校の授業、先生の話」で条例について知ったと回答している。
- ・ 条例の「内容まで知っている」と答えた子どもの半数以上が、「学校の授業、先生の話」により知ったと回答しており、次いで「小中学校用学習パンフレット」と回答する割合が大きいことから、条例の内容については、学校での知る機会の確保が重要である。
- ・ 以上により、学校が子どもたちへの条例周知の場となっていることから、学校で取扱ってもらふ機会の確保や、学校で取扱ってもらうにあたって、子どもたちにも分かりやすい周知パンフレットの作成を進めることが有用である。

問 10 条例ができて良かったと思いますか。



問 11 条例ができて良かったと「思う」「思わない」と答えた理由は何ですか。（自由記述）

(1) 「思う」と答えた理由（一部抜粋）

- ・子どもも社会の一員として、権利がちゃんとあってほしいから。松本だけでなく、全国でもあってほしい。
- ・学校などでいじめられている人が、少しでも安心して暮らせると思うから。
- ・子どもの権利が増え、たくさんの事に打ち込めるようになったこと。

(2) 「思わない」と答えた理由（一部抜粋）

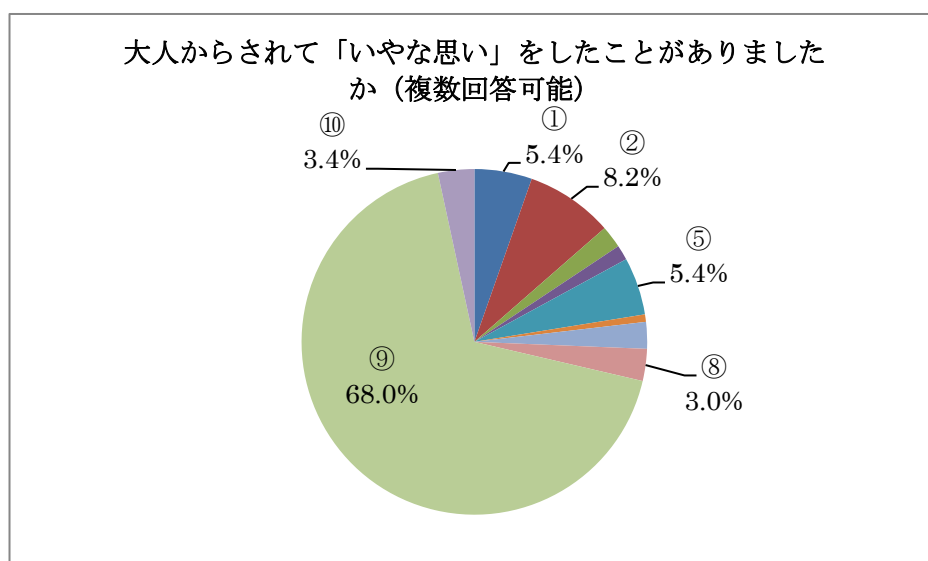
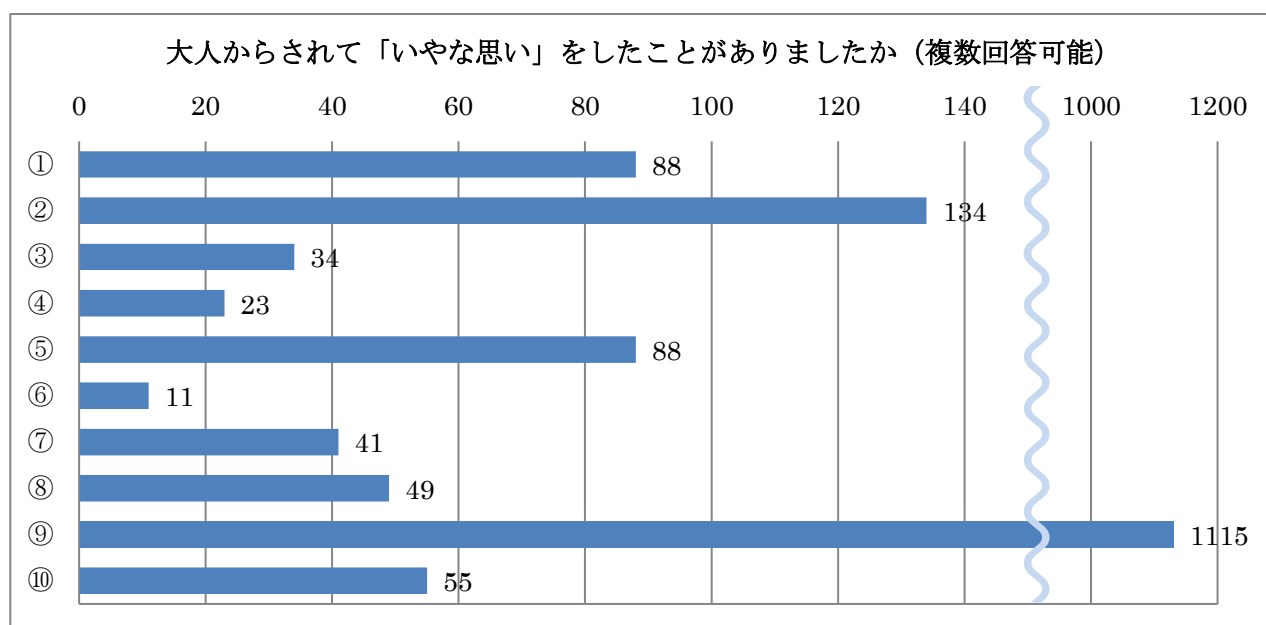
- ・自分たちに影響がなさそうだから。
- ・内容まで知っている人があまりにも少なすぎる。もっと多くの人が内容まで知ることができるようにしてほしい。
- ・条例の内容を知らないなので、良いとは思わない。

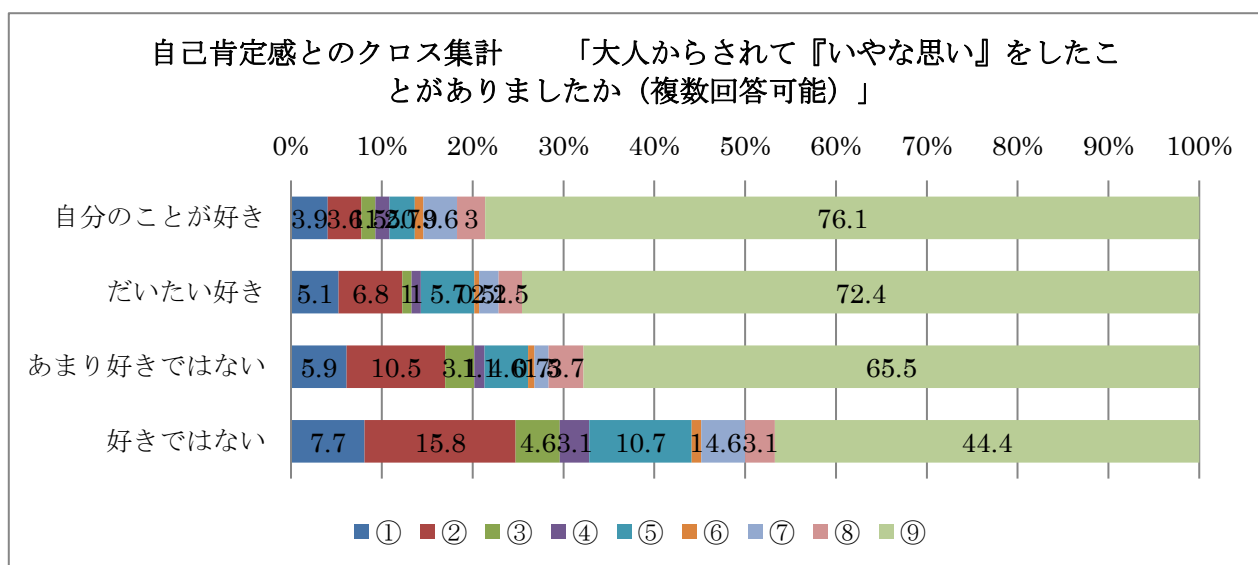
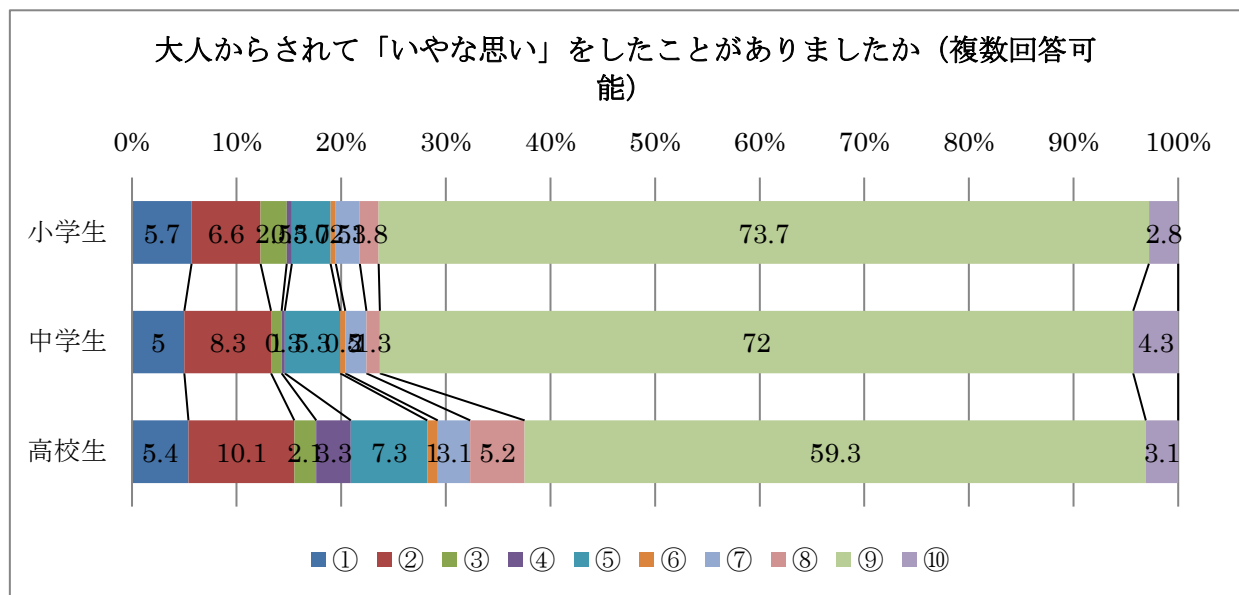
・条例が「できて良かった」と回答する子どもは33%なのに対し、半数以上の子どもは、条例ができて良かったかどうか「わからない」と回答しており、前回調査との大きな差異は見受けられなかった。

・年齢が上がるにつれて、条例が「できて良かった」と回答する子どもの割合は減少している。

問１２ あなたは、これまで大人から次のようなことをされて「いやな思い」をしたことがありますか
(複数回答可能)

- ① 親（保護者）から、たたかれる、なぐられる
- ② 親（保護者）から、心を傷つけられる言葉を言われる
- ③ 親（保護者）から、自分をほったらかしにされる
- ④ 学校や施設（児童館・児童センターなど）の先生や職員から、たたかれる、なぐられる
- ⑤ 学校や施設（児童館・児童センターなど）の先生や職員から、心を傷つけられる言葉を言われる
- ⑥ 塾や習いごとの先生、スポーツクラブの監督などから、たたかれる、なぐられる
- ⑦ 塾や習いごとの先生、スポーツクラブの監督などから、心を傷つけられる言葉を言われる
- ⑧ 知らない大人に、声をかけられる、追いかけるられる
- ⑨ ない
- ⑩ その他（具体的に記述）



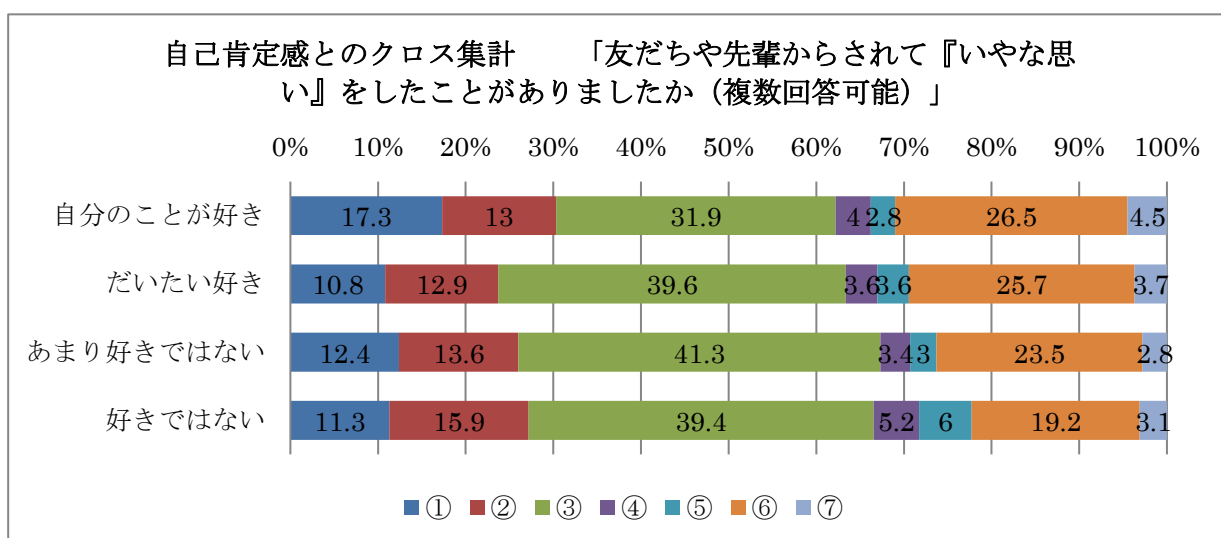
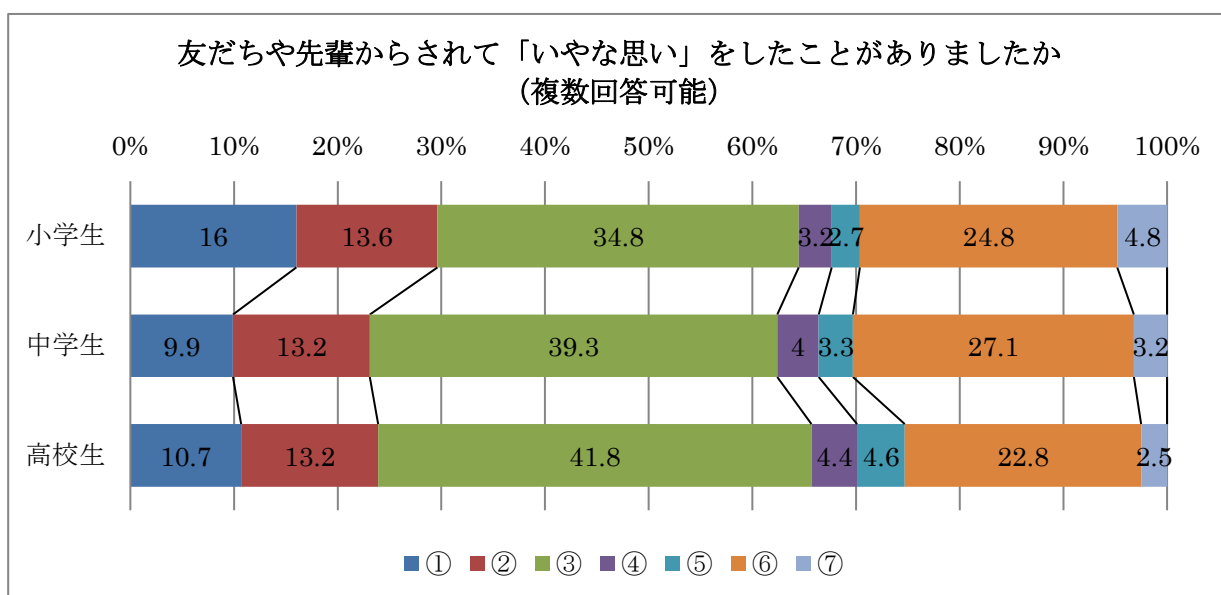
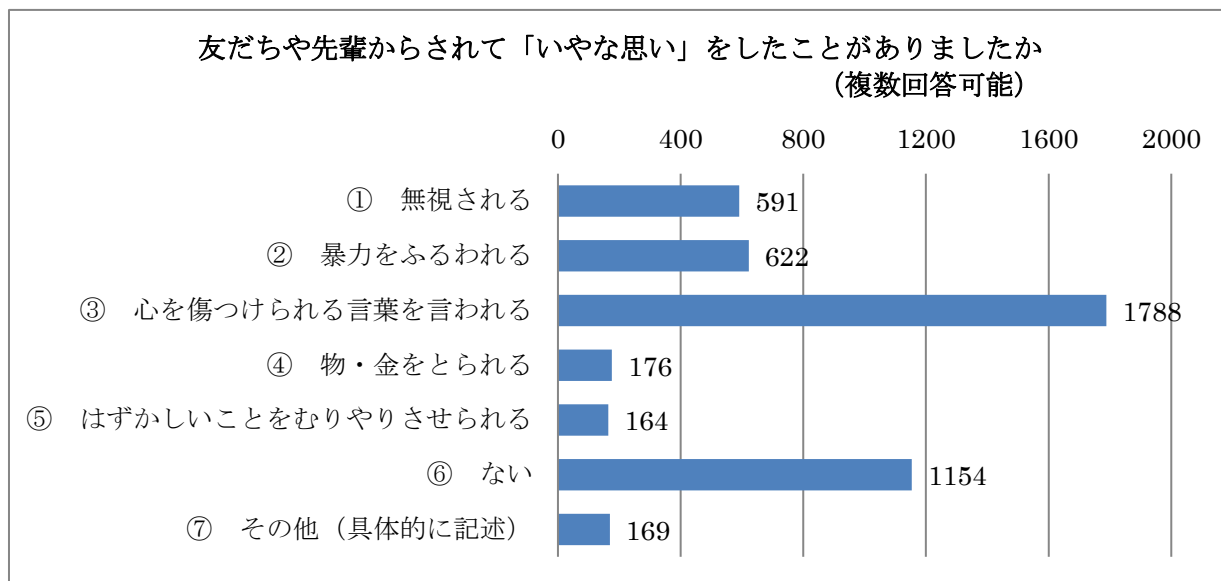


「⑩その他」を選んだ子どもの記述内容（一部抜粋）

- ・若者や高齢者（一部）が公共交通機関を使う際のマナーが悪い。
- ・電車で下校している途中、男性に話しかけられ、少し怖かった。
- ・自分の意見や考えが無視された時
- ・自分の将来の夢を簡単な事だと教師に馬鹿にされた。
- ・バイト先の大人の方の陰での悪口
- ・親にけられる。

- ・大人からされて「いやな思い」をしたことについて、「⑨ ない」「② 親（保護者）から、心を傷つけられる言葉を言われる」「⑤学校や施設（児童館・児童センターなど）の先生や職員から、心を傷つけられる言葉を言われる」の順に回答数が多くなっている。
- ・大人から「いやな思い」をしたことがない子どもは、全体で68.1%で、最も多くなっている。
- ・年齢が上がるほど、大人からされて「いやな思い」をしたことが「⑨ ない」と答える割合が減り、なんらかのかたちで「いやな思い」をしたことがあると答える割合が高くなる。
- ・自己肯定感の低い子どもほど、大人からされて「いやな思い」をしたことがあると答える割合が高くなり、なんらかのかたちで「いやな思い」をしたことがあると子どもの割合が高くなっている。

問 13 あなたは、これまで友だちや先輩から次のようなことをされて「いやな思い」をしたことがありますか。(複数回答可能)



「⑦ その他」を選んだ子どもの記述内容（一部抜粋）

- ・ひとりが多くて寂しい。
- ・友達に物を隠されて、そのままなくされた。
- ・友だちで変なウワサを流されたり、悪口を言われたり
- ・先輩気取り、偉そうで命令口調

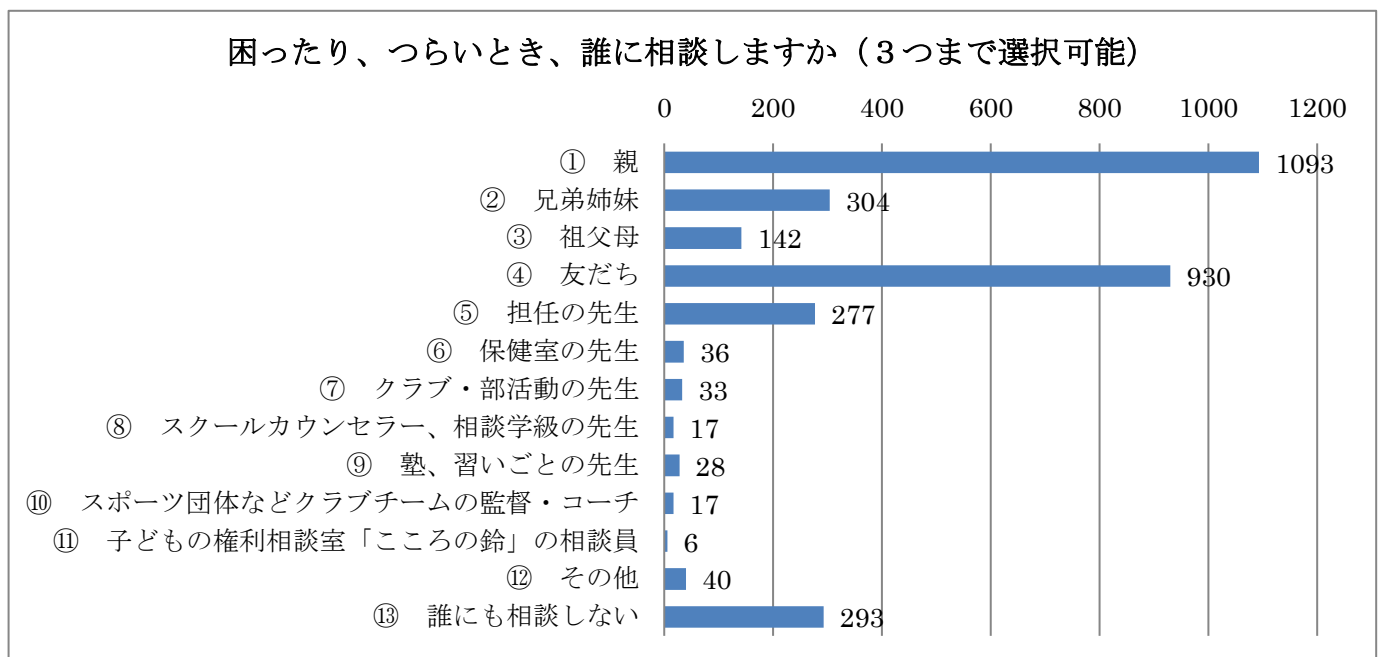
・友だちや先輩からされて「いやな思い」をしたことについて、「③ 友だちや先輩などから、心を傷つけられる言葉を言われる」「⑥ ない」「② 友だちや先輩などから、暴力をふるわれる」の順に回答数が多くなっている。

・前問の「大人」からされたいやなことと比べ、「友だちや先輩」といった子どもたちにとって年齢の近い存在から「いやな思い」をしたと回答する子どもは多い。

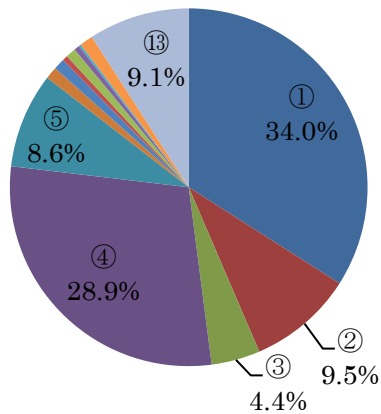
・友だちや先輩からされて「いやな思い」をしたことについては、自己肯定感の高低に関わらず、「③ 友だちや先輩などから、心を傷つけられる言葉を言われる」と回答する子どもの占める割合が最も高くなっている。

・自己肯定感の低い子どもほど、友だちや先輩からされて「いやな思い」をしたことがあると答える割合が高くなり、なんらかのかたちで「いやな思い」をしたことがあると子どもの割合が高くなっている。

問14 困ったり、つらいとき、誰に相談しますか。（3つまで選択可能）

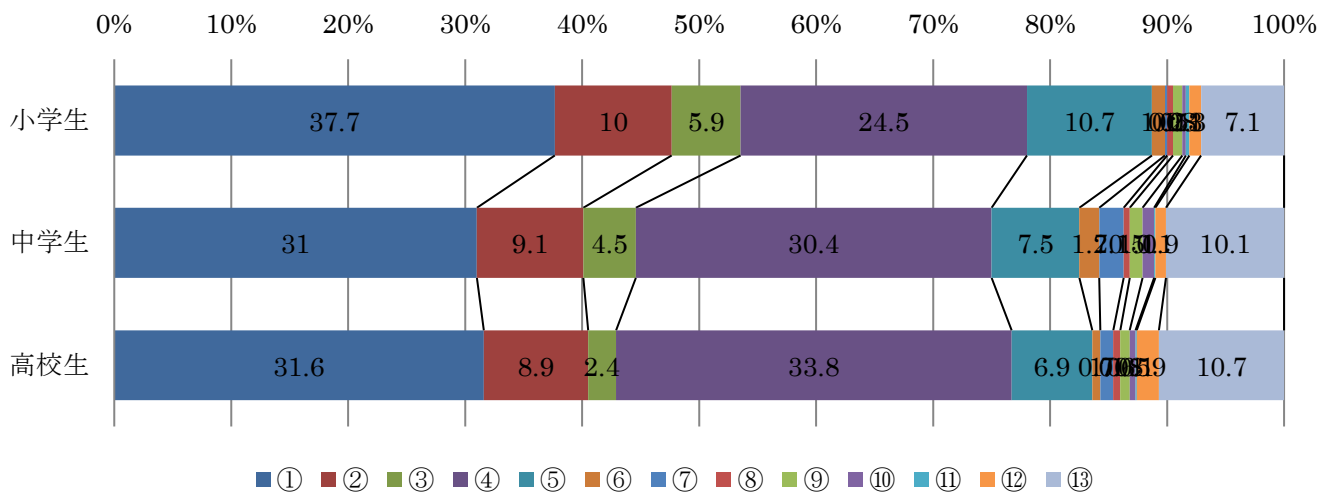


困ったり、つらいとき、誰に相談しますか
(3つまで選択可能)

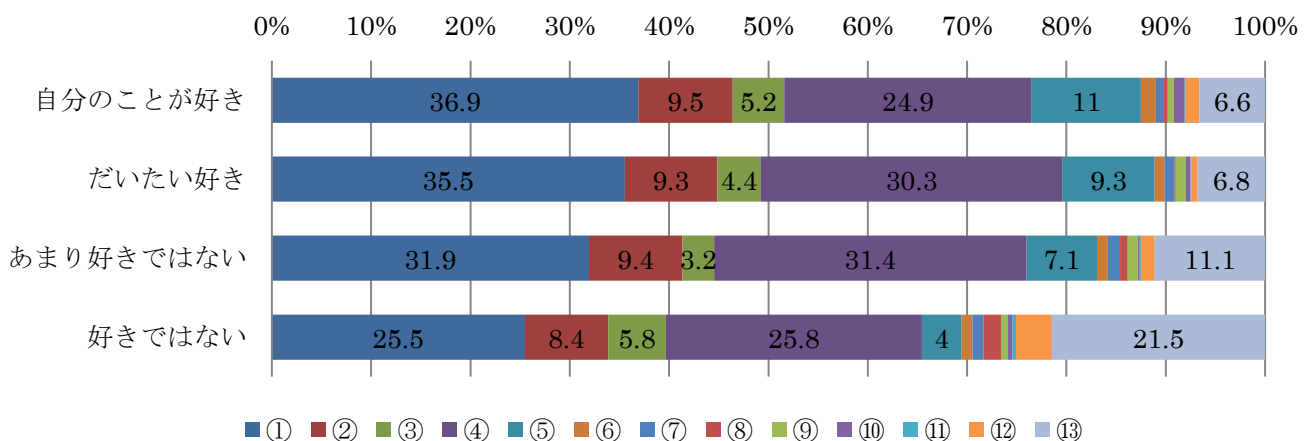


- ・困ったり、つらいときの相談相手として、「① 親」や「④ 友だち」と回答した子どもが多い。
- ・「⑬ 誰にも相談しない」と回答した子どもは、4番目に多く、全体に占める割合は、9%になる。
- ・自己肯定感の低い子どもほど、「⑬ 誰にも相談しない」と回答する割合が高くなり、悩みを一人で抱え込んでいることが窺える。

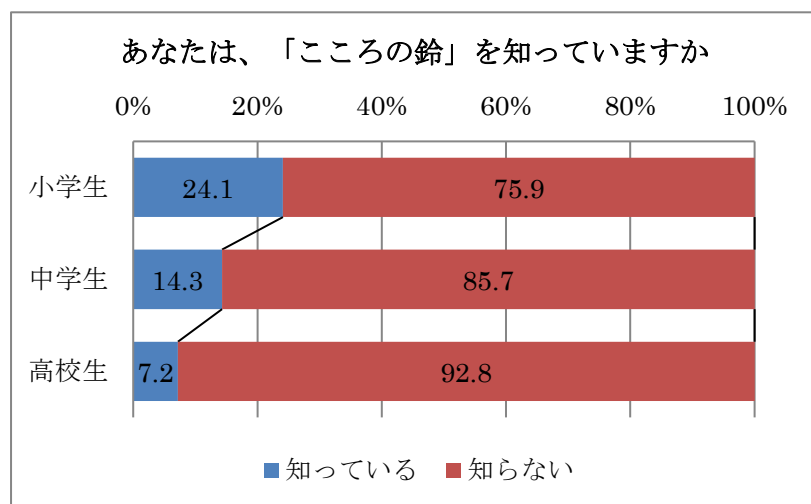
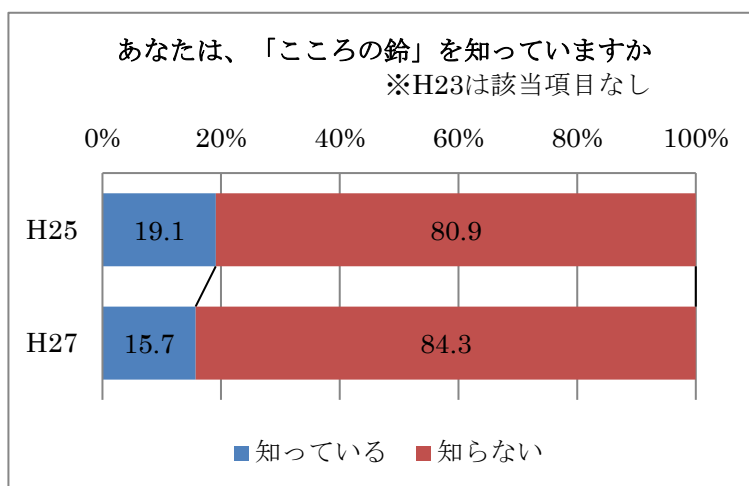
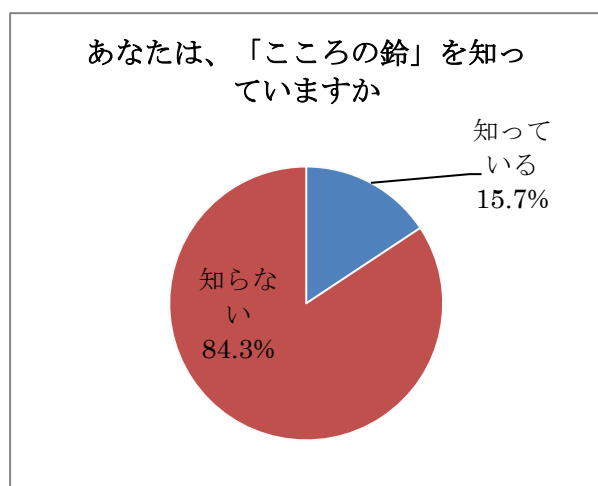
困ったり、つらいとき、誰に相談しますか (3つまで選択可能)



自己肯定感とのクロス集計 「困ったり、つらいとき、誰に相談しますか。
(3つまで選択可能)」

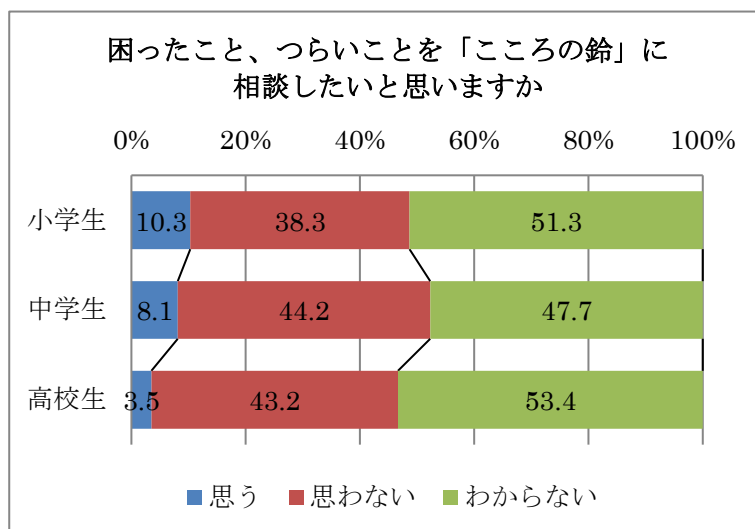
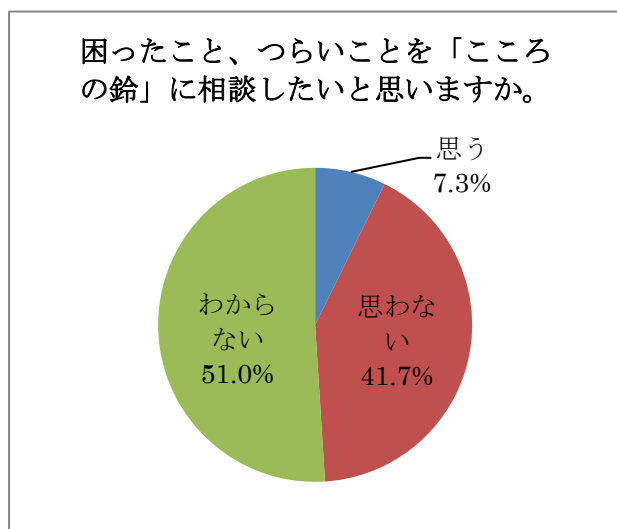


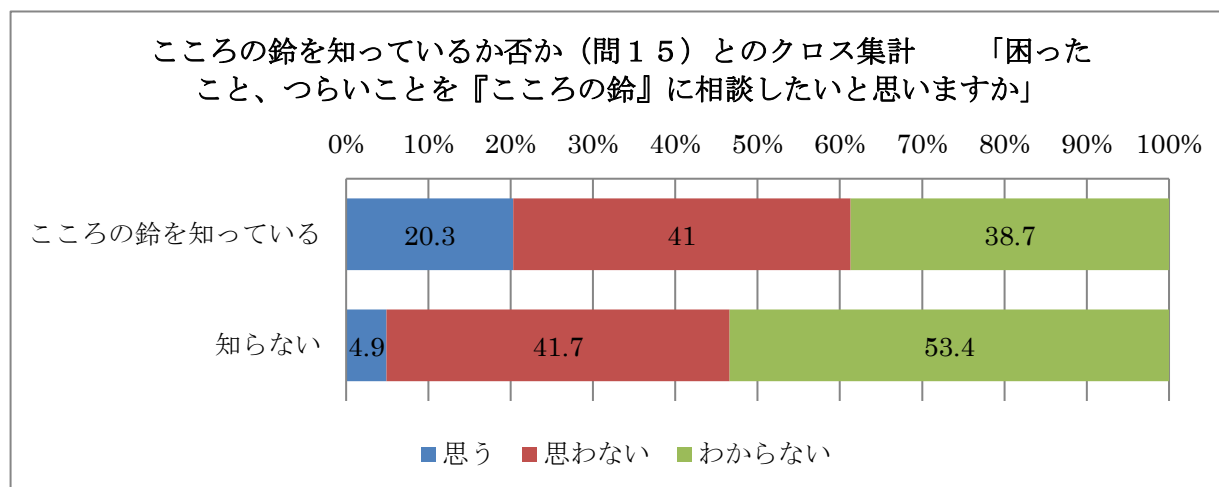
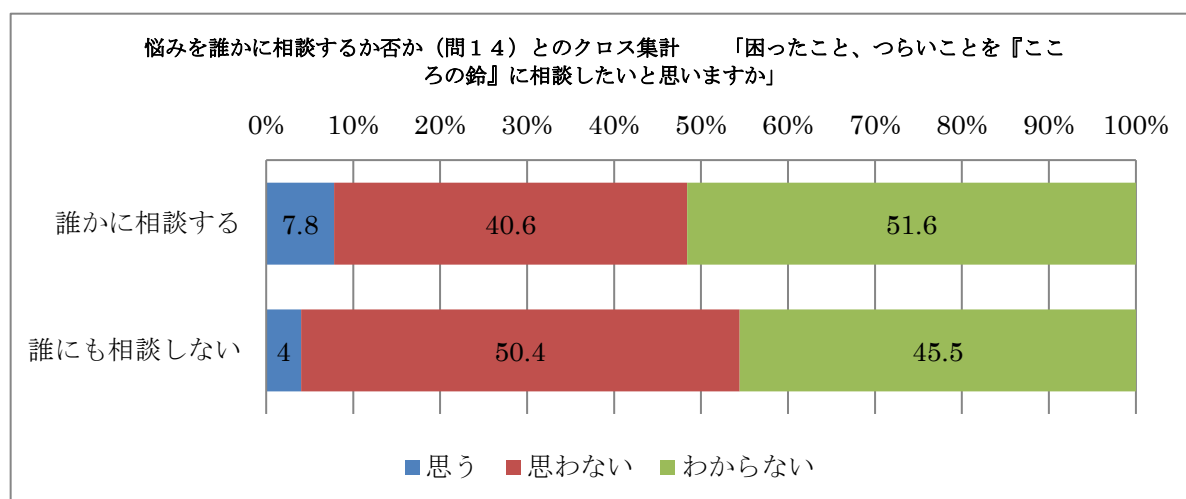
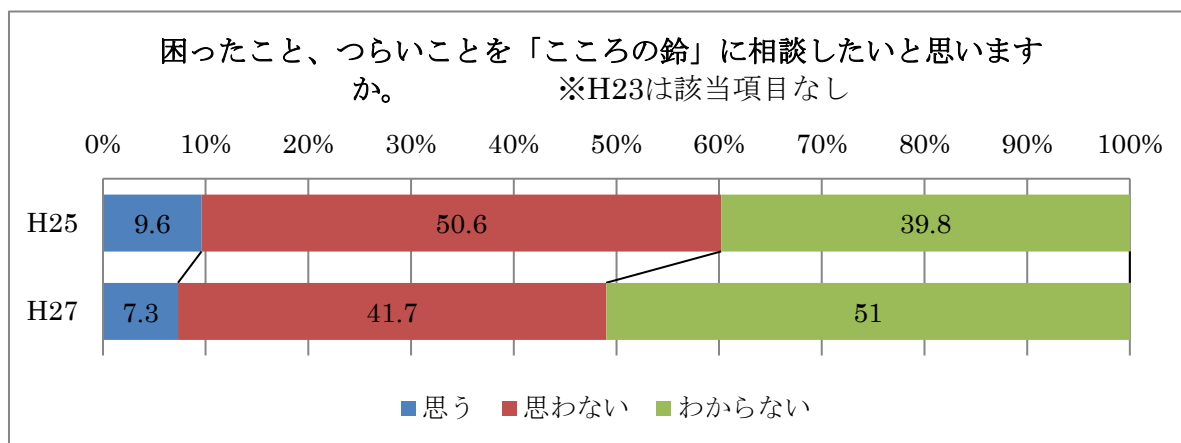
問15 あなたは、「こころの鈴」を知っていますか。



- ・「こころの鈴」について、知っている子どもは、15.7%で、前回調査の19.1%を下回ったが、大きな差異は見受けられなかった。
- ・年齢が上がるにつれて、「こころの鈴」を知っている子どもの割合は、減少する傾向にある。

問16 あなたは、困ったこと、つらいことを「こころの鈴」に相談したいと思いますか。



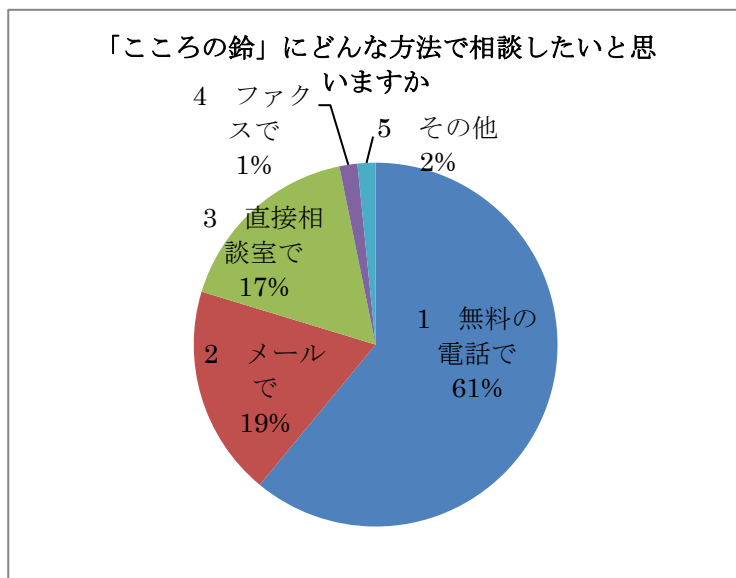


- ・「こころの鈴」に相談したいと思う子どもは、7%で、前回調査の9.6%を下回ったが、大きな差異は見受けられなかった。
- ・相談したいと「思わない」子どもの割合が減り、「わからない」と答える子どもの割合が増加した。
- ・年齢が上がるにつれて、「こころの鈴」に相談したいと思う子どもの割合は減少する傾向にある。
- ・自己肯定感の低い子どもほど悩みを一人で抱え込む傾向にあること（問14）、悩みを相談する子どもは、親や友だちなど身近な存在に相談すること（問14）、こころの鈴の認知度が低いこと（問15）、こころの鈴に相談したいと思う子どもが少ないこと（問16）から、子どもにとって相談しやすい身近な存在として、こころの鈴の一層の周知に努めることが、自己肯定感を高めるにあたって有用である。
- ・悩みを誰にも相談しないと答えた子どもであっても、そのうち4%は、こころの鈴に相談したいと思っている。
- ・こころの鈴を知らない子どものうち、4.9%は、こころの鈴に相談したいと思っている。

問 17 「こころの鈴」にどんな方法で相談したいと思いますか。

「5 その他」を選んだ子どもの記述内容

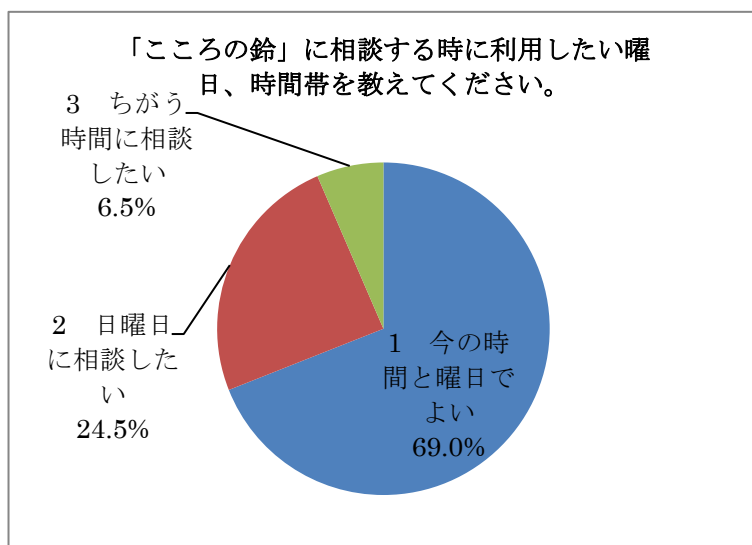
・手紙



・「こころの鈴」への相談方法は、「無料の電話」を選択した子どもが61%

・「その他」の相談方法を選択した子どもは、具体的には「手紙」で相談したいと回答した。

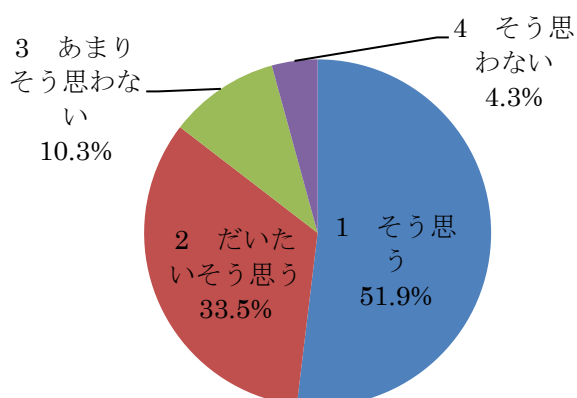
問 18 「こころの鈴」に相談する時に利用したい曜日、時間帯を教えてください。



・「こころの鈴」の利用日時について、「今のままでよい」と回答した子どもは、69.0%を占めた。

問１９ 家庭で、あなたの考え、思っていることを聞いてもらっていると思いますか。

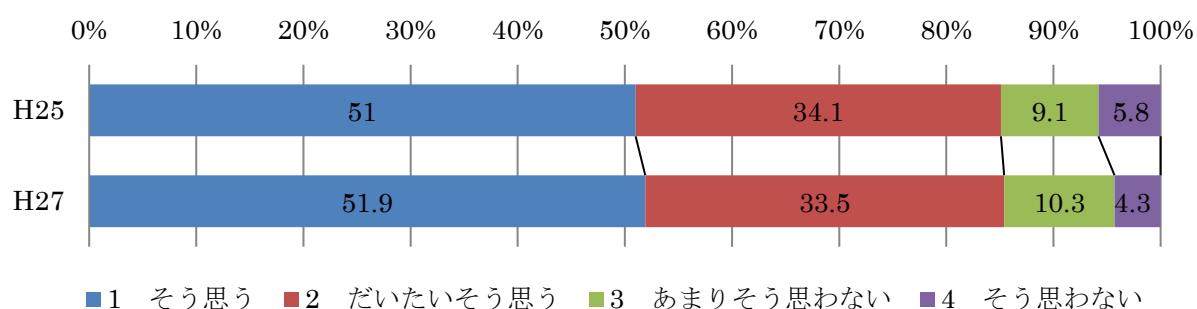
家庭で、あなたの考え、思っていることを聞いてもらっていると思いますか。



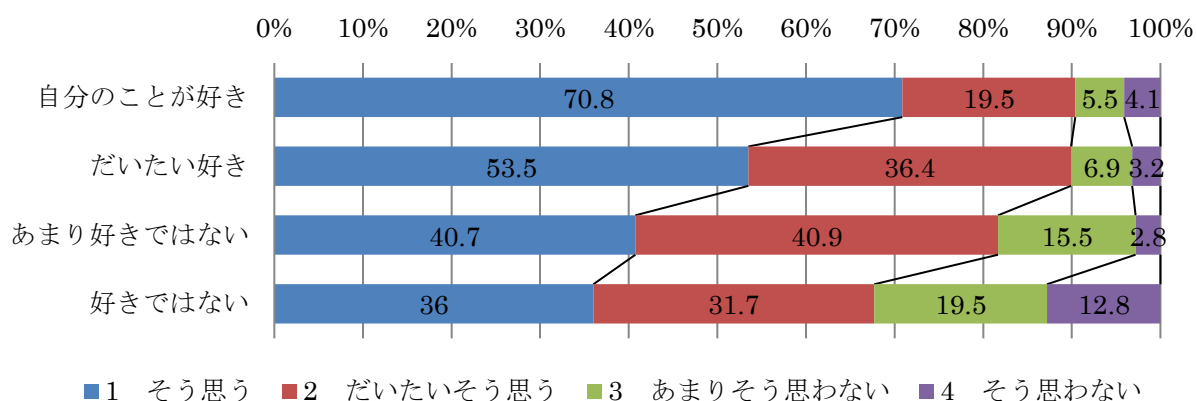
- ・家庭で自分の考えや思っていることを聞いてもらっているかどうかについて、「そう思う」「だいたいそう思う」と答えた子どもは、85.4%となり、前回調査の85.1%と大きな差異は見受けられなかった。
- ・自己肯定感の高い子どもほど、「家庭で自分の考えや思っていることを聞いてもらっていると思う」と答える傾向にあり、自己肯定感との関係が窺える。

家庭で、あなたの考え、思っていることを聞いてもらっていると思いますか。

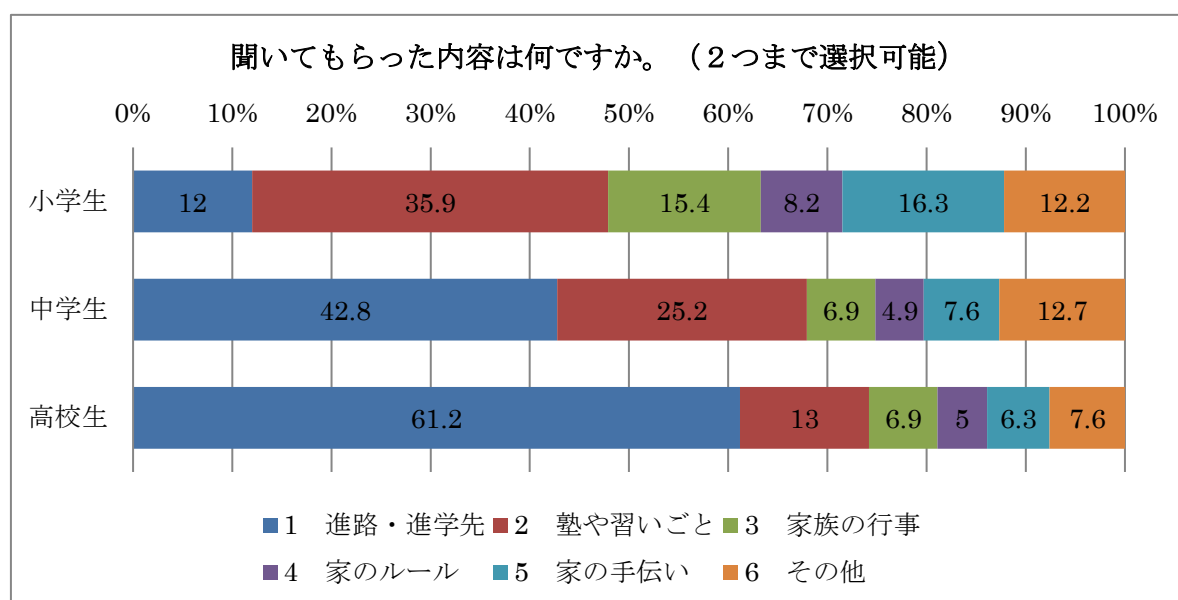
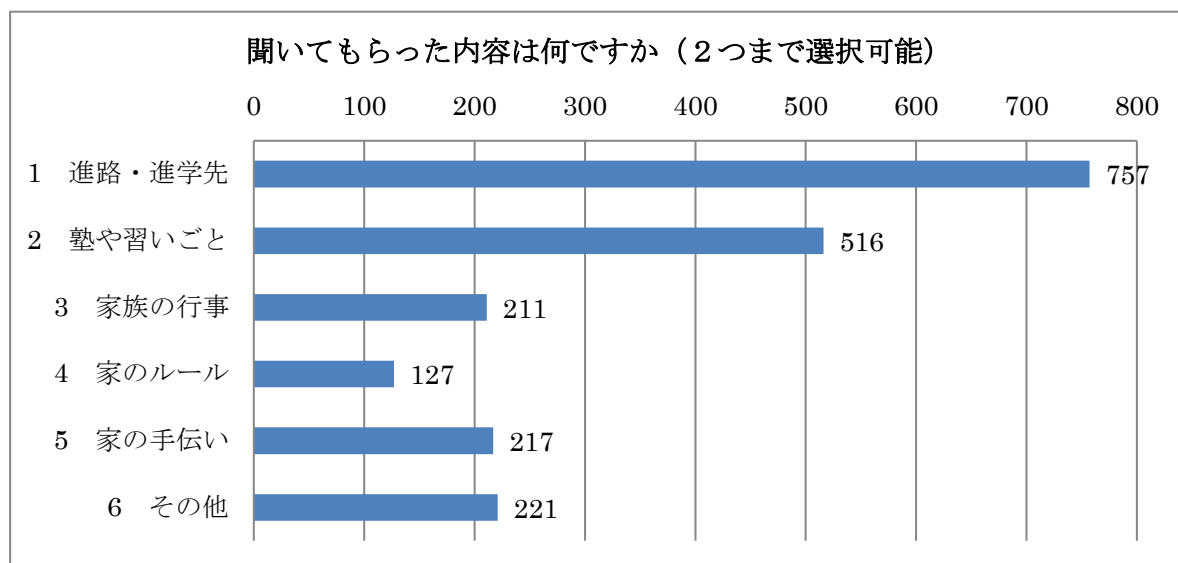
※H23は該当項目なし



自己肯定感とのクロス集計 「家庭で、あなたの考え、思っていることを聞いてもらっていると思いますか。」



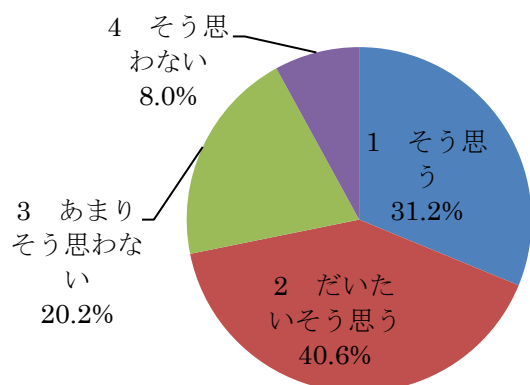
問20 家庭で、聞いてもらった内容は何ですか。（2つまで選択可能）



- ・家庭で聞いてもらったことは、「1 進路・進学先」のことが、「2 塾や習いごと」のことが多い。
- ・「その他」を選んだ子どもの多くは、「学校での出来事」等、学校生活に関することと記述回答している。
- ・小学生が家庭で聞いてもらったことは、「2 塾や習いごと」「1 進路・進学先」の順に多いが、中学生になると「1 進路・進学先」「2 塾や習いごと」の順となる。
- ・高校生になると、「1 進路・進学先」の割合が半数以上を占める。

問 2 1 学校で先生に、あなたの考え、思っていることを聞いてもらっていると思いますか。

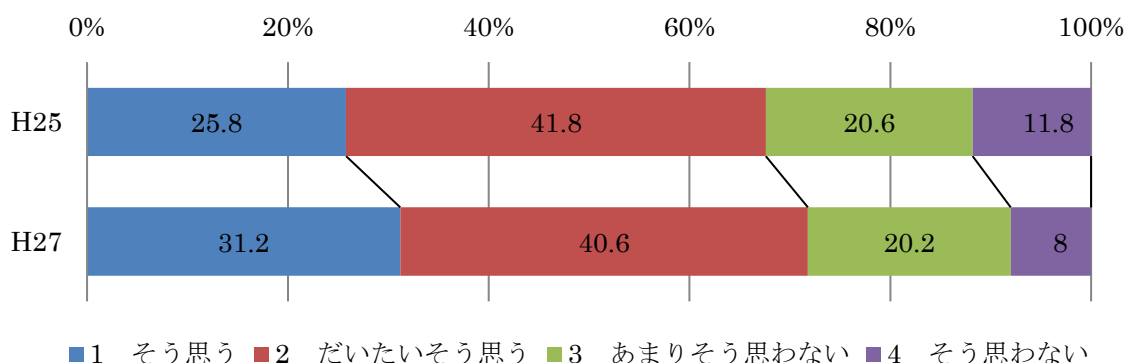
学校で先生に、あなたの考え、思っていることを聞いてもらっていると思いますか。



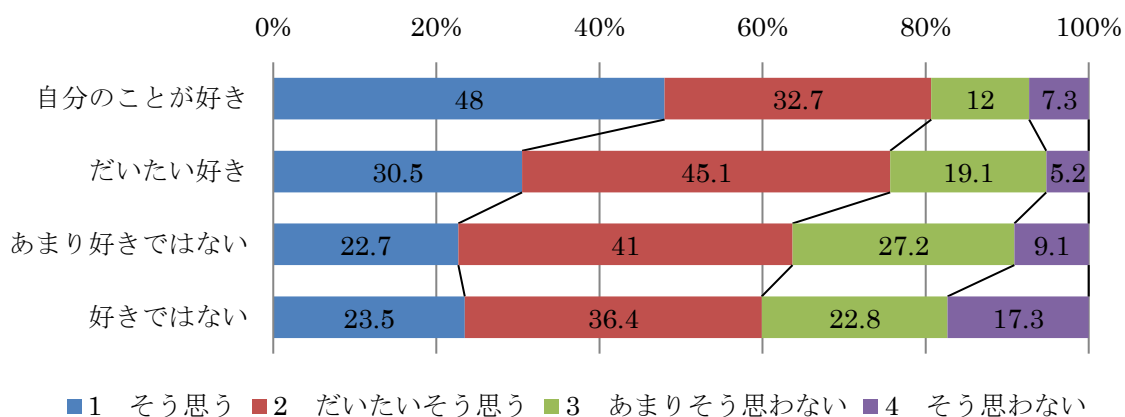
- ・学校で先生に、自分の考えや思っていることを聞いてもらっているかどうかについて、「そう思う」「だいたいそう思う」と答えた子どもは、71.8%で、前回調査の67.6%を上回った。
- ・自己肯定感の高い子どもほど、「学校で先生に、自分の考えや思っていることを聞いてもらっていると思う」「だいたいそう思う」と答える傾向にあり、自己肯定感との関係が窺える。

学校で先生に、あなたの考え、思っていることを聞いてもらっていると思いますか。

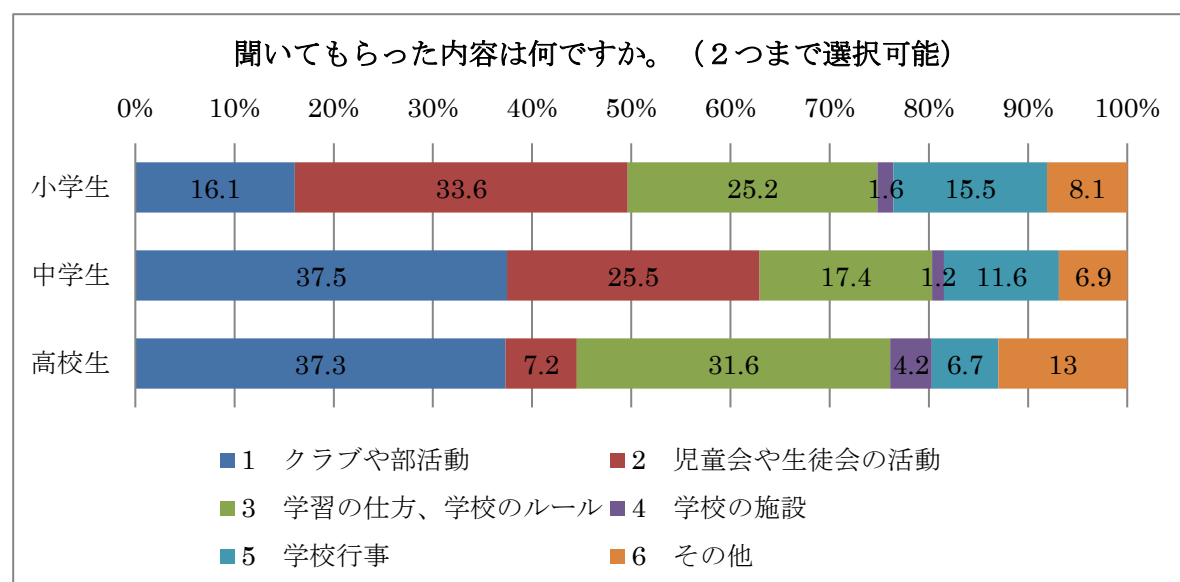
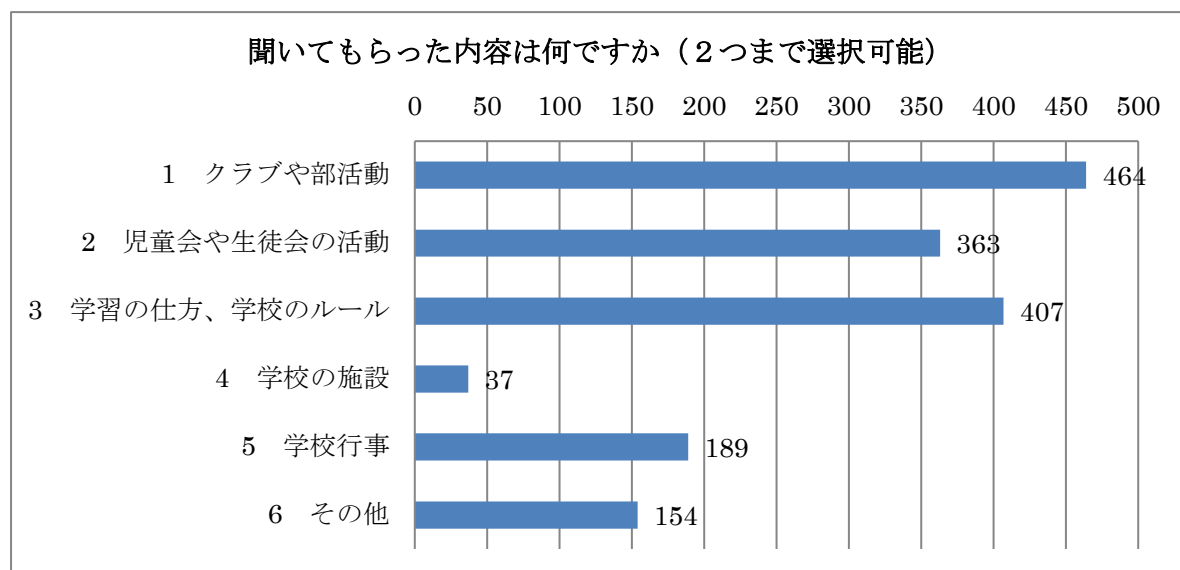
※H23は該当項目なし



自己肯定感とのクロス集計 「学校で先生に、あなたの考え、思っていることを聞いてもらっていると思いますか。」



問 2 2 学校で先生に、聞いてもらった内容は何ですか。（2 つまで選択可能）



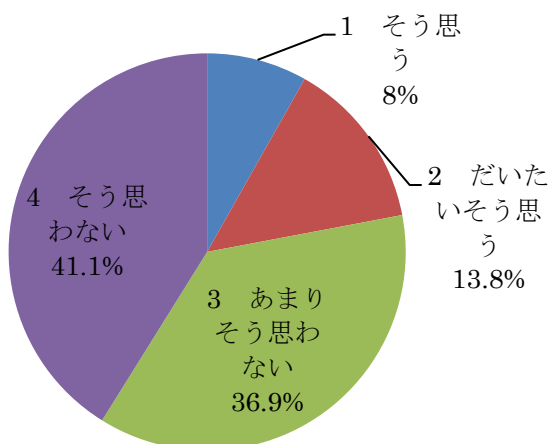
「6 その他」を選んだ子どもの記述内容（一部抜粋）

- ・進路や成績について
- ・授業や勉強のこと
- ・友達のこと

- ・学校で先生に聞いてもらったことは、「1 クラブや部活動」のこと、「2 児童会や生徒会の活動」のこと、「3 学習の仕方、学校のルール」のことが多い。
- ・「その他」を選んだ子どもの多くは、「進路や成績」「授業」「勉強」等、将来や勉学に関することと回答している。
- ・小学生が学校で聞いてもらったことは、「2 児童会や生徒会の活動」が最も多い。
- ・中学生になると「1 クラブや部活動」が最も多くなるが、部活動が本格化することが理由と推察される。
- ・高校生になると、「3 学習の仕方、学校のルール」と回答する子どもが多くなる。

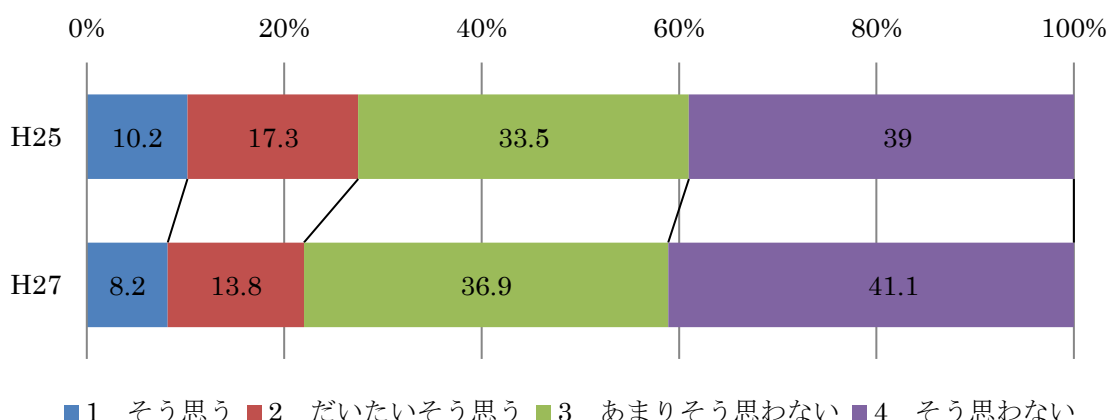
問 2 3 地域で、あなたの考え、思っていることを聞いてもらっていると思いますか。

地域で、あなたの考え、思っていることを聞いてもらっていると思いますか。

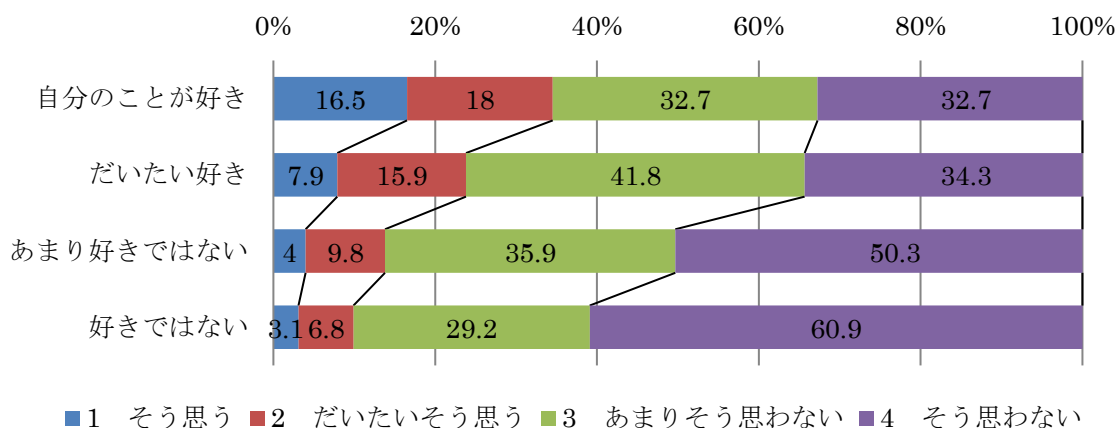


- ・地域で、自分の考えや思っていることを聞いてもらっているかどうかについて、「そう思う」「だいたいそう思う」と答えた子どもは、22%で、前回調査の27.5%を下回ったが、大きな差異は見受けられなかった。
- ・前回調査と同じく、「そう思う」「だいたいそう思う」と答える子どもは少数となっている。
- ・自己肯定感の高い子どもほど、地域で、自分の考えや思っていることを聞いてもらっているかどうかについて「そう思う」「だいたいそう思う」と答える傾向にある。
- ・ただし、自己肯定感の最も高い「自分のことが好き」な子どもであっても、「そう思う」「だいたいそう思う」割合は34.5%だった。

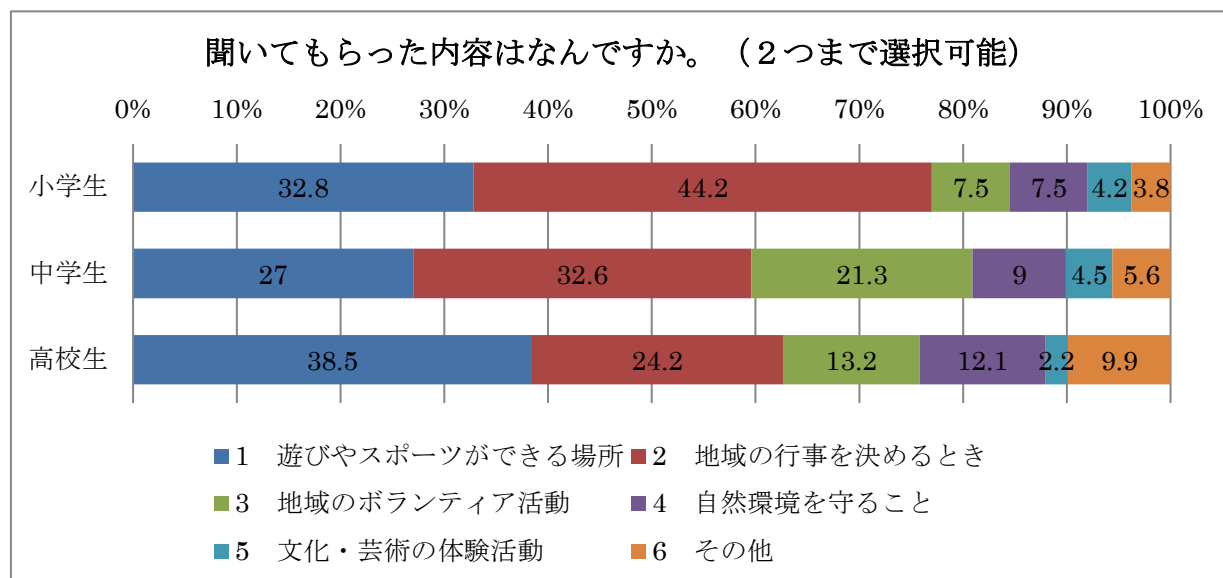
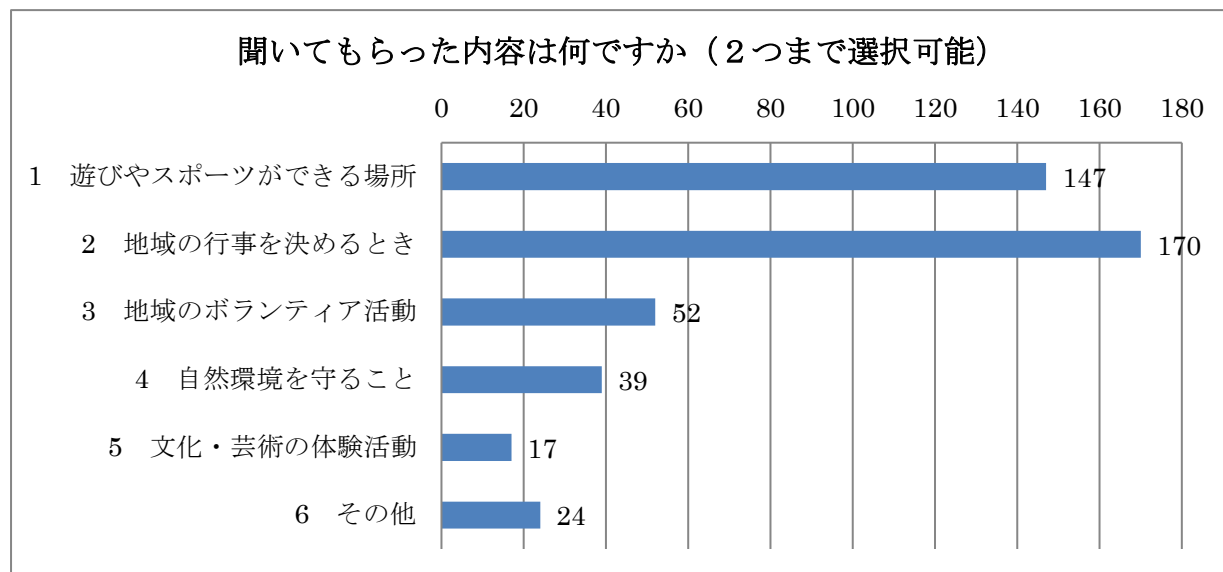
地域で、あなたの考え、思っていることを聞いてもらっていると思いますか。
※H23は該当項目なし



自己肯定感とのクロス集計 「地域で、あなたの考え、思っていることを聞いてもらっていると思いますか。」



問 2 4 地域で、聞いてもらった内容はなんですか。（2つまで選択可能）



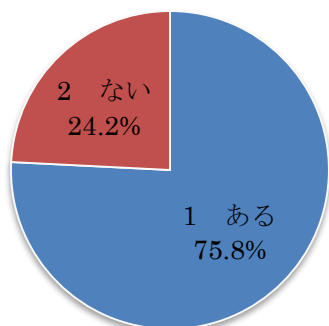
「6 その他」を選んだ子どもの記述内容（一部抜粋）

- ・学校のこと
- ・相談事
- ・地域活動

- ・地域で聞いてもらったことは、「1 遊びやスポーツができる場所」のこと、「2 地域の行事を決めるとき」のことが多い。
- ・小学生は、「3 地域のボランティア活動」の占める割合が7.5%と低い、中学生になると二桁に増加する。
- ・地域で聞いてもらった内容は、年齢ごとに異なることが窺える。

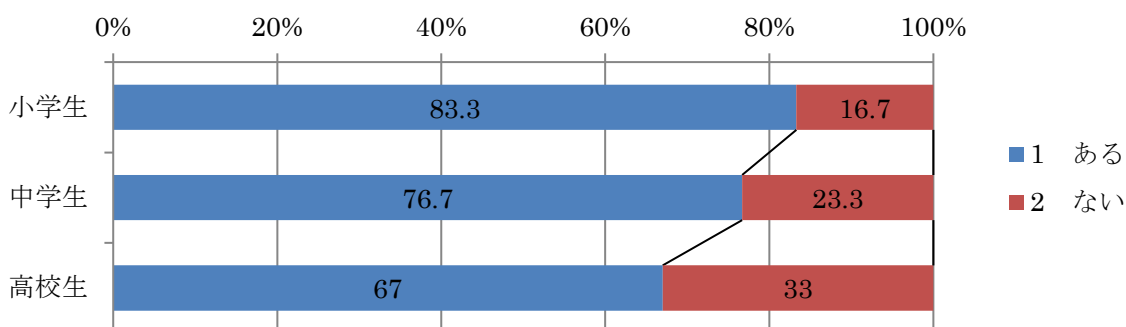
問 2 5 地域の中で、遊んだりスポーツをしたり、安心してやりたいことができる場所がありますか。

地域の中で、遊んだりスポーツをしたり、安心してやりたいことができる場所がありますか。

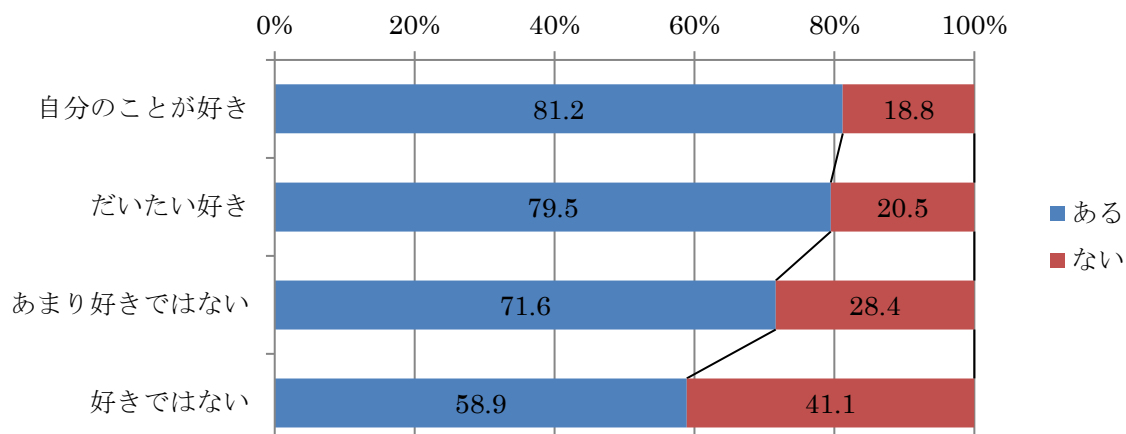


- ・地域の中で、安心してやりたいことができる場所が「1 ある」と答えた人は、75.8%。
- ・「1 ある」と答える子どもの割合は、高校生でも半数以上を占めているが、年齢が上がるにつれて割合は減少している。
- ・自己肯定感の高い子どもほど、安心してやりたいことができる場所が「1 ある」と答える傾向にあり、自己肯定感との関係が窺える。

地域の中で、遊んだりスポーツをしたり、安心してやりたいことができる場所がありますか。

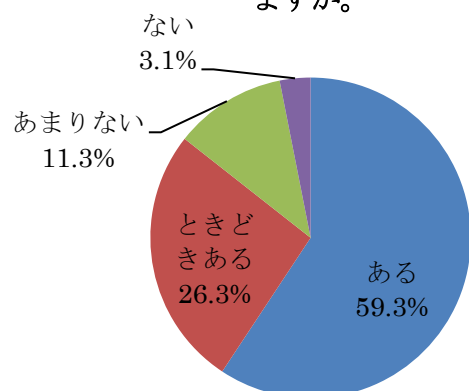


自己肯定感とのクロス集計 「地域の中で、遊んだりスポーツをしたり、安心してやりたいことができる場所がありますか。」



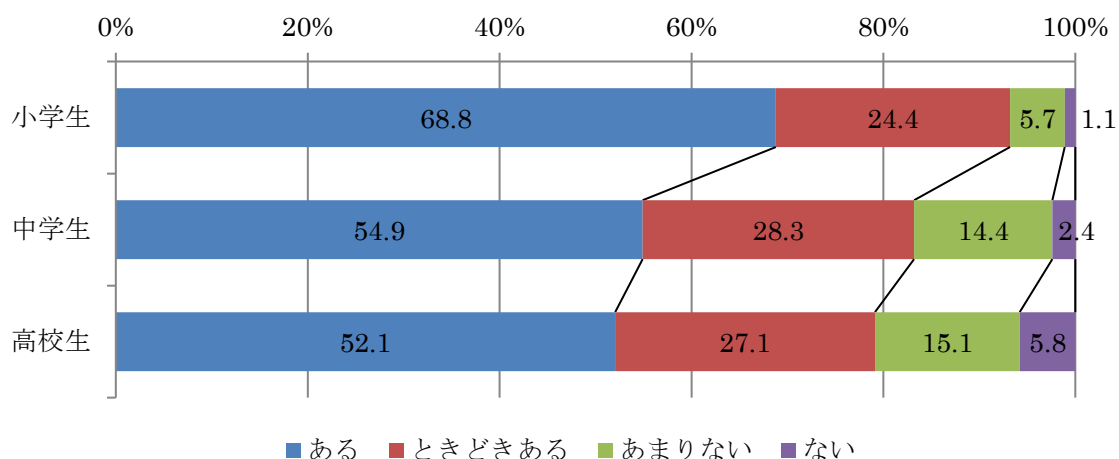
問 2 6 あなたは、遊んだり休んだり、自分の好きなことをする時間が十分にありますか。

自分の好きなことをする時間が十分に
ありますか。

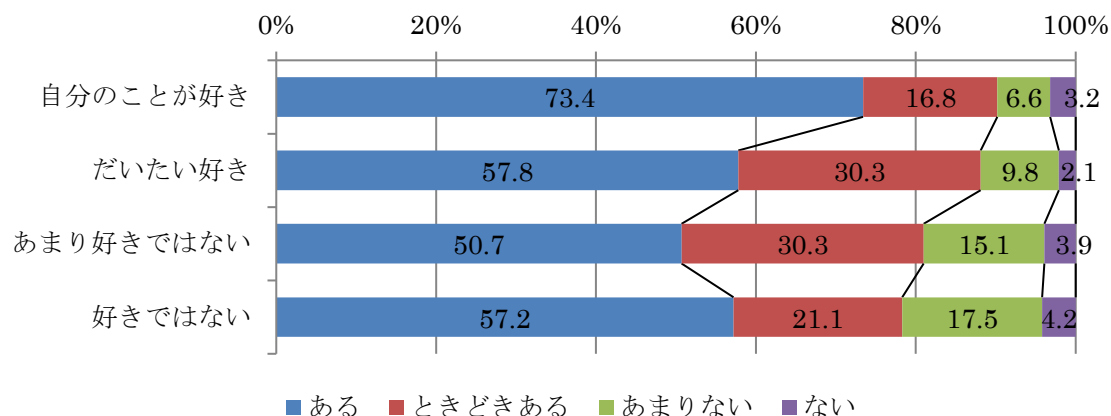


- ・自分の好きなことをする時間が十分に「ある」「ときどきある」と答えた子どもは、全体で85.6%。
- ・年齢があがるにつれて、「ある」「ときどきある」と答える子どもが占める割合は、減少する。
- ・自分のことが好きな子どもの90.2%が、「ある」「ときどきある」と回答するのに対して、自分のことが好きではない子どものうち、「ある」「ときどきある」と答える子どもは、78.3%にとどまることから、自己肯定感との関係が窺える。

自分の好きなことをする時間が十分にありますか。



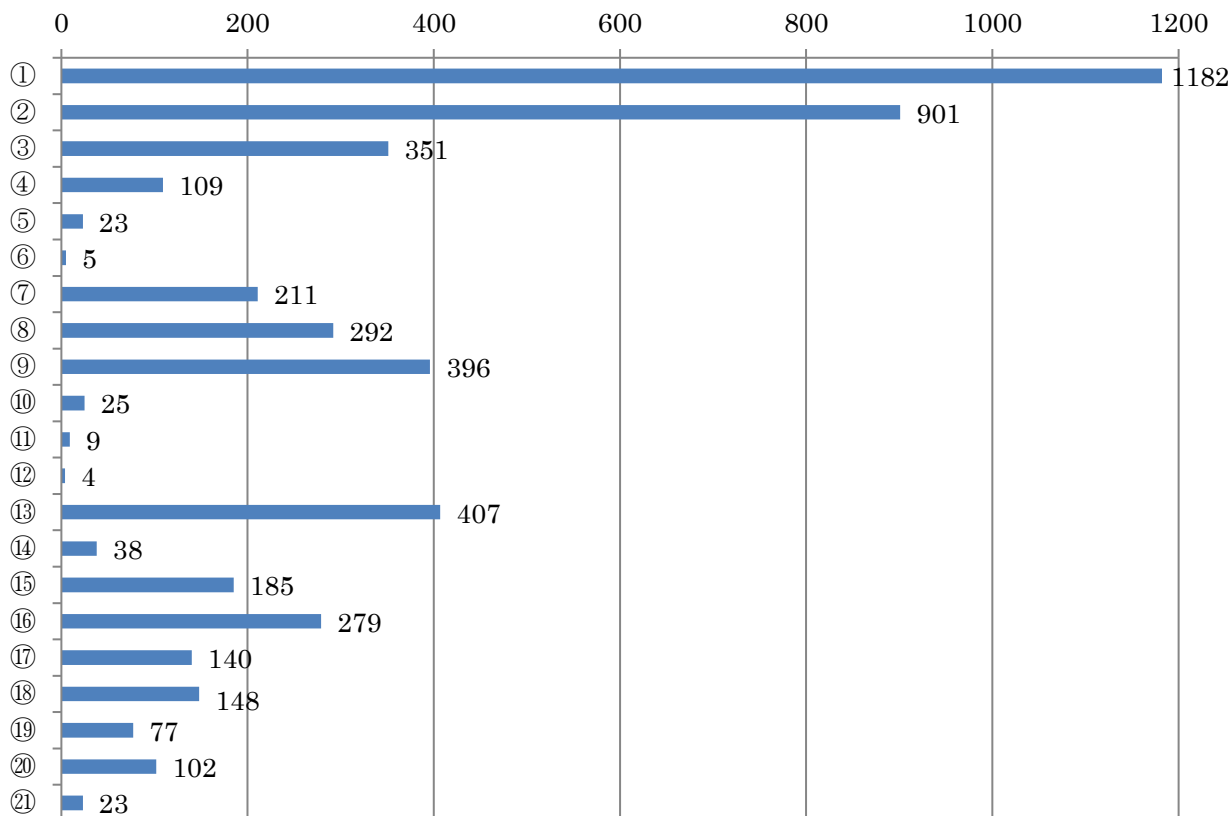
自己肯定感とのクロス集計 「自分の好きなことをする時間が十分に
ありますか。」



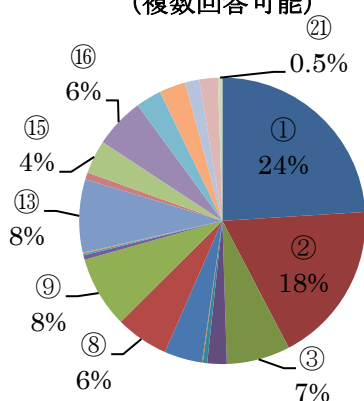
問 27 あなたにとって、ホッとできる場所はどこですか。(複数回答可能)

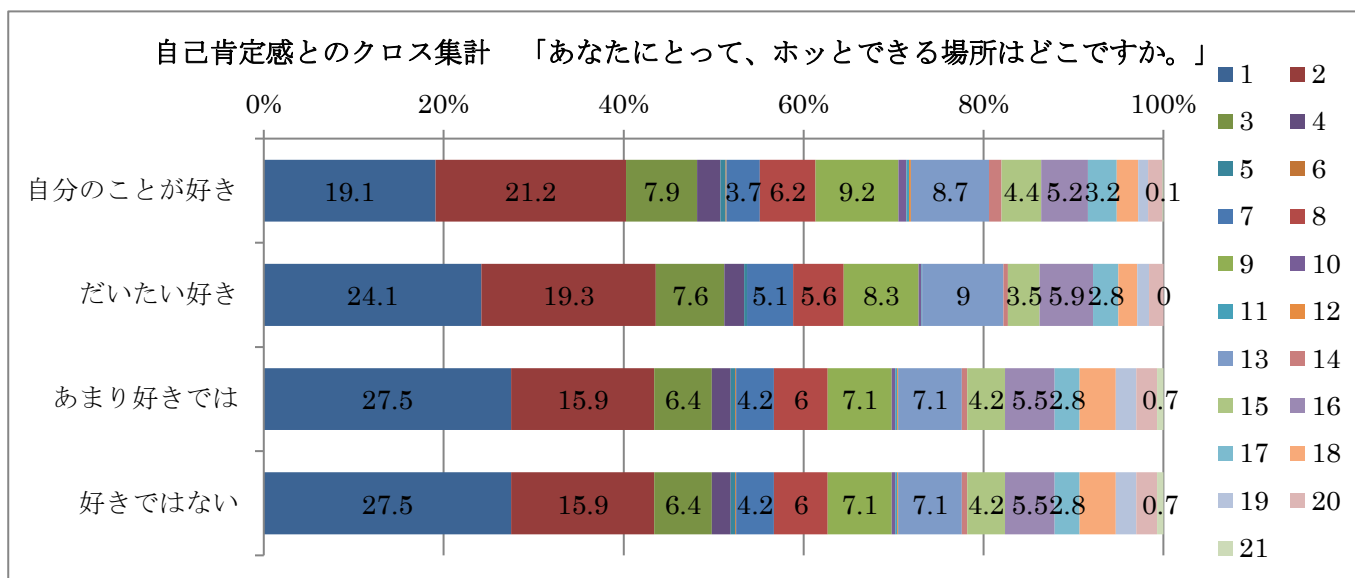
- | | | | |
|--------------------------------|-----------------|------------------|-------|
| ① 自分の部屋 | ② 家族と一緒に過ごす部屋 | ③ 学校 | ④ 保健室 |
| ⑤ 中間教室 | ⑥ フリースクール | ⑦ クラブ活動・部活動の場所 | |
| ⑧ 友達の家 | ⑨ 祖父母や親戚の家 | ⑩ 児童館・児童センター | |
| ⑪ 学童クラブ | ⑫ 青少年の居場所 | ⑬ 図書館 | ⑭ 公民館 |
| ⑮ 公園 | ⑯ 山や川などの自然のある場所 | ⑰ 塾や習いごと、スポーツの教室 | |
| ⑱ ゲームセンター、カラオケボックス、まんが喫茶 | | | |
| ⑲ コンビニエンス・ストア、ファストフード、喫茶店などのお店 | | | |
| ⑳ その他 | ㉑ ホッとできる場所はない | | |

あなたにとって、ホッとできる場所はどこですか (複数選択可能)



あなたにとって、ホッとできる場所はどこですか。
(複数回答可能)



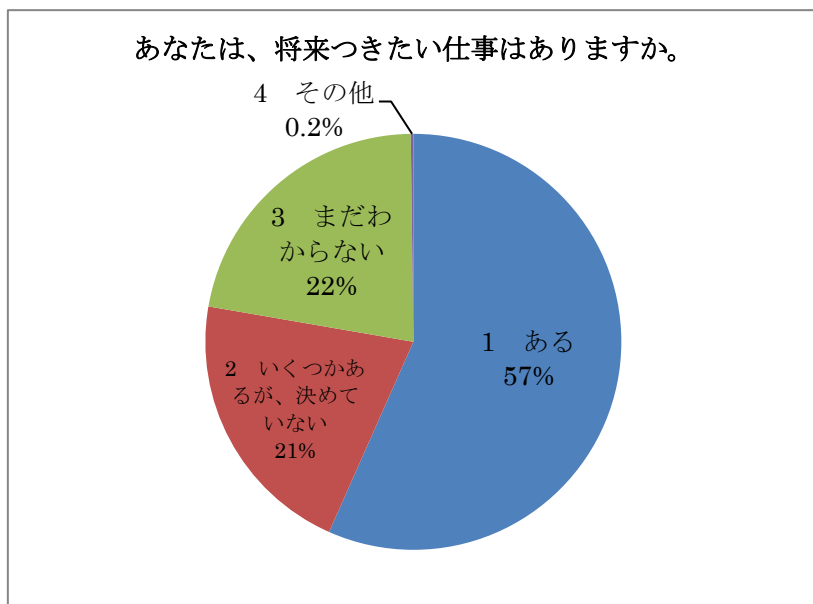


「㊹ その他」を選んだ子どもの記述内容（一部抜粋）

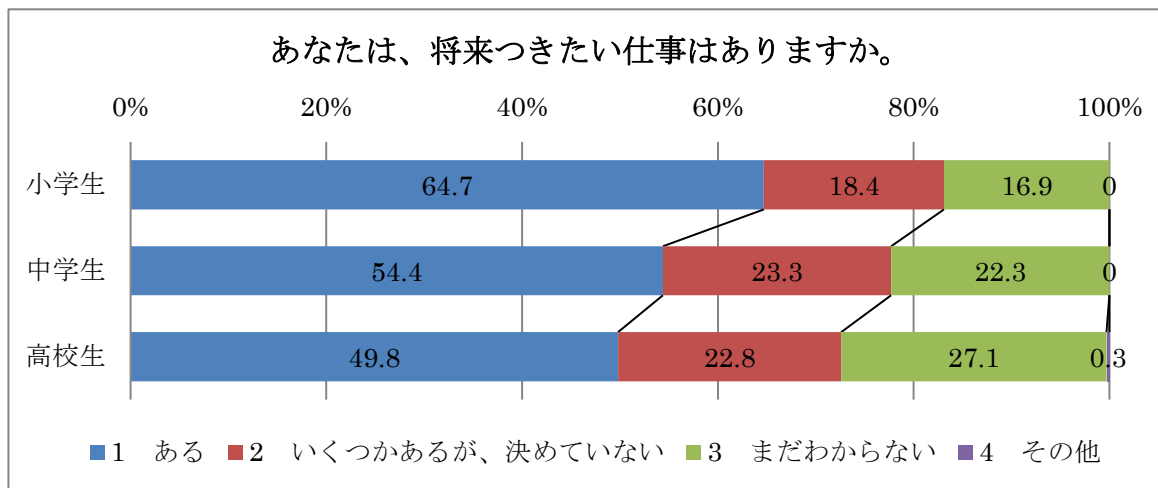
- ・トイレ
- ・おふろ
- ・ペットの前
- ・ふとんの中
- ・しずかな所
- ・本屋
- ・学校の教室

- ・ホッとできる場所として「① 自分の部屋」「② 家族と一緒に過ごす部屋」の順に回答する子どもが多く、家庭での居場所が子どもたちの安定にとって大切であることが窺える。
- ・「㊹ ホッとできる場所はない」と回答した子どもは、全体の0.5%にとどまった。
- ・自己肯定感の低い子どもほど、「⑯ ない」と答える割合が若干だが、高くなるほか、「② 家族と過ごす部屋」と答える割合が減り、「① 自分の部屋」を好む割合が高くなっている。

問28 あなたは、将来つきたい仕事はありますか。



- ・将来つきたい仕事が「ある」「いくつかある」と答えた子どもは、全体の78%。
- ・年齢が上がるにつれて、「ある」と答える子どもの占める割合は減少し、「まだわからない」と答える子どもの割合が増加する。年齢があがるにつれ、将来の仕事について現実的に考えたり、視野が広がったりすることで、迷いが生じている様子が窺える。



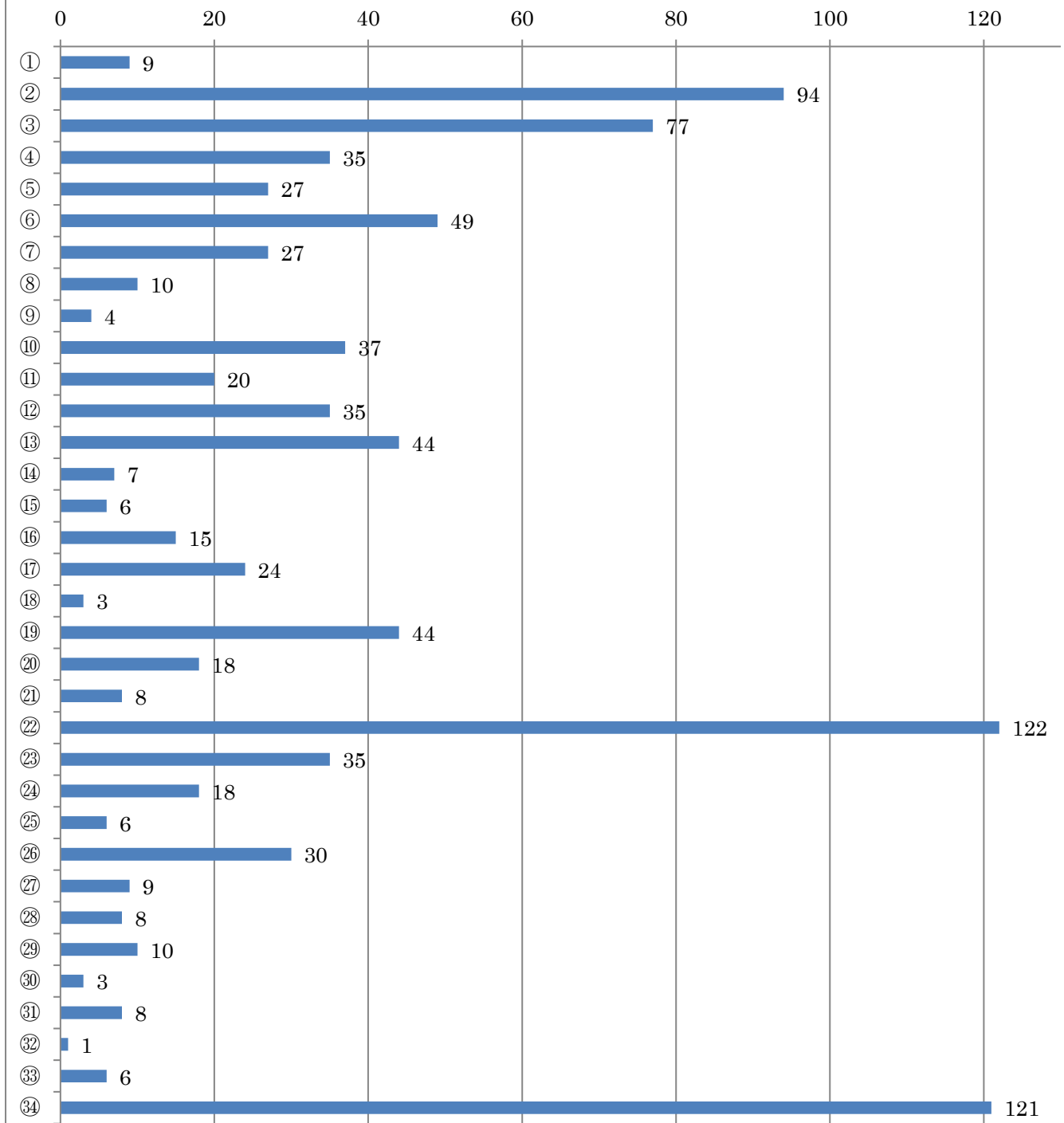
「4 その他」を選んだ子どもの記述内容

- ・ない。
- ・できる事なら何でも。

問 2 9 それは、どんな仕事ですか。

- | | | |
|--------------------------------------|------------------------------|---------------|
| ① 弁護士、裁判官、検察官 | ② 医者、歯科医、薬剤師 | ③ 看護師、介護福祉士 |
| ④ 獣医、動物飼育、ペットショップ、トリマー | | ⑤ 警察官、消防士、自衛官 |
| ⑥ 幼稚園、保育園の先生 | ⑦ 学校の先生 | ⑧ 大学教授、科学者 |
| ⑨ パイロット、客室乗務員 | ⑩ コンピュータ関係（システムエンジニア、ソフト開発等） | |
| ⑪ 建築士、設計士 | ⑫ コック、調理師、栄養士 | ⑬ 理容師、美容師 |
| ⑭ 通訳、翻訳家 | ⑮ 会社の社長 | ⑯ 会社員 |
| ⑰ 公務員 | ⑱ 商店主など自営業者 | ⑲ パン屋、ケーキ屋、花屋 |
| ⑳ 自動車整備士、自動車・電車などの運転士 | | |
| ㉑ 店員、販売員、ウェイター、ウェイトレス | | |
| ㉒ スポーツ選手 | | |
| ㉓ 歌手、ミュージシャン、俳優、タレント、バンド、芸人、ダンサー | | |
| ㉔ 画家、デザイナー、写真家 | ㉕ 音楽家、作曲家 | |
| ㉖ 作家、アニメ作家、漫画家、映画監督 | | |
| ㉗ 新聞記者、アナウンサー、キャスター、レポーター、テレビのディレクター | | |
| ㉘ 土木・建築作業員 | ㉙ 農業・林業 | ㉚ 漁業 |
| ㉛ 職人 | ㉜ 政治家（議員、市長、県知事、総理大臣など） | |
| ㉝ 宇宙飛行士 | ㉞ その他 | |

それは、どんな仕事ですか

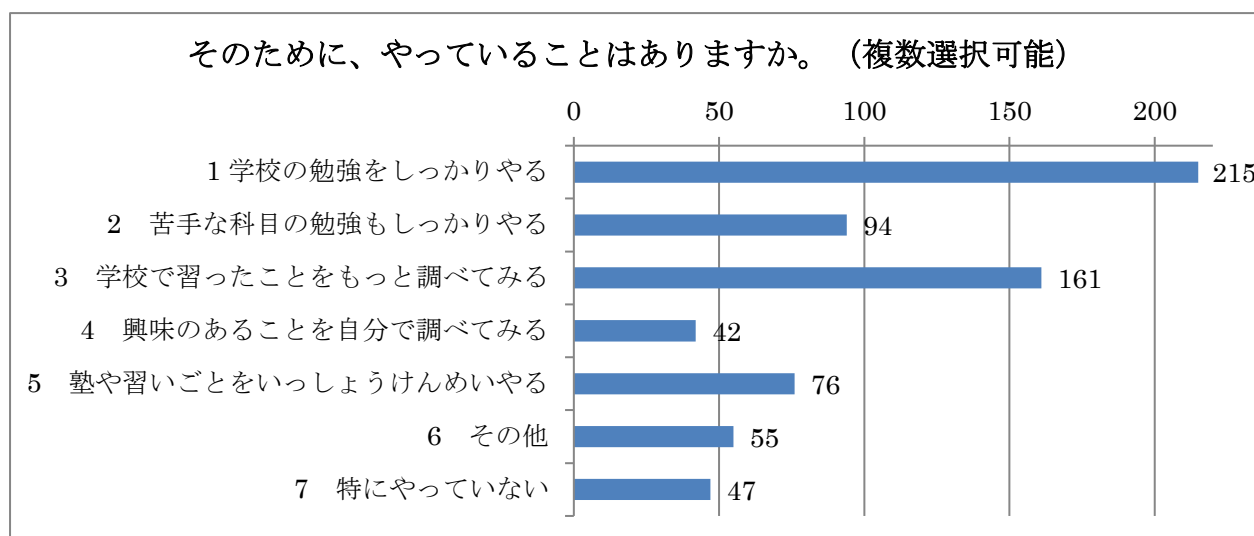


「㉞ その他」を選んだ子どもの具体的な内容（一部抜粋）

- ・本屋さん
- ・医学療法士
- ・テーマパークスタッフ
- ・ネイリスト
- ・楽器修理
- ・理学療法士
- ・製造業
- ・声優
- ・病児保育士

・将来つきたい仕事として「㉒ スポーツ選手」「㉒ 医者、歯科医、薬剤師」「㉓ 看護師、介護福祉士」を選ぶ子どもの順に多かった。

問30 そのために、やっていることはありますか。(複数回答可能)

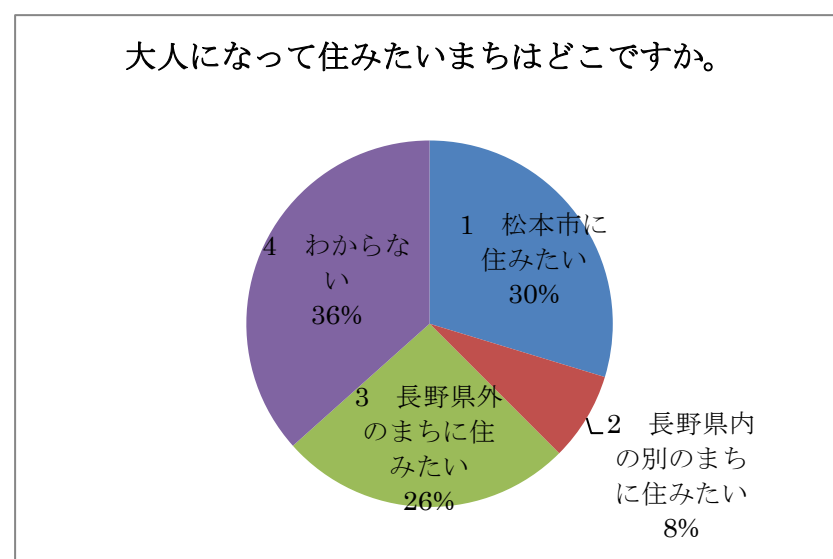


「6 その他」を選んだ子どもの記述内容(一部抜粋)

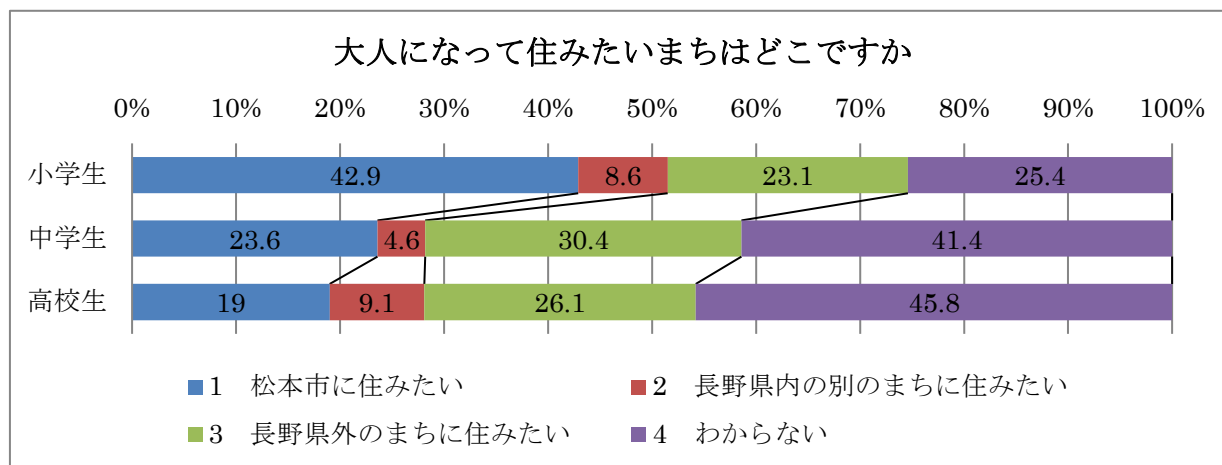
- ・たくさん練習する。
- ・できるだけ何事も本気でやる。
- ・人とたくさん触れ合う。仲良くする。
- ・やりたい仕事の店で、バイトをする。

・将来つきたい仕事につくためとして、「学校の勉強をしっかりとやる」「学校で習ったことをもっと調べてみる」と回答した子どもが多く、身近な学校の授業から理解を深めようとしている様子が窺える。

問31 大人になって住みたいまちはどこですか。



- ・大人になって住みたいまちとして「松本市」と答えた子どもは、全体の30%だった。
- ・年齢が上がるにつれて、「松本市に住みたい」と答える子どもの割合が減少する。対して、「進路が分からないから」等、将来を現実的に考えたり、視野が広がったりすることで、「わからない」と回答する子どもの割合が増加している。



問3 1－2 それは、どうしてですか。

「1 松本市に住みたい」と答えた子どもの記述内容（一部抜粋）

- ・松本市が好きだから。
- ・生まれ育ったまちだから。
- ・地元が一番安心できるから。
- ・住み慣れた所だから。
- ・自然が豊かだから。

「2 長野県内の別のまちに住みたい」と答えた子どもの記述内容（一部抜粋）

- ・いろいろな所に住んでみたいから。
- ・空気がきれいで自然がたくさんあるから。
- ・県外へ出るつもりはないが、松本市からは出たい。
- ・長野県では、これまでずっと育ってきたから。
- ・もっと自然の多い所で過ごしてみたいから。

「3 長野県外のまちに住みたい」と答えた子どもの記述内容（一部抜粋）

- ・他の県がどういうところか、あまり深く知らないし、より多くの人と会ってみたいと思ったから。
- ・自分の行きたい学校があるから。
- ・都会に住みたいから。
- ・外国へ留学したいから。
- ・長野県はつまらないから。
- ・やりたい仕事のために適した環境が県外にあるため。

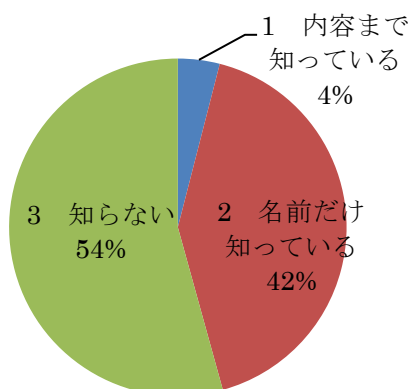
「4 わからない」と答えた子どもの記述内容（一部抜粋）

- ・まだ住みたい街が決まっていないから。
- ・自分の進路が分からないから。
- ・仕事によって、どこに住むかわからないので、まだ決めていない。
- ・もっといろいろな場所を知ってから決めたい。

〔保護者へのアンケート〕 ※保護者へのアンケートはH27から開始

問1 松本市に子どもの権利に関する条例がある事を知っていますか。

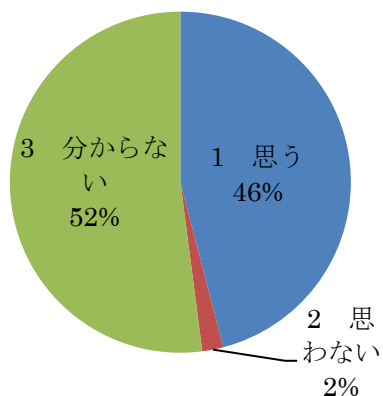
松本市に子どもの権利に関する条例がある事を知っていますか。



- ・子どもの権利に関する条例について「内容まで知っている」「名前だけ知っている」と回答した保護者は、全体の46%だった。
- ・子どもだけでなく、保護者に対しても条例について周知に努める必要がある。

問2 松本市に子どもの権利に関する条例ができてよかったと思いますか。

松本市に子どもの権利に関する条例ができてよかったと思いますか。



- ・子どもの権利に関する条例についてできてよかったと「思う」保護者は、全体の46%。
- ・「思わない」と答えた保護者の多くは、条例が機能することへの疑問を理由に挙げている。

問3 問2で「1 思う」「2 思わない」と答えた理由。

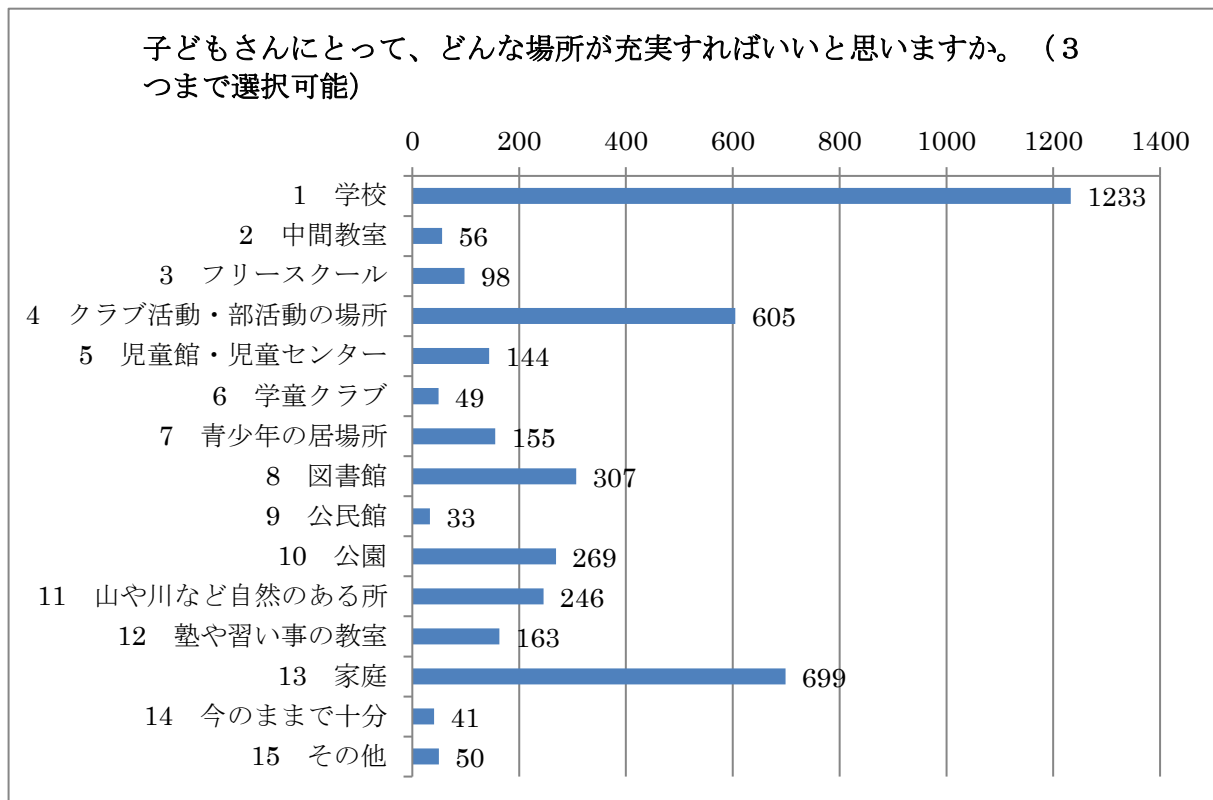
「1 思う」と答えた理由（一部抜粋）

- ・子どもがまちづくりに関わる、子どもが大切にされ自信を持てる街になる。素敵だと思うし、実現したい。
- ・市民が子どもの権利に関して、意識することができる。
- ・明文化されたことで、概念がはっきりした。
- ・条例ができたことで、「こころの鈴」相談室開設、はぐまつの設定など、子どもにとってもっとよい事は何かと考え、救済の場を増やしてきていること。
- ・子どもたちが健やかに過ごせるから。

「2 思わない」と答えた理由（一部抜粋）

- ・条例ができたところで、子どもが守られているとは思えない。
- ・生活の中で役立つとは思えない。
- ・機能しているとは思えない。
- ・条例があるから、と安心して具体的に権利をおかされている子供の救済があとまわしになりそう。

問4 子どもさんにとって、どんな場所が充実すればいいと思いますか。（3つまで選択可能）



「15 その他」の記述内容（一部抜粋）

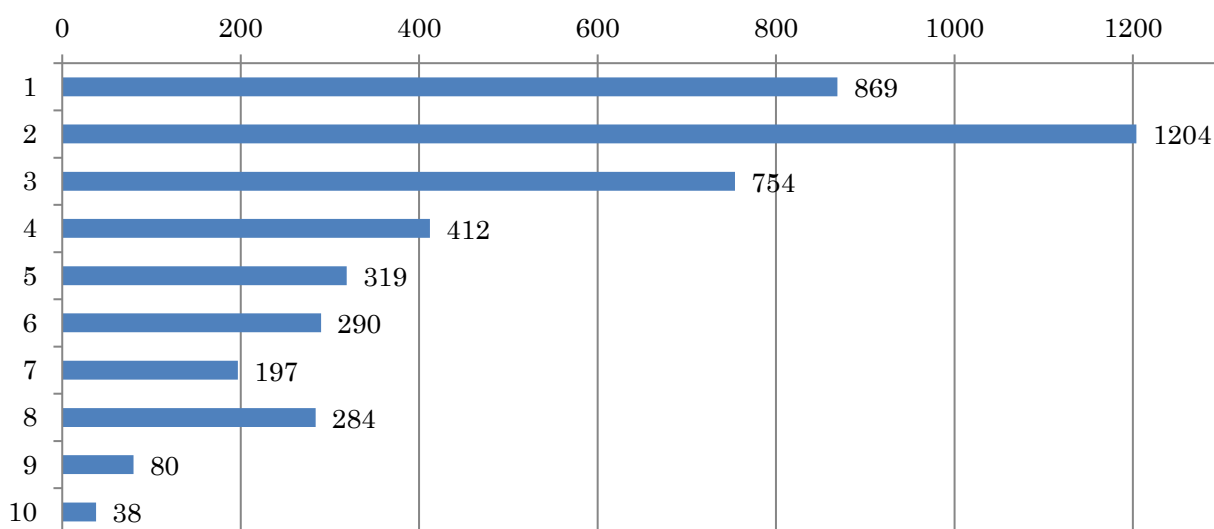
- ・交通機関
- ・各種の体験的なイベントや催し物。
- ・雨天でも運動できる場所や、様々な体験ができる屋内施設
- ・地域との関わり、隣近所でさえ年齢が違っていると会う機会があまりない。
- ・支援が必要な子どもたちを受け入れ、支援してくれる場所。
- ・放課後の活動場所

・子どもにとって「学校」が充実すればいいと答える保護者が最も多く、次いで「家庭」「クラブ活動・部活動の場所」と答える保護者が多かった。

問5 子どもさんが健やかに育つために、必要だと思うものにはどんなことがありますか。（3つまで選択可能）

- 1 学校での教育を充実すること
- 2 家庭での親子のふれあいをする事
- 3 子どもが社会や文化などに関するさまざまな体験をすること
- 4 子どもが自然に関するさまざまな体験をすること
- 5 子どもが地域活動やボランティア活動に参加すること
- 6 子どもが異年齢の子どもたちとさまざまな体験をすること
- 7 地域が犯罪や非行の防止活動をする事
- 8 犯罪や非行防止のための教育をすること
- 9 犯罪や非行防止のための規制を作ること
- 10 その他

子どもさんが健やかに育つために、必要だと思うものにはどんなこと
がありますか。（3つまで選択可能）

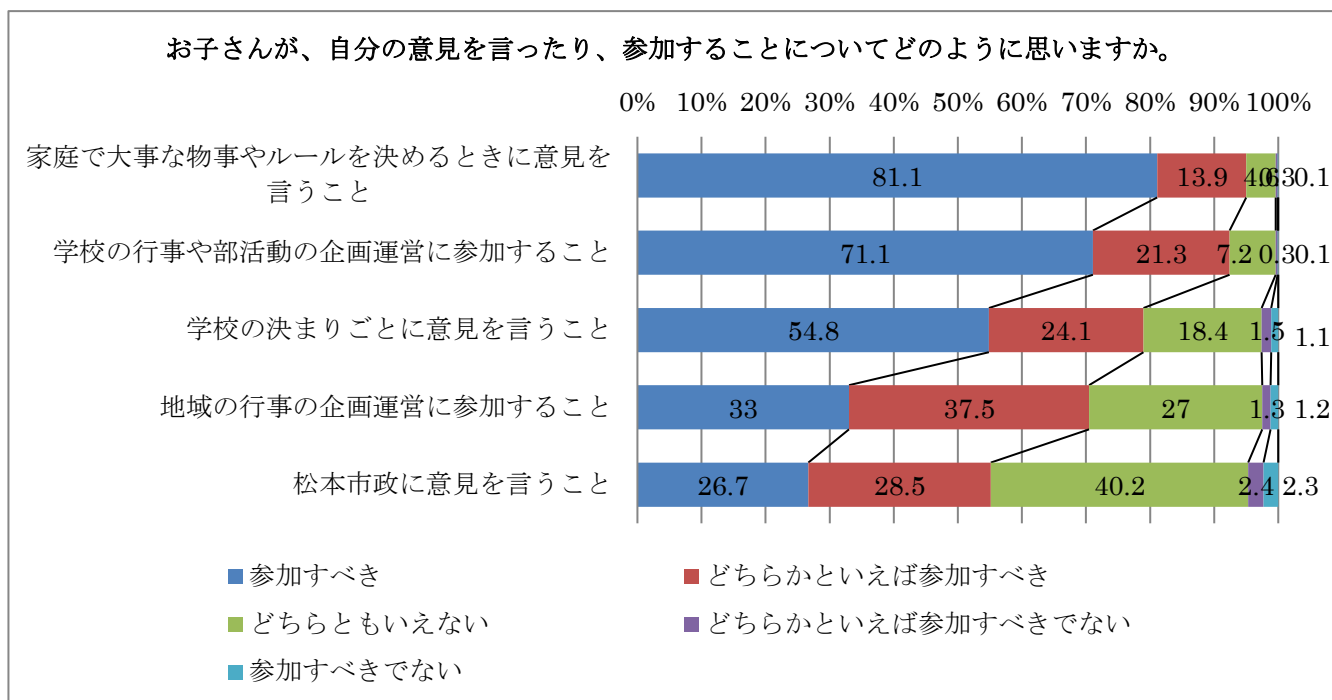


「10 その他」の記述内容（一部抜粋）

- ・家庭でのしつけ
- ・大人の心が安定していること。
- ・家庭環境の充実
- ・家庭だけでなく周囲の大人が子供たちに関心を持つこと
- ・親でなく、尊敬できる大人と出会い、いろいろな経験ができること。
- ・安心して通える学校
- ・教員数と若年齢層の充実

・子どもが健やかに育つために必要なのは、「家庭での親子のふれあい」と答えた保護者が最も多く、次いで「学校での教育の充実」「社会や文化に関するさまざまな体験」が多かった。

問6 次の事柄を決めるときなどに、お子さんが、自分の意見を言ったり、参加することについてどのように思いますか。



- ・子どもが意見を言ったり、参加することについて、「家庭」や「学校の行事や部活動」といった、子どもにとって特に身近なことに限っては、90%以上の保護者が「参加すべき」「どちらかといえば参加すべき」と回答した。
- ・「学校の決まり事」「地域の行事」「松本市政」との順に「参加すべき」と回答する保護者の割合は減少しており、「どちらともいえない」と回答する保護者が増加している。
- ・全項目について、「参加すべき」「どちらかといえば参加すべき」と回答した保護者の割合が半数以上を占めており、「どちらかといえば参加すべきでない」「参加すべきでない」と回答した保護者の割合は、全体の1割未満にとどまっている。
- ・以上から、「どちらともいえない」保護者も多いが、子どもが社会に参加することについて肯定的な保護者は多く、「まつもと子ども未来委員会」のような機会の確保が重要である。